

## 《資料編》

- 資料 1 : 諮問書
- 資料 2 : 答申書
- 資料 3 : 白岡市環境審議会名簿
- 資料 4 : 白岡市の環境の現況
- 資料 5 : 環境に関する市民・  
事業者アンケート
- 資料 6 : 白岡市環境基本条例
- 資料 7 : 用語集

## 資料 1. 諮問書

環 第 366 号  
令和7年10月31日

白岡市環境審議会  
会長 弓木 裕一 様

白岡市長 藤井 栄一郎

第2次白岡市環境基本計画（改訂版）の策定等について（諮問）  
下記の件について、白岡市環境基本条例（平成22年条例第12号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

第2次白岡市環境基本計画（改訂版）（案）について

## 資料2. 答申書

環 審 第 4 号  
令和8年2月13日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市環境審議会  
会長 弓木 裕一

第2次白岡市環境基本計画（改訂版）の策定等について（答申）

令和7年10月31日付け環第366号で諮問のあった第2次白岡市環境基本計画（改訂版）の策定等について、本審議会の意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

### 記

当審議会は、「第2次白岡市環境基本計画（改訂版）の策定等（案）」について諮問を受け、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画案は、本市の現状を踏まえ、総合振興計画や都市計画マスタープランなどとの整合性を図り、市・市民・事業者の三者協働で取り組む望ましい環境像が示されている計画であること、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人づくりに関する基本目標ごとに具体的な数値目標が示されているなど、諮問案は総体的に妥当であると判断します。

また、本計画の改訂に併せ、市全体として温室効果ガスの排出量を削減するための目標や取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び近年の気候変動への適応策を示す「気候変動適応計画」を新たに策定したことを高く評価するものです。

なお、これらを踏まえて、本計画の推進に当たっては、次の事項に配慮するとともに、施策の実効性を高めるため、適切な進捗管理及び分かりやすい情報提供に努めることを強く要望します。

#### 1 身近な環境問題について

審議会では雑草問題や水環境、土壌汚染の問題など、地域における身近な課題についても多く議論されました。身近な課題ほど、簡単には解決し難い問題が多いのも事実ですが、市民にとっては最も重要で切実な課題となります。市としても可能な限り、積極的に関係機関や地域と連携して、市民の声に耳を傾け、適切に対処することを要望します。

#### 2 脱炭素社会への取組について

第2次白岡市環境基本計画で定めていたリーディングプロジェクトの中の一つに、「脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト」がありました。

市では令和5年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

実現に当たっては大きなハードルがあるものと考えられますが、本計画において新たに策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」が、社会変革のきっかけとなるよう、三者協働で脱炭素社会の実現に向けて着実に進めていくことが重要です。

それにはまず、市民一人一人の省エネルギーへの心掛けやエコドライブの実践など、日常生活でできる取組の促進、創エネ・省エネ機器等の導入支援、環境負荷低減に資する技術動向の把握等を進め、新たな時代の白岡市の環境がより良きものとなるよう努力することを要望します。

### 3 本計画や市の環境に関する周知方法について

環境問題に対する取組は、市・市民・事業者の三者協働が基本となります。しかし、本計画の策定に当たり実施した市民・事業者アンケートの結果では、前回に引き続き白岡市環境基本条例や白岡市環境基本計画についての認知度が低いという課題が明らかとなりました。市・市民・事業者が三者協働でより良い環境づくりを行っていくには、まずは本計画を、子どもたちを含む多くの市民や事業者に知ってもらうことが必要不可欠です。広報やホームページ、SNS、教育・学習の場、イベント時などの様々な場面で、本計画を知ってもらえる機会を作るように努めることを要望します。

また、環境に関する用語や説明は専門的なものも多く、市民が理解するには難しい内容もあると考えます。本計画には巻末に用語集があり、また、概要版や子ども版を作成し、広く配布する予定となっていますが、今後の計画の推進に当たっては、市民が環境問題について理解しやすいように努めることを要望します。

## 資料3. 白岡市環境審議会名簿

区分	氏名	団体名等	備考
(第1号委員) 学識経験者 (2名)	仁木 俊夫	日産化学株式会社 生物科学研究所	
	福田 慎太郎	エコドライブ研究所	副会長
(第2号委員) 関係団体の長が 推薦した者 (5名)	情野 雄太郎	白岡緑と土の会	
	伊藤 昌美	白岡市薬剤師会	
	弓木 裕一	白岡市商工会	会長
	浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会	
	高橋 史典	白岡市PTA連絡協議会	
(第3号委員) 公募に応じた者 (3名)	片山 俊樹		
	新居 敦子		
	松原 弘一		

任期：令和7年7月3日から令和9年7月2日まで

## 資料 4. 白岡市の環境の現況

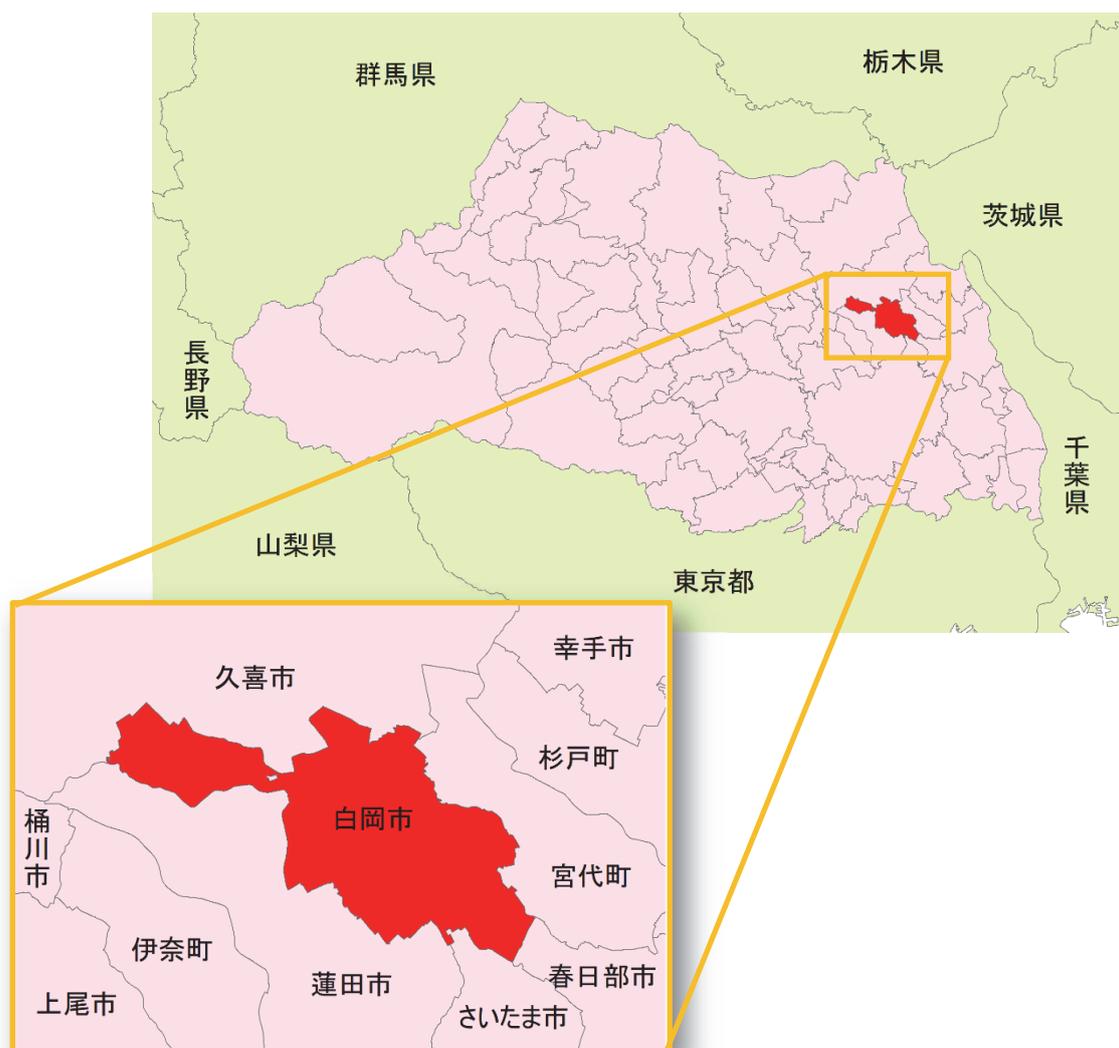
### 1. 概況

#### (1) 位置と沿革

白岡市は、埼玉県東部に位置し、総面積は約 24.92km<sup>2</sup>、市域は東西 9.8km、南北 6.0km であり、南東部はさいたま市及び春日部市、南西部は蓮田市、北部は久喜市、東部は宮代町にそれぞれ隣接しています。

市内には、JR 宇都宮線の白岡駅、新白岡駅をはじめ、東北縦貫自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡 JCT、白岡菖蒲 IC などが存在し、都心や周辺地域への良好なアクセスが可能となっています。

前身である白岡町は、昭和 29 年（1954 年）9 月 1 日に日勝村、篠津村、大山村（上大崎を除く）の合併により誕生し、その後、平成 22 年（2010 年）の国勢調査で人口が 5 万人を超えたことから、平成 24 年（2012 年）10 月に単独で市制施行し、白岡市となりました。

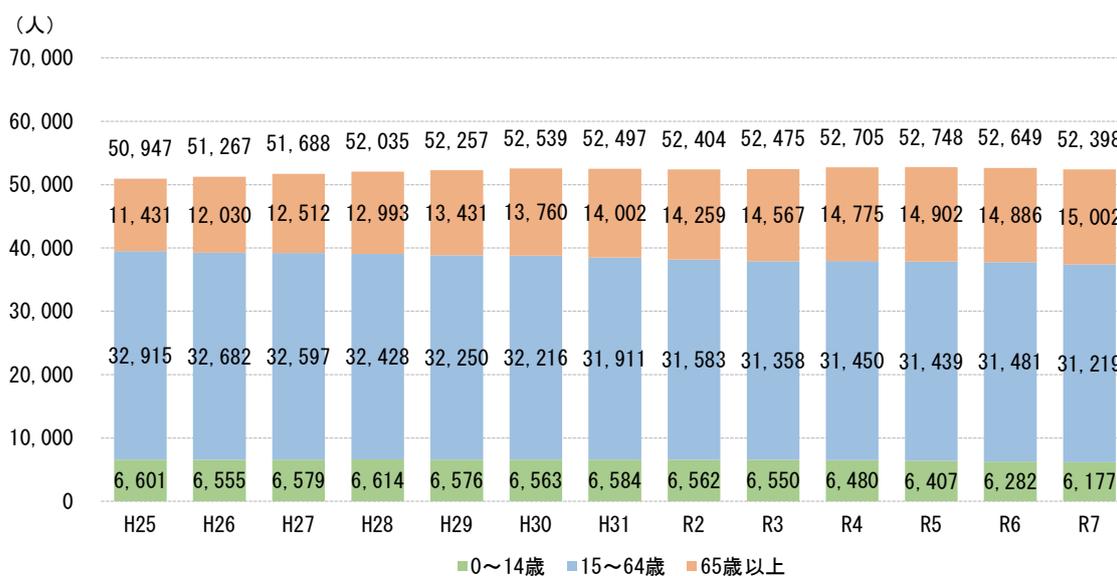


■白岡市の位置

## (2) 人口

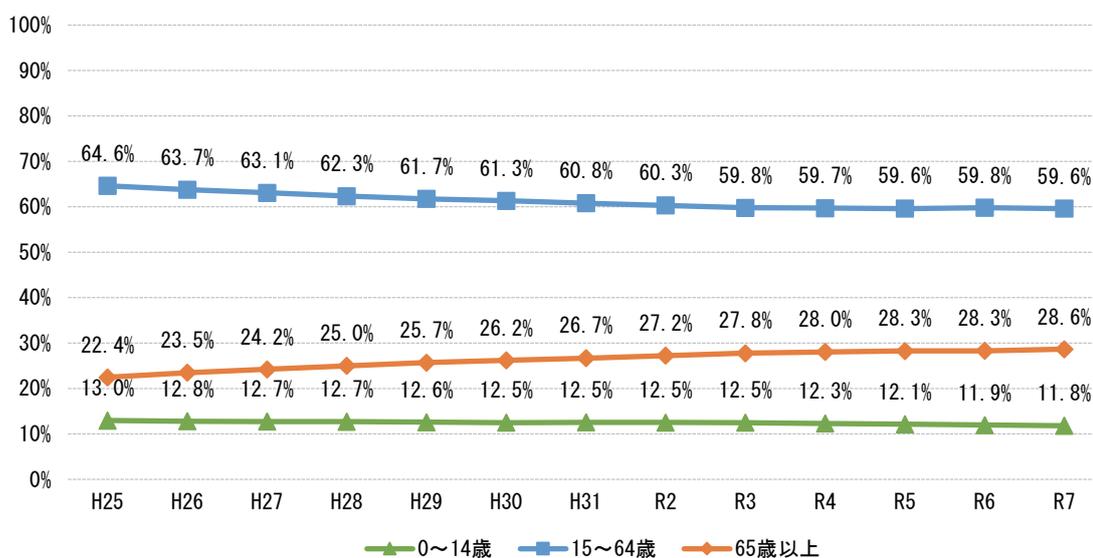
白岡市の総人口は、市制施行後の平成25年(2013年)以降は微増傾向となっており、令和7年(2025年)の人口は52,398人となっています。

年齢区分別にみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にある一方で、高齢者人口(65歳以上)は年々増加しており、平成25年(2023年)から約3,600人増加し、人口割合は28.6%となっています。



出典：埼玉県町(丁)別人口調査(各年1月1日)

### ■白岡市の年齢区分別人口の推移



出典：埼玉県町(丁)別人口調査(各年1月1日)

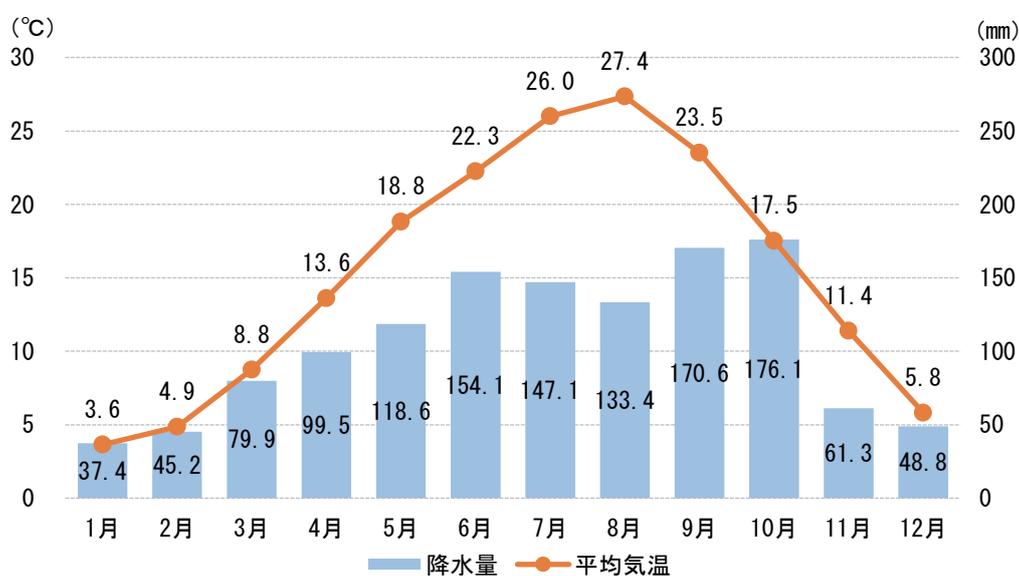
### ■白岡市の年齢区分別人口割合の推移

### (3) 気象

白岡市に最も近い久喜地域気象観測所の観測値によると、平成17年（2005年）～令和6年（2024年）までの20年間の平均では、年平均気温は15.3℃、年間降水量は1,272mmとなっています。

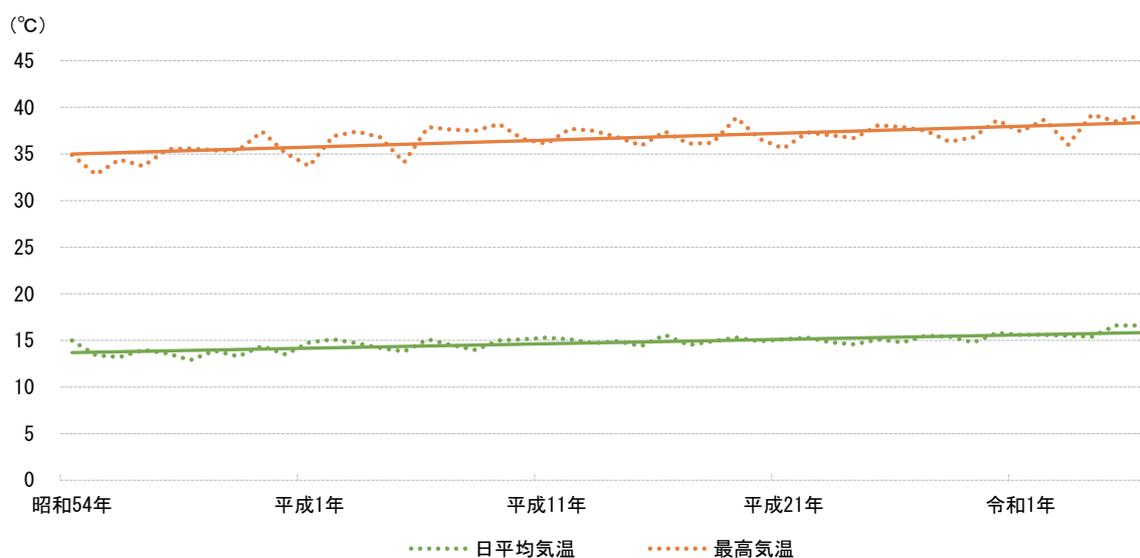
月別にみると、気温は8月が27.4℃と最も高く、降水量は夏から秋にかけて（6～10月）が150mm前後と多くなっています。

また、日平均気温及び最高気温は長期的な上昇傾向を示しており、昭和54年（1979年）～昭和63年（1988年）の10年間の最高気温の平均値は35.0℃であるのに対して、直近10年間（平成27年（2015年）～令和6年（2024年））では37.8℃と2.8℃高くなっています。



出典：気象庁

■ 月別の気温と降水量



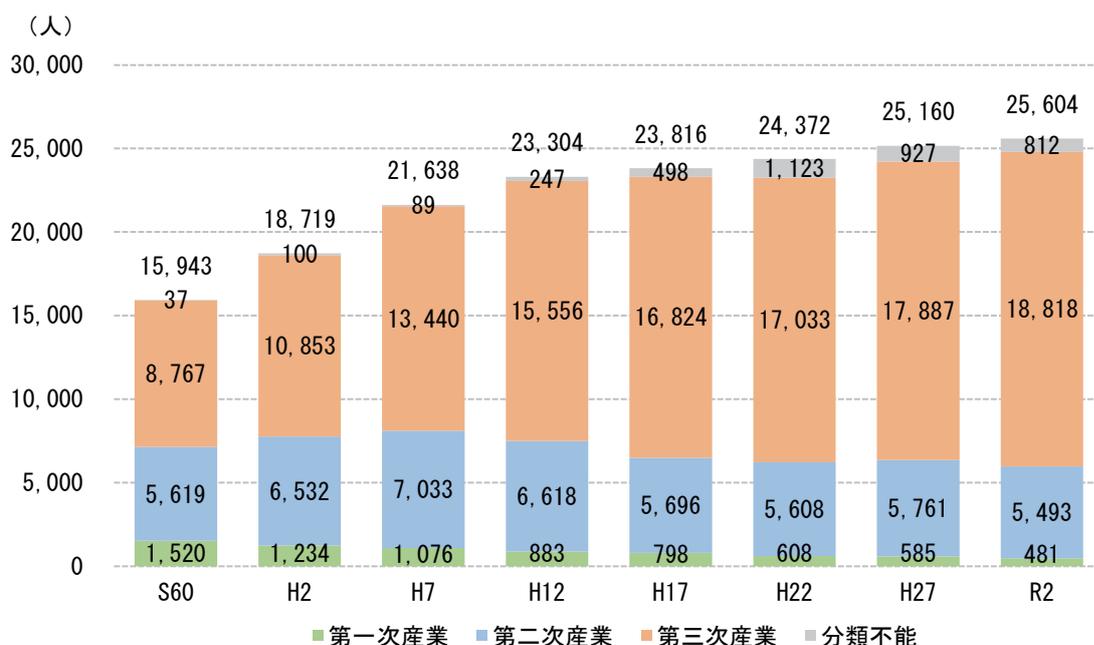
出典：気象庁

■ 気温の推移

#### (4) 産業

白岡市の就業者数は年々増加しており、令和2年（2020年）で25,604人となっています。

産業別就業者数をみると、第1次産業（農業）は大きく減少しており、昭和60年（1985年）と比較すると約1/3となっています。一方で、第3次産業（小売業、サービス業等）は増加傾向にあり、令和2年（2020年）では18,818人と全体の7割以上を占めています。



出典：国勢調査

#### ■ 産業別就業者数の推移

#### 【白岡美人】

白岡市は、県内有数の梨の産地であり、白岡市産の梨は「白岡美人」の愛称で親しまれています。

「白岡美人」の名称は、平成13年に白岡産の特別栽培農産物の愛称及びシンボルマークを市民から募集した際、皮をむいたときのその白く可憐な果実が色白の美人のイメージに近いことから名づけられました。

白岡市で採れる梨の主な品種としては、「幸水」、「彩玉」、「豊水」、「あきづき」、「新高」、「新興」、「新雪」があり、それぞれ違った特徴を持っています。



## (5) 交通

白岡市の主要道路は、南北を結ぶ東北縦貫自動車道と国道 122 号、東西を結ぶ首都圏中央連絡自動車道(国道 468 号)で構成されており、市内及び周辺には久喜白岡 JCT、白岡菖蒲 IC、蓮田スマート IC が存在します。また、これらを補完するような形で県道さいたま栗橋線をはじめとした県道・市道が市内を通過しています。

公共交通機関としては、JR 宇都宮線(白岡駅、新白岡駅)のほか、路線バス、のりあい交通が存在します。

路線バスは民営の朝日バスが運行しており、「白岡駅～除堀～菖蒲仲橋」、「蓮田駅東口～西新宿～菖蒲仲橋」、「蓮田駅西口～柴山～菖蒲車庫」の区間が運行しています。

のりあい交通は、利用者があらかじめ予約をして、同じ方面に行く人と乗り合いながら目的地に移動する交通機関であり、市民ならだれでも利用することができます。



出典：白岡市ウェブサイトを加工して作成

### ■公共交通機関の路線図

### ■主要道路の交通量

道路種別	路線名	区間	小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
高速道路	東北自動車道	蓮田スマート～久喜白岡JCT	53,912	32,352	86,264
一般国道	一般国道 122 号	久喜市菖蒲町台～荒井新田	19,806	8,858	28,664
		桶川北本～桶川加納～白岡菖蒲	28,459	30,942	59,401
	首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT～幸手	17,245	18,412	35,657
		白岡菖蒲～久喜白岡JCT	30,507	31,220	61,727
主要地方道	さいたま栗橋線	蓮田市関山～篠津	22,824	7,330	30,154
		篠津～久喜市江面	25,777	8,348	34,125
	さいたま菖蒲線	柴山～久喜市菖蒲町	7,040	1,592	8,632
	さいたま幸手線	岡泉～下野田	11,168	2,374	13,542
	春日部菖蒲線	太田新井～篠津	14,509	5,492	20,001
		篠津～久喜市樋ノ口	6,370	1,198	7,568
上尾久喜線	下大崎～久喜市樋ノ口	7,062	1,820	8,882	

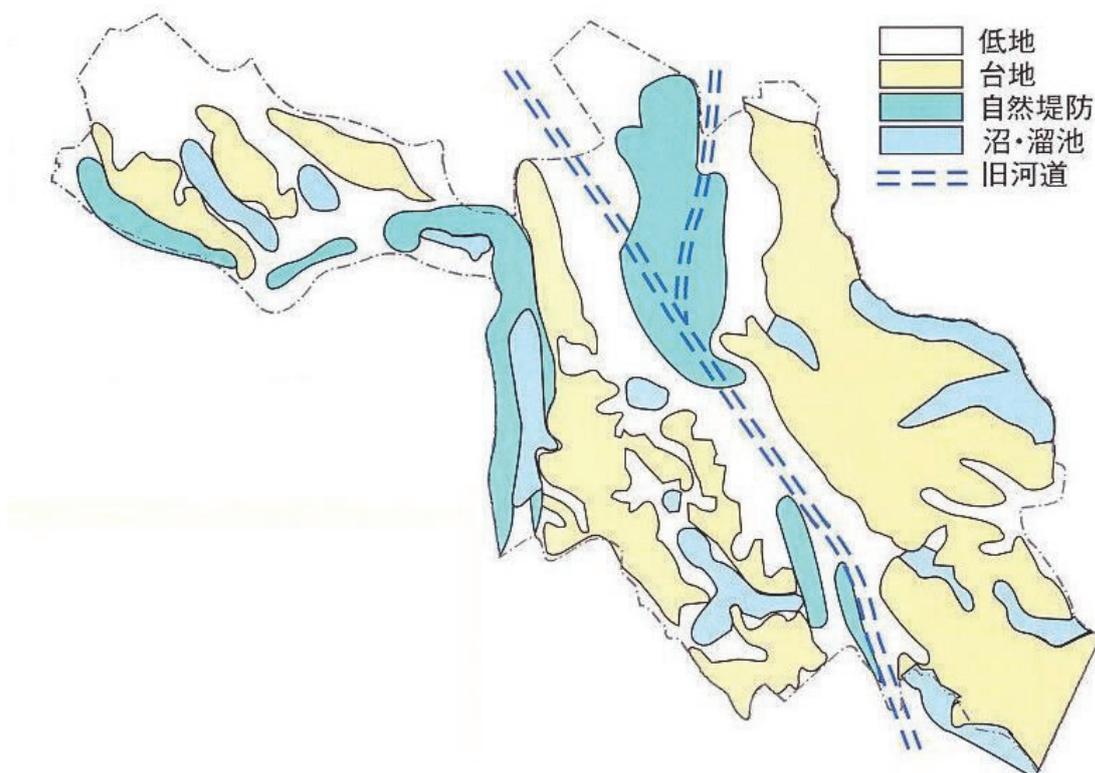
出典：令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査

## 2. 自然環境

### (1) 地形・地質

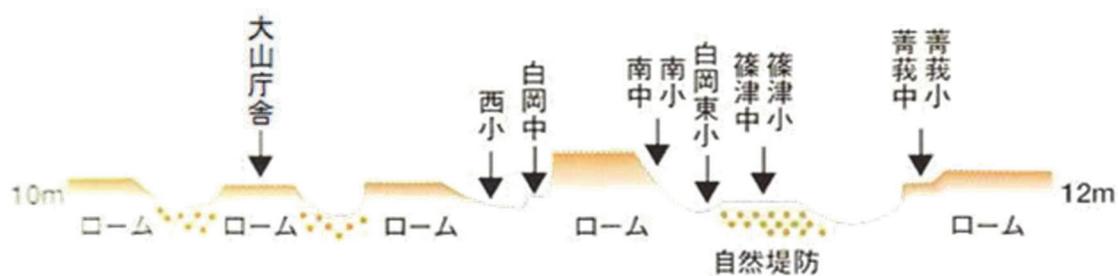
白岡市の地形は、台地と低地が入り組んだ複雑な地形をなしており、台地と低地の区分は、10mの等高線とほぼ一致しています。台地は箱根火山噴火時の降灰が堆積した赤土（関東ローム層）が表土を覆い、その下部には砂と礫を含んだ層がみられます。

低地は、利根川や支流の氾濫などによって土砂が運ばれ、堆積してできた沖積地です。



出典：白岡市教育委員会

■地形復元図



出典：白岡市教育委員会を加工して作成

■地形断面図

## (2) 河川

市内の河川は、国の一級河川に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川があります

用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水・笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の水源となっています。

市の西側にある柴山沼は、川越市の伊佐沼に次ぐ県内第2位の面積を誇る自然沼であり、年間を通して多くの人を訪れています。



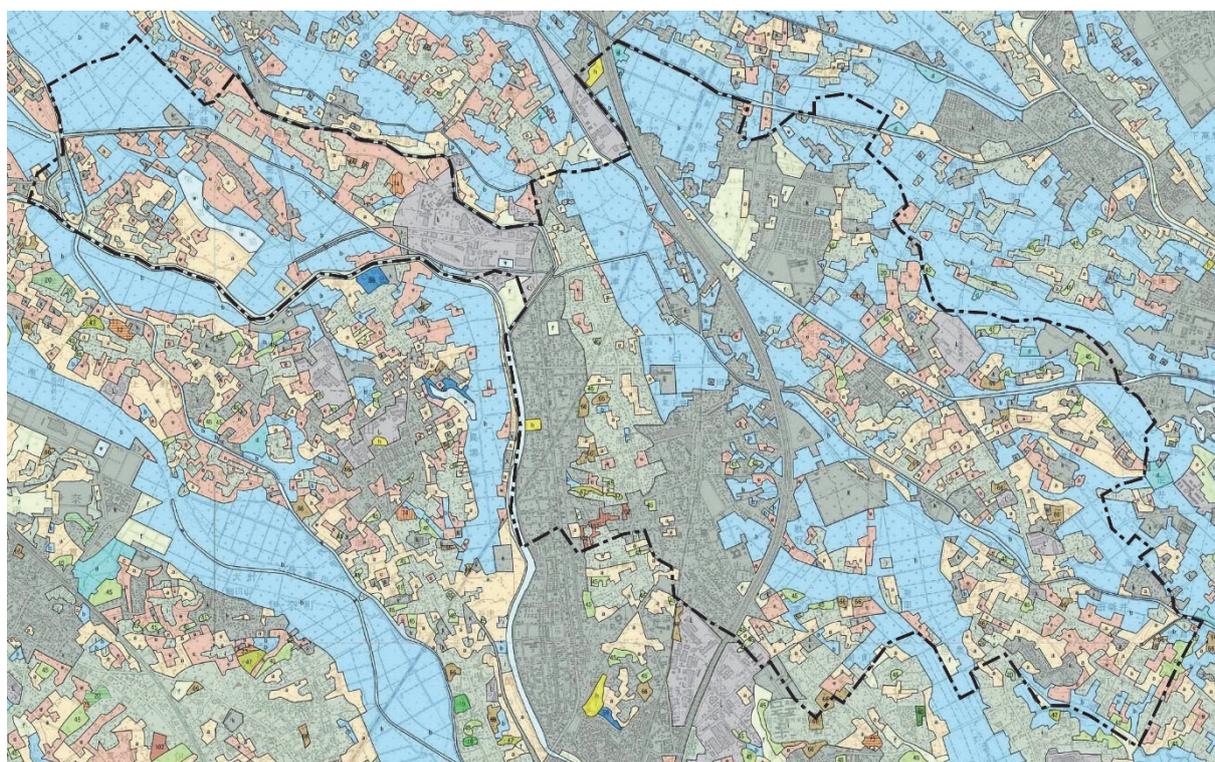
出典：白岡市ウェブサイト

■河川図

### (3) 植生

白岡市の植生は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

また、台地部の所々にクヌギ-コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林などの樹林地が点在し、本市の旧来の自然や景観をとどめる貴重な場となっていますが、近年では開発に伴い、減少の傾向にあります。



#### 植生図 凡例

20 シラカシ屋敷林	74 マダケ・ハチク林	b 水田雑草群落
45 クヌギ-コナラ群落	h ゴルフ場・芝地	k 市街地
47 アカシデーヌシデ群落 (VII)	f 路傍・空地雑草群落	i 緑の多い住宅地
102 アカマツ群落 (VII)	e 果樹園	L 工場地帯
66 スギ・ヒノキ・サワラ植林	a 畑雑草群落	w 開放水域

出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、平成12年度作成）

#### ■現存植生図

#### (4) 動物

白岡市には、かつては樹林地、草地、農地などに生息する多様な動物がみられましたが、開発の進展とともに自然環境に依存の強い動物類は減少し、現在では都市部に適応した鳥類や樹林等に支えられる昆虫類などにより動物相が形成されています。近年では水質の改善などにより、ウナギ、ナマズなどの魚類のほか、トンボなどの昆虫が徐々に回復しつつあります。

一方で、住宅地におけるスズメバチの営巣や、県内でのセアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリの発見、アライグマやハクビシンによる農作物被害、温暖化や外来種など、生き物に係る問題が顕著になってきています。

「白岡町史資料7 自然（昭和62年）」や、地元周辺の専門家によるヒアリングなどによると、白岡市に生息する動物類の概況は次のとおりです。

##### ■動物類の概況

項目	概況
哺乳類	アナグマ、テンなどは、大正、昭和初期以降みられなくなりました。イタチは減少しましたが、まれにみられます。 近年では、キツネやげっ歯類（アカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミなど）の目撃情報がありました。
鳥類	かつては、山林や草地、水辺に生息する多様な鳥類がみられました。近年では、キジ、カワセミはたまにみられますが、ウズラ、トビなどは、ほとんどみられなくなりました。よくみられる鳥類としては、キジバト、カラス、オナガ、ヒヨドリ、ムクドリなど、住宅街でもみられるもの、また、田畑に多いツグミ、カルガモ、チュウサギなどとなっています。
爬虫類	ヘビ類、カナヘビ・トカゲは減少しましたが、農村部では確認できます。スッポンはすっかりみられなくなりました。また、外来種ではミシシippアカミミガメなどがみられます。
両生類	かつてみられたイモリは、戦後急速に減少し、全くみられなくなりました。アカガエルもみられなくなりましたが、アマガエルは減少したものの水田等でみられるほか、トウキョウダルマガエル、ヌマガエルもみられます。
魚類	ドジョウは、戦後急速に減少しましたが徐々に戻りつつあります。ウナギ、ナマズは減少傾向にありますが、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、モツゴは確認できます。一方では、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシなどの外来種が増えてきています。
昆虫類	タガメ、ゲンゴロウなど、水田等に棲む水生昆虫類は昭和40年代にみられなくなりました。 トンボ類も昭和40年代に激減しましたが、ヤブヤンマ、ナツアカネなどは近年復活し、イトトンボ、シオカラトンボなども再び姿をみせはじめました。 バッタ・コオロギ類は、草原が減った分だけ減少しスズムシ、マツムシ、ウマオイ、クツワムシなどは、ほとんどみられなくなりました。セミ類は、樹木・果樹の多いところでみられます。甲虫類は、開発で自然が減った分だけ減少していますが、タマムシ、クワガタムシ、カブトムシなどもみられます。

## (5) 貴重な自然

### ① ふるさとの森

ふるさとの森とは、もともとは「緑豊かな住みよい環境づくりに寄与する貴重な山林」として、埼玉県が保全を目的に「ふるさとの森」に指定していた山林です。

平成23年（2011年）3月に埼玉県による指定期間が満了を迎え、引き続き白岡市が、市の「ふるさとの森」として指定しました。

現在、市内には2か所の「ふるさとの森」が指定され、市民から親しまれています。

市内に残される樹林地の多くは、屋敷林や社寺林となっていますが、「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、市内にわずかに残された雑木林のひとつであり、コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉樹と、シラカシ、ヒサカキ、シロダモなどの常緑樹がみられます。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、平成22年度（2010年度）の埼玉県の「まちのエコ・オアシス保全推進事業」により、森の一部を土地所有者の御協力により公有地化し次世代に継承していくことになりました。現在はボランティア団体と共に緑の維持保全活動を実施しています。

#### ■ 「ふるさとの森」指定状況

No.	名称	所在地	面積	指定期間
1	彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	彦兵衛	1.21ha	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日
2	八幡神社社叢ふるさとの森	白岡	0.51ha	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日

出典：環境課



彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）

## ②保存樹木・保存樹林

白岡市では緑豊かな住みよい自然環境を目指し、市内に残る健全で美観にすぐれ、市民に親しまれている樹木及び樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理に対して奨励金を交付しています。

現在は9本の保存樹木、8か所の保存樹林が指定されていますが、様々な事情で伐採されるなどして、指定解除される保存樹木も多く、一層の保全施策が求められます。

### ■保存樹木指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	樹種	幹回り(m)	樹高(m)	指定年月日
1	9	篠津	社寺	イチヨウ	2.4	20	昭和61年5月15日
2	10	篠津	社寺	イチヨウ	2.15	20	//
3	12	篠津	社寺	ケヤキ	2.15	20	//
4	14	篠津	社寺	シイ	2.4	18	//
5	24	白岡	個人	イチヨウ	1.8	16	//
6	37	篠津	個人	ケヤキ	2.9	16	//
7	38	小久喜	社寺	イチヨウ	2.22	20	平成31年2月1日
8	39	小久喜	社寺	イチヨウ	2.52	20	//
9	40	小久喜	社寺	スギ	2.08	20	//

出典：環境課

### ■保存樹林指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	面積(m <sup>2</sup> )	指定年月日
1	1	白岡	社寺	3,066	昭和61年5月15日
2	8	白岡	個人	1,044	//
3	9	白岡	個人	912	//
4	10	白岡	個人	4,329	//
5	15	篠津	社寺	736	//
6	16	小久喜	社寺	2,207	平成2年7月26日
7	19	白岡	個人	1,785	平成16年4月1日
8	21	白岡	個人	1,794	令和7年6月3日

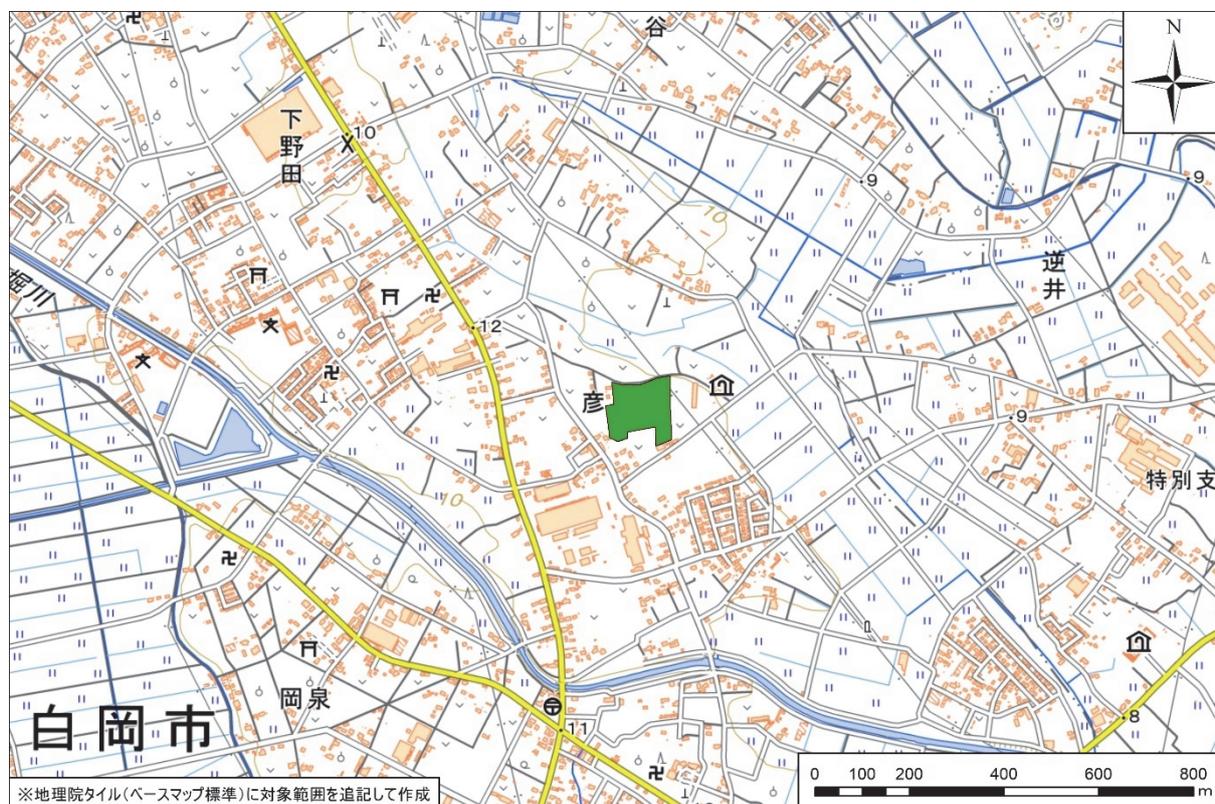
出典：環境課



保存樹林（篠津地内）

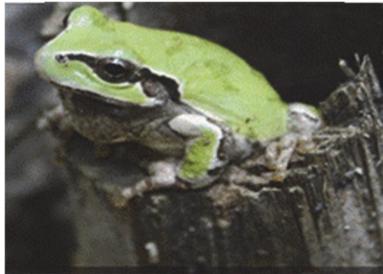
### ③ひこべえの森生き物調査

ひこべえの森では、市民やボランティアによる生き物調査を実施しています。令和2年度の調査では、以下のような動植物が確認されています。



■ひこべえの森位置図

## 1) 動物編

①ニホンアマガエル <i>Hyla japonica</i> 無尾目アマガエル科		
指定状況	指定なし	
分布	北海道・本州・四国・九州・佐渡島・大隅諸島等	
生息環境	海岸付近から市街地の植え込みや公園、草原から高山帯付近まで生息している。	
生態特徴	背中には黒い斑紋が出ることもあるが、なめらかで突起物はほとんどない。緑色や灰褐色の体色をしていることが多いが、周囲の環境によって灰色から緑色へ、あるいはその逆へと体色を変えることができる。雄はのどを大きく膨らませて鳴く。産卵には、水田、沼や湿地、雨後の水たまりなどの止水が利用される。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24年、平凡社）  
「野外観察のための日本産両生類図鑑」（H30年、緑書房）

②ニホンカナヘビ <i>Takydromus tachydromoides</i> 有鱗目カナヘビ科		
指定状況	埼玉県レッドデータブック動物編 2018 ：RT（地帯別危惧）	
分布	北海道・本州・四国・九州と周辺の島等	
生息環境	平地から低山地のやぶや草地、庭先などに生息している。	
県内分布	台地・丘陵帯を中心に、低山帯から低地帯まで広く分布しているが、緑地面積の減少による生息適地の減少、道路等造成に伴う生息地の分断などによって、個体数の減少がみられる地域がある。都市化の進行している県南部、開発が盛んな県東部ではこの傾向が顕著である。	
生態特徴	全長の2/3を占める長い尾と、かさついた感じのうろこが特徴。褐色の黄色で、腹面は灰色から黄色みを帯びた白色。側面には細い白癬と太い黒褐色線が走る。繁殖期は3-9月。交尾は春先から始まり、雄は交尾の途中に雌の腹部を噛むため、交尾後の雌にはV字型の噛みあとが多数みられる。夜は草の上や落ち葉の下で休む。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24年、平凡社）  
「野外観察のための日本産爬虫類図鑑」（H30年、緑書房）

③ショウリョウバッタ <i>Acrida tuurrita</i> 直翅目バッタ科		
指定状況	指定なし	
分布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	明るい草地に生息している。	
生態特徴	雌雄で著しく大きさが違い、雌に比べ雄は小さく細長い。体色は全体緑色または灰褐色。個体により白線や白点を装うことがある。飛ぶときにキチキチと音を立てる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅲ」（昭和63年、北隆館）

④キアゲハ <i>Papilio machaon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい草地に生息している。	
生態特徴	通常は年2回、暖地では年3-4回の発生。山頂の草地に好んで集まり、占有する習性が強い。食草はセリ科植物であるが、キハダ、ミカン類などのミカン科植物を野外で食う場合もある。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅰ」（昭和56年、北隆館）  
「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑤ナガサキアゲハ <i>Papilio Memnon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分布	本州（関東以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	人家の周辺に多く生息している。	
生態特徴	年3回、4月下旬より姿を見せる。九州南部では3-5回の発生。緩やかに飛び、雄は地面で吸水することがある。食草はミカン類であり、ときに、カラタチ・ヒラミレモンに幼虫が見られることもある。	

出典：「原色日本蝶類図鑑」（昭和51年、保育社）  
「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑥カブトムシ <i>Allomyrina dichotoma</i> 鞘翅目コガネムシ科		
指定状況	指定なし	
分布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	クヌギなどの木に生息している。	
生態特徴	雄には頭部と前胸背の角状突起があるが雌にはなく、上翅は鮫膚状で軟毛がやや密に生えている。クヌギなどの樹液に集まり、灯火にも飛んで来る。幼虫は朽木、おがくず、堆肥の中などにいる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅱ」（昭和59年、北隆館）

⑦キジ <i>Phasianus colchicus</i> キジ目キジ科	
指定状況	指定なし
分布	本州・四国・九州・種子島・伊豆諸島
生息環境	平地から山地の明るい林、林縁、草原、農耕地などに生息している。
生態特徴	雄は赤い顔と緑の胸が目立ち長めの尾をした日本の国鳥。雄は赤い顔を膨らませて求愛する。巣は地面を浅く掘りへこませてつくられた簡単なもので、産卵期は4-7月。主に地上を歩いて餌をとり、草の葉や実、昆虫やクモなどを食べる。夜のねぐらは樹上にとる。



出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和60年、山と溪谷社）  
「日本の鳥550 山野の鳥」（平成26年、文一総合出版）

⑧コゲラ <i>Dendrocopos kizuki</i> キツツキ目キツツキ科	
指定状況	指定なし
分布	北海道・本州・四国・九州・南西諸島・伊豆諸島
生息環境	平地から山地の林に生息している。
生態特徴	黒と白の模様をした小さなキツツキ類。林の中の枯れ木や、枯れかかった木にくちばしで穴を掘って巣とし、5-7個の卵を産んで、つがいが共同で抱卵、育雛をする。主に昆虫類を餌とし、秋冬でも樹皮の下から虫を探して食べる。秋冬には単独またはシジュウカラ類の群れやメジロなどとともに行動することも多いが、自分の縄張りからはあまり出ない。



出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和60年、山と溪谷社）  
「日本の鳥550 山野の鳥」（平成26年、文一総合出版）

## 2) 植物編

①ヒメコウソ <i>Broussonetia monoica</i> クワ科カジノキ属	
指定状況	指定なし
分布	本州（岩手県以南）・四国・九州（奄美大島まで）
生息環境	低山地の林縁/落葉低木
花期	4-5月
特徴	葉身は薄くゆがんだ卵形で、長さ4-10cm、幅2-5cm。ときに、2-3片に深く裂け、先は尾状に長くとがる。縁に先のやや鋭い鋸歯が多数あり、表面は短毛が散生、裏面には脈状にあらい毛がある。雌雄同株であり、若枝の葉腋ごとに1個の花序を伸ばす。新枝上部の葉腋に雌花序、下部に雄花序がつく。雌花の花被は袋状で、花柱は赤色で長さ5mm、下部にごく短い突起がある。子房は下部が狭くなり、ごく短い柄がある。果実が熟すと花被は肥大して液質となり、赤色。



出典：「日本の野生植物」（平成29年、平凡社）

②サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i> ミカン科サンショウ属	
指定状況	指定なし
分布	北海道・本州・四国・九州
生息環境	低山地の林内/落葉低木
花期	4-5月
特徴	葉の基部近くの枝に長さ3-10mmほどのとげがある。葉は互生し、長さ5-18cm、9-19枚の小葉からなる。小葉は卵形または卵状楕円形で、長さ1-5cm、幅0.5-2cm、先は短く浅く2裂し、基部は鈍形または円形である。縁にあらい鈍鋸歯があり、表面は主脈がへこんで毛があり、裏面は無毛で油点が散生する。花柄は長さ1-2mm。花被片は7-8個、狭披針形で先がとがり、長さ約2mm。果実は1-3個の分果に分かれ、分果は楕円状球形で長さ約5mm、赤色でしわがある。



出典：「日本の野生植物」（平成29年、平凡社）

③コナラ <i>Quercus serrata</i> ブナ科コナラ属	
指定状況	指定なし
分布	北海道・本州・四国・九州の温帯下部から暖帯
生息環境	向陽の山野/落葉高木
花期	4-5月
特徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰白色で縦に不規則な割れ目がある。葉身は長楕円形、先は鋭尖形または鋭形となり、縁には鋭頭又はやや丸みを帯びた鋸歯がある。葉の表面は緑色で、はじめは絹毛があるが次第に落ちて無毛となり、光沢がでる。葉の裏面は小さな星状毛と絹毛があって灰白色。関東・中部・近畿地方の暖帯では、二次林の優占種の一つとなっている。



出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

④クヌギ <i>Quercus acutissima</i> ブナ科コナラ属	
指定状況	指定なし
分布	本州（岩手県・山形県以南）・四国・九州・沖縄
生息環境	山地、丘陵地/落葉高木
花期	4-5月
特徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰褐色で不規則に割れる。葉は長楕円状披針形で互生し、先は尖鋭形。葉の表面は初め軟毛があるが、しだいに無毛となる。葉の裏面は黄褐色の脱落性軟毛を密生するが、のちに中脈や側脈の毛を散生するのみで淡い緑色となる。



出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑤ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i> ミツバウツギ科ゴンズイ属	
指定状況	指定なし
分布	本州（茨城県及び富山県以西）・四国・九州・沖縄
生息環境	暖帯の二次林または林縁/落葉小高木
花期	5-6月
特徴	高さ 3-6m、ときに 10m になる。葉は対生し、奇数羽状複葉で長さ 10-30cm、幅 6-12cm。柄は長さ 3-10cm で中軸ともに毛がない。小葉柄は、側小葉では長さ 1-12mm、頂小葉では 2-3cm とより長く短毛がある。時に頂小葉を欠く。小葉は狭卵形、かたくて表面に光沢があり、長さ 5-9cm、幅 2-5cm 鋭頭尖頭。黄白色の花が咲く。



出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑥ウド <i>Aralia cordata</i> ウコギ科タラノキ属		
指定状況	指定なし	
分布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	山野/大形の多年草	
花期	8-9月	
特徴	茎は太く、短毛があり、高さ1-1.5mになる。葉は互生し、広くて大きい2回羽状複葉、広三角形でほぼ水平に広がる。葉柄の基部に小托葉がある。小葉は柄がないか短い柄があり、卵形~長楕円形、長さ3-30cm、幅3-20cm、先は鋭尖形、縁に細鋸歯があり、両面に短毛がある。散形花序が複総状に集まり大きな花序となる。花柄には褐色の綿毛が密生する。	

出典：「日本の野生植物」(平成29年、平凡社)

⑦ヘクソカズラ <i>Paederia foetida</i> アカネ科ヘクソカズラ属		
指定状況	指定なし	
分布	日本全土	
生息環境	日当たりの良いやぶや草地/つる草	
花期	8-9月	
特徴	茎は左巻きに他物に絡まり、基部は木質化し、葉とともに多少の毛がある。葉は対生し、葉柄は長さ0.5-5cm。葉身は披針形から広卵形、鋭頭または鋭尖頭、基部はやや心形で、長さ4-10cm、幅1-7cm。葉腋に2出集散花序を作り、数個から数十個の花をつける。花柄は短毛が密生または散生し、長さ1-5mm。果実は球形で黄色に熟し、直径約5mm。	

出典：「日本の野生植物」(平成29年、平凡社)

⑧コバギボウシ <i>Hosta sieboldii</i> クサスギカズラ科ギボウシ属		
指定状況	指定なし	
分布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい湿地/多年草	
花期	7-8月	
特徴	根茎は短く、横に這う。葉は斜めに立ち葉身は披針形、長さ10-20cm、幅5-8cm、光沢がなく脈は上面でへこみ、基部は急に狭まって柄に流れる。花被は5-6cm、淡紫色、内側の脈は濃紫色。	

出典：「日本の野生植物」(平成29年、平凡社)

⑨ヤブヘビイチゴ *Potentilla indica* バラ科キジムシロ属

指定状況	指定なし	
分布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	草地、茂み、林縁の日陰/多年草	
花期	4-6月（しばしば秋にも咲く）	
特徴	すべての形態がヘビイチゴに似るが、全体的に大型である。匍匐枝の数はほぼ同じだがより長く、節部は秋に肥厚しない。葉は緑色から深緑色でやや厚い。頂小葉は菱状長楕円形で鋭頭、単鋸歯を付けるが、非常にまれに2重鋸歯になり、長さ3-4.5cm、幅2-3cm。葉柄はしばしば基部で帯紅紫色を呈する。	

出典：「日本の野生植物」（平成29年、平凡社）

### 3. 生活環境

#### (1) 大気質

県では、56 か所の一般環境大気測定局を設置し、大気汚染の測定を行っています。

白岡市に隣接する久喜市（久喜南中学校）の平成 19 年度（2007 年度）以降の測定結果をみると、年平均値では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は低下する傾向にあり、光化学オキシダントでは横ばいの傾向となっています。

環境基準と比較すると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質においては継続して基準値を下回っています。また、平成 26 年度（2014 年度）から測定が始まった微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果を見ると、年平均値は減少傾向にあり、環境基準値も平成 27 年度（2015 年度）以降下回っています。一方、光化学オキシダントは毎年上回っている状況が続いています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる物質であり、その削減は全県的な課題となっています。

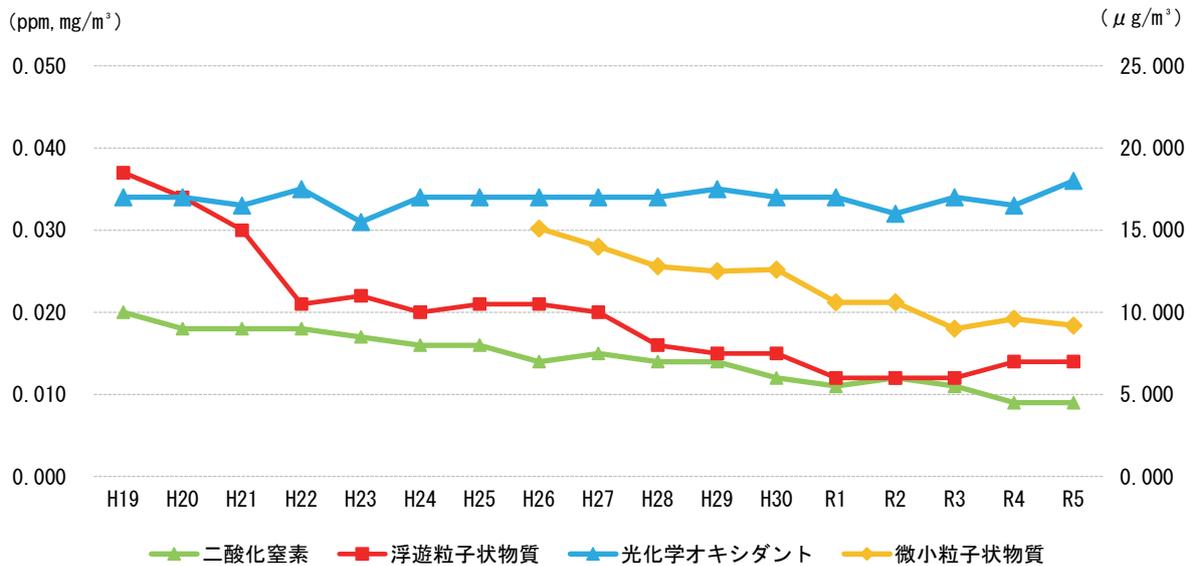
■大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 25 号)
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 38 号)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 38 号)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示第 33 号)

## ■大気汚染物質濃度の測定結果

測定年度	二酸化窒素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質(PM2.5)		
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	昼間1時間値の年平均値	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×
H19	0.020	0.039	○	0.034	0.172	×	0.037	0.076	○	—	—	—
H20	0.018	0.034	○	0.034	0.173	×	0.034	0.071	○	—	—	—
H21	0.018	0.037	○	0.033	0.159	×	0.030	0.065	○	—	—	—
H22	0.018	0.037	○	0.035	0.181	×	0.021	0.052	○	—	—	—
H23	0.017	0.035	○	0.031	0.148	×	0.022	0.053	○	—	—	—
H24	0.016	0.033	○	0.034	0.190	×	0.020	0.051	○	—	—	—
H25	0.016	0.035	○	0.034	0.153	×	0.021	0.055	○	(15.3)	(48.8)	—
H26	0.014	0.030	○	0.034	0.156	×	0.021	0.049	○	15.1	36.9	×
H27	0.015	0.033	○	0.034	0.163	×	0.020	0.047	○	14.0	32.4	○
H28	0.014	0.033	○	0.034	0.120	×	0.016	0.040	○	12.8	32.0	○
H29	0.014	0.031	○	0.035	0.142	×	0.015	0.036	○	12.5	29.6	○
H30	0.012	0.030	○	0.034	0.132	×	0.015	0.037	○	12.6	28.7	○
R1	0.011	0.026	○	0.034	0.139	×	0.012	0.032	○	10.6	23.3	○
R2	0.012	0.029	○	0.032	0.123	×	0.012	0.036	○	10.6	29.1	○
R3	0.011	0.026	○	0.034	0.142	×	0.012	0.028	○	9.0	19.8	○
R4	0.009	0.024	○	0.033	0.138	×	0.014	0.031	○	9.6	20.8	○
R5	0.009	0.023	○	0.036	0.143	×	0.014	0.036	○	9.2	19.8	○

出典：埼玉県環境白書（埼玉県）、大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）



出典：埼玉県環境白書（埼玉県）、大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

## ■大気汚染物質濃度の推移

## (2) 水質

白岡市では、6 河川において夏季・冬季の年 2 回の水質検査を行っています。

代表的な検査項目である BOD（生物化学的酸素要求量）の状況を見ると、各河川とも夏季においては、環境基準値（C 類型：5mg/L）を下回っており、おおむね良好な状況にあるといえます。

冬季においては、以前は多くの地点で環境基準値を上回っていましたが、近年は平成 28 年度（2016 年度）の姫宮落川、平成 30 年度（2018 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の隼人堀川、令和 6 年度（2024 年度）の元荒川で環境基準値を上回っているものの、そのほかの河川では近年は環境基準値を下回っており、水質が改善されている状況にあります。

水質悪化の要因としては、冬季の河川流量の減少に伴う一般家庭からの生活排水等の汚濁負荷の影響が推測され、生活排水対策のさらなる改善が必要と考えられます。

なお、白岡市では、市街化区域を中心とする中央部は公共下水道事業で、市西部地域では農業集落排水事業で下水道の整備を行い、家庭や工場等からの雑排水を処理しています。

公共下水道は、県の中川流域下水道の関連公共下水道事業により進められており、平成 3 年（1991 年）4 月に供用開始し、令和 6 年度（2024 年度）末では、約 37,100 人が公共下水道を利用しており、普及率は 70.6%となっています。

■BOD（生物化学的酸素要求量）濃度測定結果

単位：(mg/L)

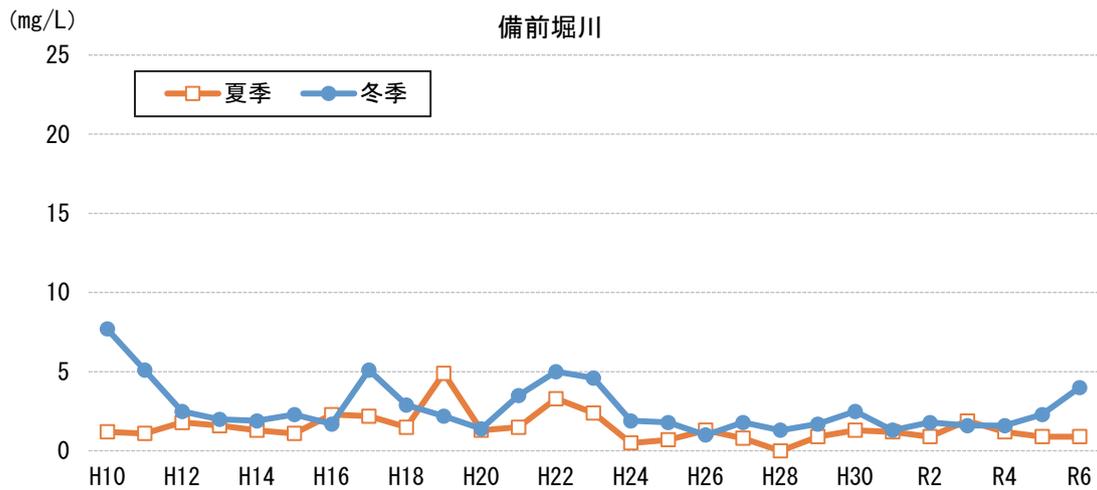
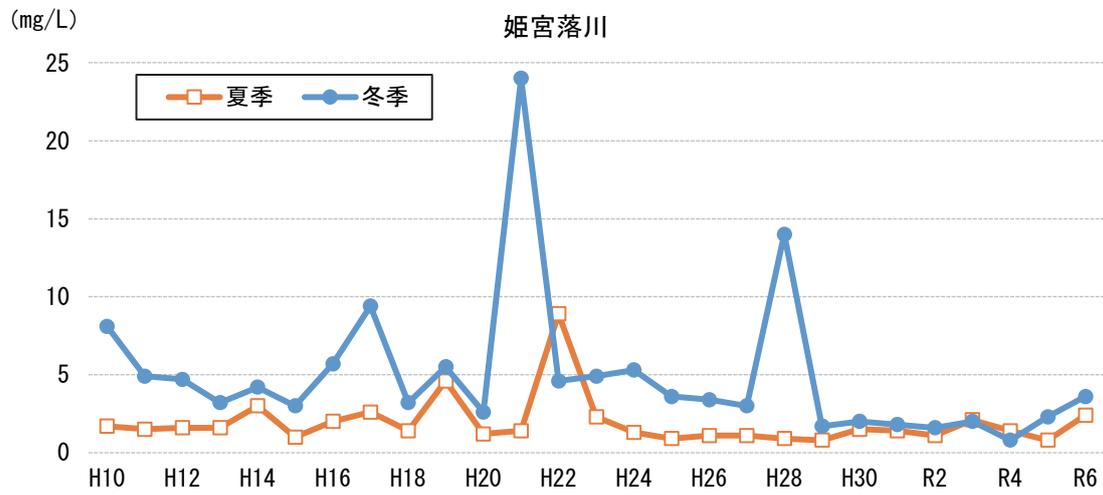
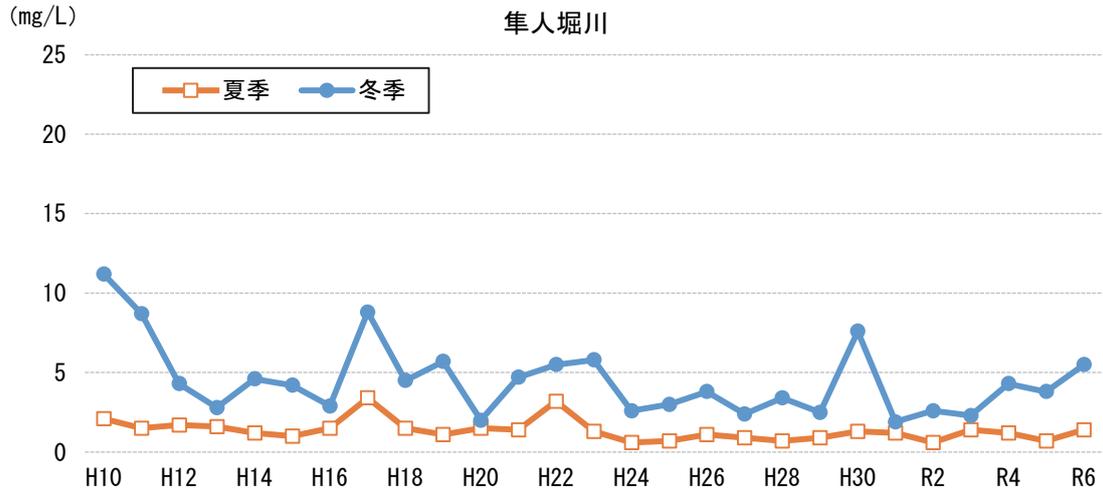
年度	隼人堀川		姫宮落川		備前堀川		星川		元荒川		三ヶ村落川		環境基準値 超過河川数
	菁莪学校橋		野田橋		六軒橋		道中橋		八幡橋		さつき橋		
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	
H10	2.1	11.2	1.7	8.1	1.2	7.7	1	6.3	2.3	7.4	2.2	10.2	6
H11	1.5	8.7	1.5	4.9	1.1	5.1	1.1	4.8	1.5	5.5	3.1	8.7	4
H12	1.7	4.3	1.6	4.7	1.8	2.5	1.3	2.5	1.9	3.7	2.3	4.5	0
H13	1.6	2.8	1.6	3.2	1.6	2	1.6	1.3	1.5	2	2.6	3.6	0
H14	1.2	4.6	3	4.2	1.3	1.9	1	1.1	1.7	4.2	2.2	3.3	0
H15	1	4.2	1	3	1.1	2.3	1	1.3	1.5	1.7	1.7	3.4	0
H16	1.5	2.9	2	5.7	2.3	1.7	1.3	1.9	0.8	9.4	2.6	3.1	2
H17	3.4	8.8	2.6	9.4	2.2	5.1	1.8	8.4	2.1	6.4	3	11	6
H18	1.5	4.5	1.4	3.2	1.5	2.9	1.3	2.3	1.9	2.2	2.3	2.9	0
H19	1.1	5.7	4.6	5.5	4.9	2.2	1.7	0.7	1.4	1.5	1.7	5.5	3
H20	1.5	2	1.2	2.6	1.3	1.4	1	1.4	1.7	1.7	2	1.3	0
H21	1.4	4.7	1.4	24	1.5	3.5	0.7	4.2	1.4	7.8	1.2	7.3	3
H22	3.2	5.5	8.9	4.6	3.3	5	2.8	1.9	2.9	2.9	3.1	5.1	3
H23	1.3	5.8	2.3	4.9	2.4	4.6	1.2	5.1	2.2	8.1	1.3	5.6	4
H24	0.6	2.6	1.3	5.3	0.5	1.9	0.5	1.7	0.8	2.4	1	3.8	1
H25	0.7	3	0.9	3.6	0.7	1.8	0.6	1.3	1.6	6.8	2.6	1.7	1
H26	1.1	3.8	1.1	3.4	1.3	1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.8	2.8	0
H27	0.9	2.4	1.1	3	0.8	1.8	0.9	1.8	0.9	2.5	1.9	2.1	0
H28	0.7	3.4	0.9	14	<0.5	1.3	0.5	1.1	1.1	3.1	0.9	2.4	1
H29	0.9	2.5	0.8	1.7	0.9	1.7	0.9	2.2	1	3.2	1.3	1.7	0
H30	1.3	7.6	1.5	2	1.3	2.5	<0.5	2.4	0.9	2.9	1.8	3.7	1
R1	1.2	1.9	1.4	1.8	1.2	1.3	1.4	1.1	1.2	3.1	1.2	1.8	0
R2	0.6	2.6	1.1	1.6	0.9	1.8	0.6	2.2	0.8	3.6	0.9	2.4	0
R3	1.4	2.3	2.1	2	1.9	1.6	1.1	0.7	1	3.9	1.4	1.9	0
R4	1.2	4.3	1.4	0.8	1.2	1.6	0.8	1.3	1	1.7	1.3	3.8	0
R5	0.7	3.8	0.8	2.3	0.9	2.3	0.9	1.1	0.8	1.8	1.4	2.6	0
R6	1.4	5.5	2.4	3.6	0.9	4	0.9	1	1	5.8	1	3.1	2

環境基準値：C類型(5mg/L)

※隼人堀川については、H26までは大徳寺橋、H27以降は菁莪学校橋で検査を実施している。

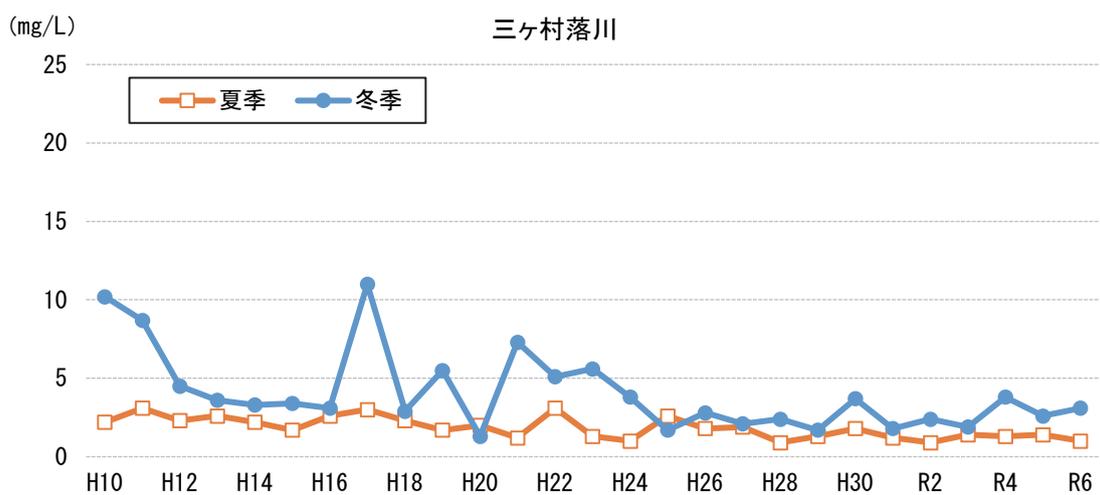
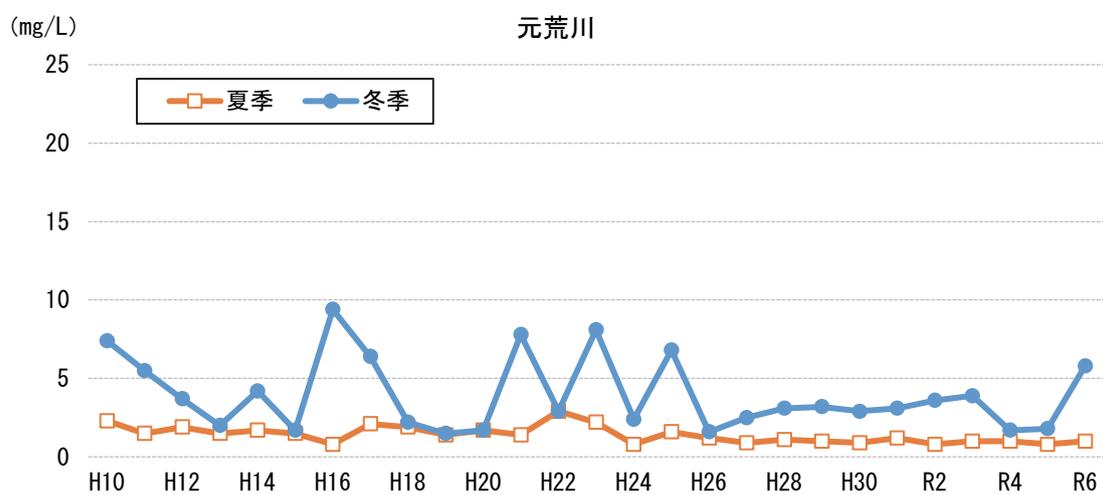
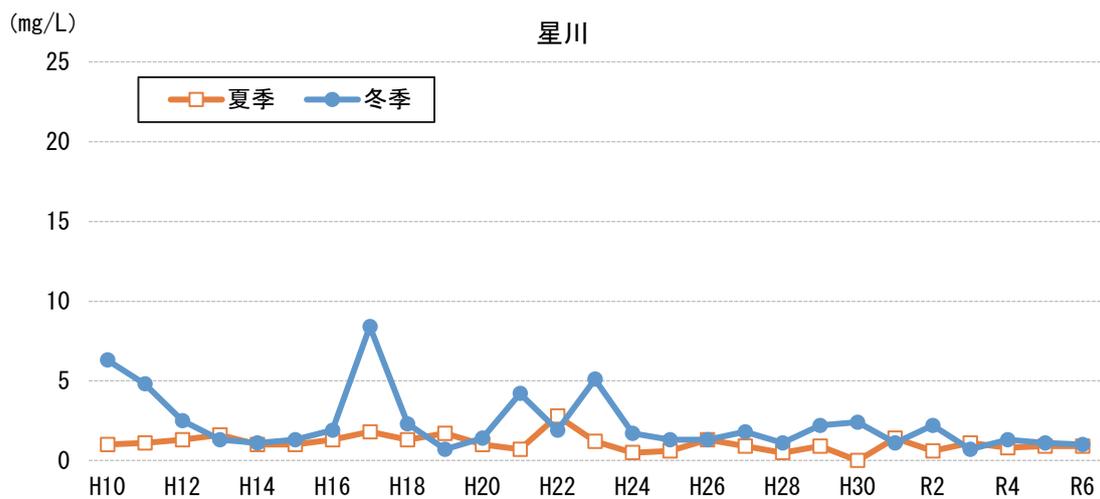
※網掛けは環境基準値超過を示す。

出典：環境課



出典：環境課

■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の推移



出典：環境課

■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の推移

### (3) 騒音・振動

騒音については、環境基本法に基づいて「騒音に係る環境基準」、「航空騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められ、また、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により、交通騒音や事業所・建設作業等の騒音に対し、規制や対策が図られています。

白岡市では、県による東北新幹線の騒音・振動についての測定が行われており、平成 24 年度（2012 年度）以降、騒音・振動ともに環境基準または指針値を達成しています。

また、騒音・振動に関する事務については市制施行に伴い県から市に権限が移譲されており、平成 25 年度（2013 年度）から自動車交通騒音常時監視業務を実施しています。

測定結果をみると、一般国道 122 号の平成 26 年度（2014 年度）と令和元年度（2019 年度）の昼間と夜間、主要地方道さいたま栗橋線の平成 27 年度（2015 年度）と令和 2 年度（2020 年度）の昼間と夜間、主要地方道春日部菖蒲線の平成 29 年度（2017 年度）と令和 4 年度（2022 年度）の夜間で、それぞれ環境基準未達成となっています。

■東北新幹線騒音・振動測定結果

年度	騒音 (dB)				振動 (dB)	
	環境基準	測定値			振動 指針値	測定値
		測定地点				測定地点
		25m	50m	100m		25m
H15	70	72	71	63	70	54
H16	70	70	71	63	70	55
H17	70	69	70	64	70	55
H18	70	69	71	63	70	54
H19	70	70	72	65	70	56
H20	70	69	71	64	70	57
H21	70	70	70	63	70	58
H22	70	70	71	62	70	57
H23	70	72	69	61	70	57
H24	70	70	68	60	70	58
H25	70	67	65	60	70	58
H26	70	67	67	61	70	61
H27	70	66	66	60	70	59
H28	70	65	66	60	70	58
H29	70	67	67	59	70	60
H30	70	68	66	59	70	60
R1	70	68	67	59	70	58
R2	70	67	67	62	70	58
R3	70	67	67	57	70	54
R4	70	67	65	61	70	61
R5	70	68	66	60	70	53

出典：埼玉県環境白書（埼玉県）

## ■自動車交通騒音測定結果

調査年度	調査路線	騒音測定結果 (dB)						面的評価結果	
		昼間			夜間			調査対象戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
		環境基準	要請限度	測定値	環境基準	要請限度	測定値		
H25	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	69	65	70	65	275	94.9
H26	一般国道122号	70	75	72	65	70	69	5	60.0
	主要地方道 さいたま菖蒲線	70	75	68	65	70	62	12	100.0
H27	主要地方道 さいたま栗橋線	70	75	73	65	70	71	436	78.9
	一般県道 白岡停車場南新宿線	70	75	64	65	70	58	336	100.0
H28	主要地方道 さいたま幸手線	70	75	69	65	70	65	149	94.6
	一般県道 蓮田杉戸線	70	75	66	65	70	62	8	100.0
H29	主要地方道 春日部菖蒲線	70	75	70	65	70	71	247	66.8
	主要地方道 上尾久喜線	(70)	(75)	68	(65)	(70)	65	11	100.0
H30	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	68	65	70	65	276	99.3
	一般国道468号 (圏央道)	70	75	60	65	70	59	—	—
R1	一般国道122号	70	75	73	65	75	71	5	50.0
	主要地方道 さいたま菖蒲線	70	75	68	65	75	62	22	100.0
R2	主要地方道 さいたま栗橋線	70	75	73	65	70	71	362	80.1
	一般県道 白岡停車場南新宿線	70	75	67	65	70	61	353	99.7
R3	主要地方道 さいたま幸手線	70	75	67	65	70	63	150	97.3
	一般県道 蓮田杉戸線	70	75	65	65	70	62	8	87.5
R4	主要地方道 春日部菖蒲線	70	75	68	65	70	67	274	96.7
	主要地方道 上尾久喜線	(70)	(75)	67	(65)	(70)	63	13	100.0
R5	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	68	65	70	65	307	100.0
	一般国道468号 (圏央道)	70	75	60	65	70	55	—	—

※主要地方道上尾久喜線については、工業専用地域に該当するため、環境基準及び要請限度の適応はないが、参考として主要地方道春日部菖蒲線のものと比較している。

※一般国道468号(圏央道)では、対象区間(高岩地先)の延長が0.1kmと短く、道路調査、沿道調査の結果から、その道路に面する地域に住戸が存在しないため、面的評価の対象外である

出典：自動車交通騒音調査結果(白岡市)

#### (4) 公害苦情

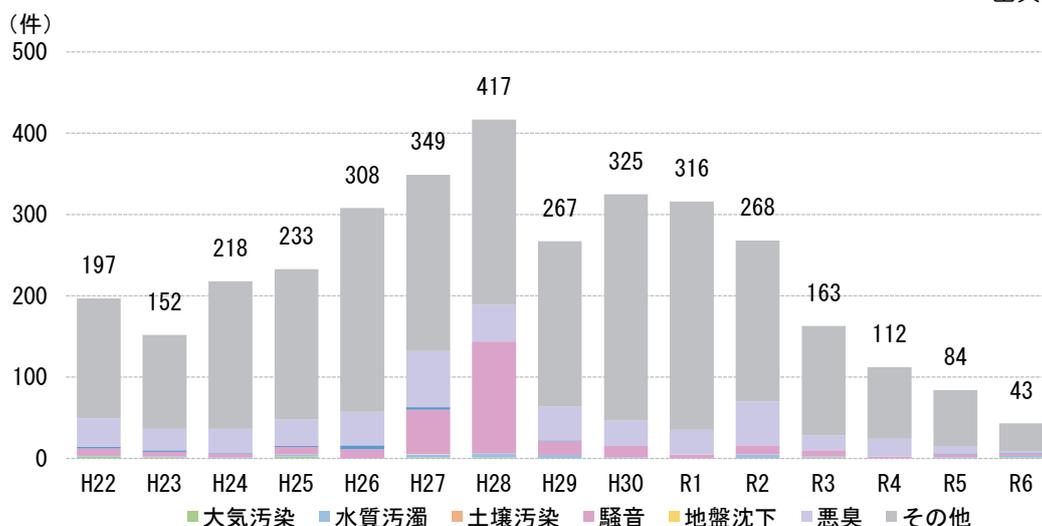
白岡市の公害苦情の発生件数は、平成 28 年度（2016 年度）が 417 件と最も多くなりましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和 6 年度（2024 年度）の苦情件数は、「大気汚染」が 1 件、「水質汚濁」が 2 件、「騒音」が 3 件、「振動」が 1 件、「悪臭」が 2 件、「その他」が 34 件、合計で 43 件となっており、平成 22 年度（2010 年度）以降で最も少ない件数となっています。

■公害苦情の発生件数

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他				計
								害虫	不法投棄	家電4品目	その他	
H22	2	1	0	9	2	0	35	148				197
H23	1	1	0	6	2	0	26	116				152
H24	0	1	0	5	1	0	29	182				218
H25	2	3	0	9	1	0	33	185				233
H26	0	0	0	11	5	0	41	251				308
H27	1	4	1	54	3	0	69	-	76	17	124	349
								217				
H28	1	5	0	138	0	0	45	71	87	12	58	417
								228				
H29	0	4	0	17	1	0	42	43	93	9	58	267
								203				
H30	0	1	0	14	0	0	32	72	86	13	107	325
								278				
R1	0	0	0	5	0	0	30	90	91	14	86	316
								281				
R2	0	5	0	11	0	0	54	56	69	13	60	268
								198				
R3	1	1	0	8	0	0	18	29	48	8	50	163
								135				
R4	0	0	0	2	0	0	22	32	29	2	25	112
								88				
R5	0	1	0	4	1	0	9	16	26	2	25	84
								69				
R6	1	2	0	3	1	0	2	5	13	2	14	43
								34				

※平成27年度以前の害虫の件数は「その他」に含まれている。  
 ※その他のうち、「家電4品目」の項目ではエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機の不法投棄の苦情件数を示しており、「不法投棄」の項目では家電4品目以外の不法投棄（布団や家具など）の苦情件数を示している。

出典：環境課



出典：環境課

■公害苦情の発生件数の推移

## 4. 快適環境

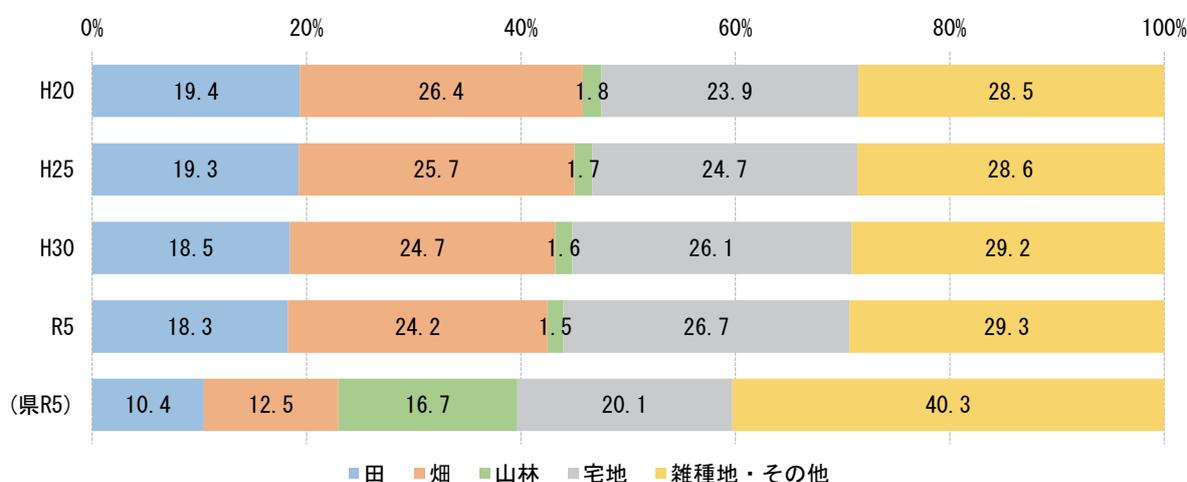
### (1) 公園緑地

#### ① 土地利用

白岡市の地目別土地利用をみると、令和5年度（2023年度）では「田」が18.3%、「畑」が24.2%と市では田畑など農地の割合が多く、市の緑地環境を特徴付けていますが、農地は年々減少し、耕作放棄地や宅地が増加する傾向となっています。

農地は、のどかで緑豊かな田園風景を構成するほか、様々な生き物の生息を支える貴重な役割を担っており、未来に残すため保全していくことが大切です。

また、市内の山林はごく限られており、市にとって、主要な樹林地である屋敷林や社寺林は非常に貴重な緑地といえます。



出典：市町村勢要覧（埼玉県）、埼玉県統計年鑑（埼玉県）

■ 地目別土地利用

#### ② 公園

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っています。

市には31か所、37.79haの都市公園があり、平成30年度（2018年度）は一人当たりの公園面積は県平均を上回っていましたが、令和4年度（2022年度）は県平均を下回る水準となっています。

■ 都市公園整備状況

年度	自治体	都市計画区域人口 (千人)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (㎡/人)
H30	白岡市	52	31	37.79	7.27
	埼玉県	7,321	5,318	5,098.43	6.96
R4	白岡市	53	31	37.79	7.13
	埼玉県	7,317	5,720	5,293.65	7.22

出典：市町村別都市公園整備状況（埼玉県）

■公園緑地一覽

令和7年4月1日 現在

No.	No.	公園名	種別	面積(m <sup>2</sup> )	面積(ha)	施工時期	計画決定	告示	供用開始	所在地
1	1	ツツジヶ丘公園	街区	3,591.93	0.36	S53.3.28	S51.7.1	S53.3.28	S53.3.31	西2-4
2	2	イチョウ公園	街区	2,975.07	0.30	S53.10.27	S51.7.1	S53.10.27	S53.10.27	西10-4
3	3	モミジ公園	街区	5,717.06	0.57	S52.12.26	S51.7.1	S52.12.26	S53.1.1	西9-4
4	4	シラカバ公園	街区	2,467.08	0.25	S53.3.28	S51.7.1	S53.3.28	S53.3.31	西1-9
5	5	アジサイ公園	街区	2,857.49	0.29	S53.10.27	S53.8.23	S53.10.27	S53.10.27	西4-6
6	6	久伊豆公園	街区	3,483.04	0.35	S57.2.1	S56.2.4	H14.9.2	S57.2.1	小久喜21-1外都決O. 28ha
7	7	八幡公園	街区	7,121.92	0.71	S58.6.1	S57.10.8	S58.6.1	S58.6.1	白岡858-1
8	8	白岡公園	近隣	12,084.76	1.21	S53.3.28	S51.6.25	S53.3.28	S53.3.31	西5-12
9	9	高岩公園	近隣	23,249.45	2.32	S63.4.1	S61.11.18	S63.4.1	S63.4.1	新白岡3-43
10	10	新白岡もみじ公園	街区	799.82	0.08	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡3-29-13
11	11	新白岡さくら公園	街区	800.41	0.08	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡3-12-15
12	12	新白岡中央公園	街区	1,709.45	0.17	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-19-9
13	13	新白岡くすのき公園	街区	800.13	0.08	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-18-15
14	14	新白岡さざんか公園	街区	808.83	0.08	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡2-5-13
15	15	新白岡けやき公園	街区	800.37	0.08	S63.10.1		S63.10.1	S63.10.1	新白岡1-26-11
16	16	新白岡つつじ公園	街区	1,875.37	0.19	S63.10.1		H30.12.14	S63.10.1	新白岡1-7-1外
17	17	ふれあいの森公園	近隣	20,466.90	2.05	H6.4.1		H6.4.1	H6.4.1	小久喜765外
18	18	原ヶ井戸北公園	街区	1,412.27	0.14	H6.4.1		H6.4.1	H6.4.1	白岡東4
19	19	白岡市総合運動公園	運動	126,959.36	12.70	H9.9.19		H9.9.19	H9.9.19	千駄野345外
20	20	原ヶ井戸南公園	街区	2,154.52	0.22	H9.4.15		H9.4.15	H9.4.15	白岡東19
21	21	駒形公園	街区	2,899.48	0.29	H9.4.15	H8.4.5	H9.4.15	H9.4.15	新白岡5-4
22	22	中ノ宮公園	街区	4,497.14	0.45	H14.4.15	H8.4.5	H14.4.15	H14.4.15	新白岡8-4
23	23	どんぐり公園	街区	2,401.30	0.24	H26.4.1		H26.4.1	H26.4.1	千駄野字加美(区画・47街区)
24	24	せせらぎ公園	街区	1,330.32	0.13	H2.3.31		H29.4.3	H29.4.3	小久喜1109-16外
25	25	いこいの森公園	街区	3,248.64	0.32	H9.7.31		H29.4.3	H29.4.3	小久喜675-14外
26	26	屋敷前公園	街区	2,553.36	0.26	H9.3.31		H29.4.3	H29.4.3	荒井新田371-20
27	27	えんみょうモクセイ公園	街区	1,566.48	0.16	H12.4.2		H29.4.3	H29.4.3	下大崎66-5外
28	28	したばたハナミズキ公園	街区	1,257.65	0.13	H12.4.2		H29.4.3	H29.4.3	下大崎638-2外
29	29	下田公園	街区	4,892.21	0.49	H25.5.30		H29.4.3	H29.4.3	荒井新田1111-9外
30	30	柴山沼	総合	127,581.50	12.76	H9.8.22		H29.4.3	H29.4.3	柴山1941-3、荒井新田1052-1
31	31	白石様堀公園	街区	3,500.38	0.35	H29.4.3	H8.4.5	H29.4.3	H29.4.3	新白岡7-4
		都市公園計		377,863.69	37.79					
32	1	ロイヤルシティ(提供)公園		135.20	0.01					小久喜927-10
33	2	蓮河原公園	街区	2,614.89	0.26		H8.4.5			新白岡9-16-1
34	3	第6号公園(野牛・高岩)	街区	1,555.80	0.16					
		小計		4,305.89	0.43					
35		第1号公園(東部中央)	街区	2,000.00	0.20					
36		第2号公園(東部中央)	街区	2,400.00	0.24					
37		第3号公園(東部中央)	街区	2,400.00	0.24					
		小計		6,800.00	0.68					
		公園合計		388,969.58	38.90					
38	1	第1緑地		1,896.08	0.19					新白岡3-45
39	2	第2緑地		80.81	0.01					新白岡3-34-13
40	3	第3緑地		1,174.94	0.12					新白岡2-129
41	4	第4緑地		3,687.52	0.37					新白岡1-13-2
42	5	第5緑地		390.49	0.04					新白岡1-13-4
43	6	第6緑地		9.60	0.00					新白岡1-102
44	7	第7緑地		254.65	0.03					新白岡9-31
45	8	第8緑地		528.41	0.05					新白岡9-43
		小計		8,022.50	0.80					
46		第1号緑地(東部中央)		4,130.00	0.41					
47		第2号緑地(東部中央)		161.00	0.02					
		小計		4,291.00	0.43					
		緑地小計		12,313.50	1.23					
		合計(管理箇所)		390,192.08	39.02					
		合計(計画込み)		401,283.08	40.13					

出典：街づくり課

## (2) 景観

「埼玉県景観計画（平成20年）」において、市内の市街化区域は都市区域に位置付けられています。市街化区域は、圏央道の整備に伴い開発圧力が高まる区域として、特定物件の堆積も届出対象とする圏央道沿線区域に位置付けられています。

市においても平成20年（2008年）4月1日より、この新しい景観条例を運用しており、それぞれの区域ごとに、一定の規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為をしようとする場合は、景観区域ごとに定める景観形成基準を踏まえたうえで、外観の色彩やデザイン等について、届出を義務付けています。

さらに、市では、平成20年（2008年）9月に圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発を抑止するため、乱開発の抑止エリアや啓発・監視活動計画を定めた「白岡市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を策定しています。

## (3) 美観

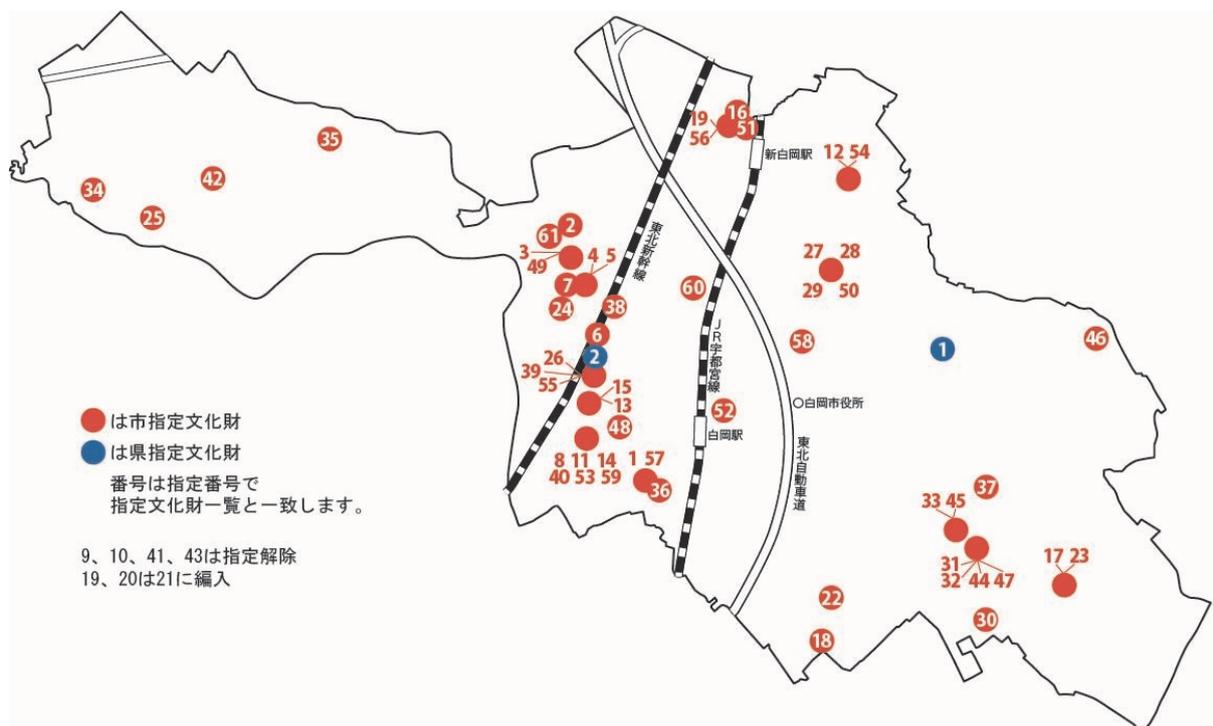
不法投棄に対する多くの苦情が発生しており、市では環境パトロールを実施しているほか、看板の設置など啓発活動を通じ、不法投棄の抑制に取り組んでいます。

空き地等の雑草については、除去指導を実施し、美観・衛生の向上に努めています。

#### (4) 文化財

白岡市には、県指定2件、市指定54件の指定文化財があり、市の歴史や民俗文化を伝えています。

指定文化財は、古くから開けた篠津・白岡地域の寺社をはじめ、人々の生活の舞台となった市域全体に分布しています。代表的なものとしては、篠津久伊豆神社の社殿彫刻や野牛久伊豆神社の新井白石奉納扁額、観福寺の新井白石の肖像画などが挙げられます。



出典：白岡市指定文化財地図（白岡市）を基に作成

## ■指定文化財一覧

令和5年6月1日現在

No.	種 類	名 称
①	県記念物（史跡）	一里塚
②	県有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像（興善寺）
1	市無形民俗文化財	小久喜の獅子舞
2	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・上宿耕地
3	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・横宿耕地
4	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・宿耕地
5	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・下宿耕地
6	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・神山耕地
7	市有形文化財（建造物）	篠津久伊豆神社本社殿
8	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のカヤ
11	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のイヌザクラ
12	市有形文化財（書籍・典籍・古文書）	山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社）
13	市有形文化財（歴史資料）	正福院の宝篋印塔
14	市有形文化財（歴史資料）	鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）
15	市記念物（史跡）	正福院貝塚
16	市有形文化財（絵画）	紙本着色新井白石画像（観福寺）
17	市有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像（安楽寺）
18	市有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板石塔婆
21	市有形文化財（古文書）	大久保家文書
22	市有形文化財（彫刻）	円空作薬師如来坐像（実ヶ谷薬師堂）
23	市有形文化財（彫刻）	円空作菩薩形坐像（安楽寺）
24	市有形文化財（彫刻）	円空作観音菩薩坐像
25	市有形文化財（古文書）	田口家文書
26	市有形文化財（古文書）	興善寺朱印状
27	市有形文化財（建造物）	忠恩寺山門
28	市有形民俗文化財	忠恩寺十三仏
29	市有形文化財（古文書）	忠恩寺朱印状
30	市有形文化財（古文書）	渋谷家文書
31	市無形民俗文化財	岡泉鷲神社の神楽
32	市無形民俗文化財	岡泉大尽囃子
33	市有形民俗文化財	岡泉の百庚申（岡泉観音堂）
34	市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬
35	市有形民俗文化財	下大崎住吉神社の奉納絵馬
36	市有形文化財（典籍・古文書）	鬼久保家文書
37	市有形文化財（彫刻）	木造大日如来坐像（大徳寺）
38	市有形民俗文化財	篠津観音堂の笠付地蔵
39	市有形文化財（彫刻）	木造達磨大師像（興善寺）
40	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮棟札
42	市有形文化財（歴史資料）	荒井新田の高札
44	市記念物（天然記念物）	岡泉鷲神社の大ケヤキ
45	市有形民俗文化財	庚申待供養塔（岡泉観音堂）
46	市記念物（天然記念物）	爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ
47	市有形民俗文化財	岡泉天王様の山車
48	市有形民俗文化財	牛頭天王祭礼用具一式 付収納箱
49	市有形民俗文化財	篠津天王様の神輿
50	市有形民俗文化財	忠恩寺九品仏
51	市有形文化財（歴史資料）	朝鮮通信使奉納扁額及び下書き（野牛久伊豆神社）
52	市有形文化財（考古資料）	タタラ山遺跡出土遺物
53	市有形民俗文化財	白岡八幡宮奉納絵馬群
54	市有形民俗文化財	高岩天満神社奉納絵馬群
55	市有形民俗文化財（歴史資料）	興善寺中世石造物群
56	市有形民俗文化財（歴史資料）	新井白石自筆漢詩
57	市有形民俗文化財	小久喜の獅子舞 隠居獅子頭及び天狗面
58	市有形文化財（歴史資料）	鷹場関係資料群
59	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮梵鐘
60	市有形文化財（建造物）	庄兵衛堰柵
61	市有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像

※9、10、41、43は指定解除 19、20は21に編入

出典：白岡市指定文化財一覧表（白岡市）

## 5. 地球環境

### (1) 資源循環

#### ①ごみ排出量

白岡市のごみ排出量は、令和元年度（2019年度）までは多少の増減はあったもののおおむね横ばい傾向を示し、令和2年度（2020年度）に15,426tと近年で最も多くなりましたが、それ以降は年々減少しています。ごみの区分をみると、総排出量の8割以上を生活系ごみが占めています。

また、1人1日当たりのごみ排出量も総排出量と同様の傾向を示しており、令和2年度（2020年度）以降は年々減少しています。白岡市の1人1日当たりのごみ排出量は、常に全国及び埼玉県の平均を下回る水準で推移しています。

#### ②リサイクル

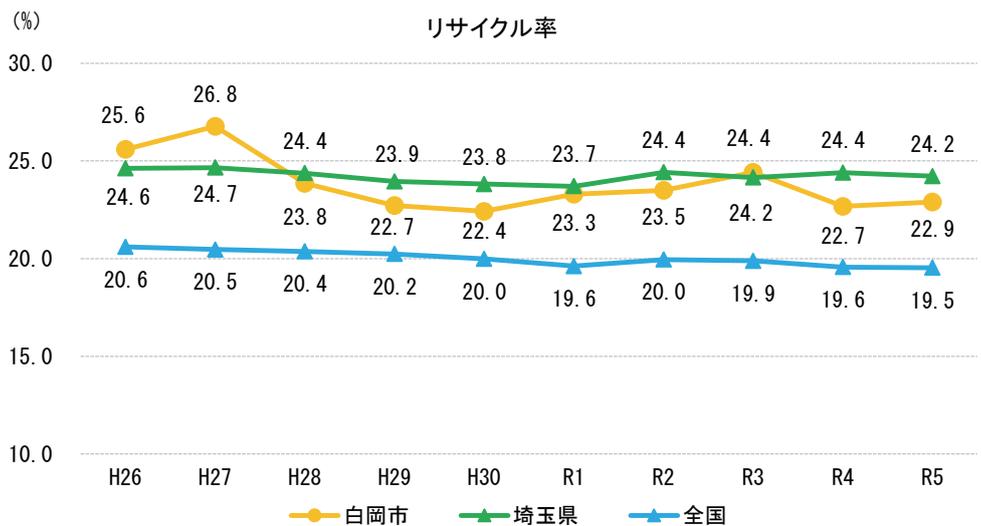
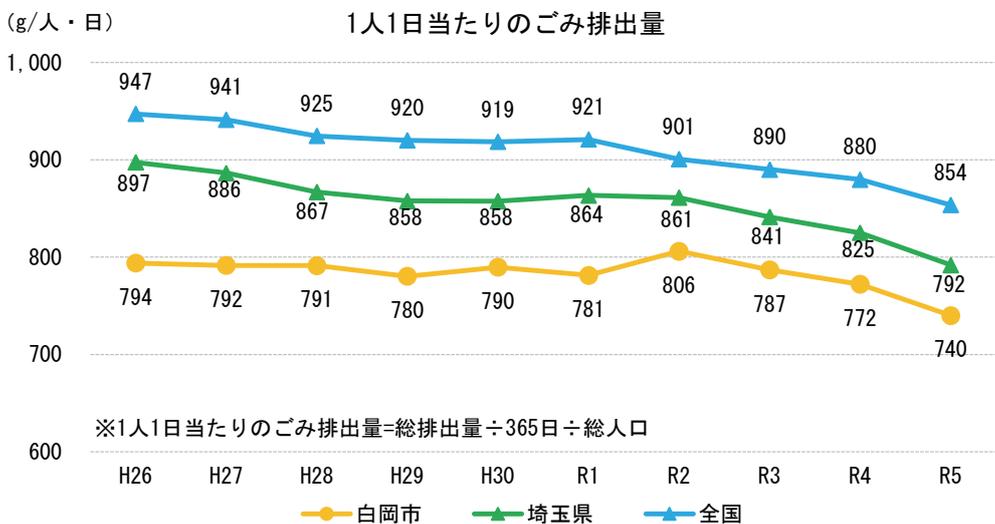
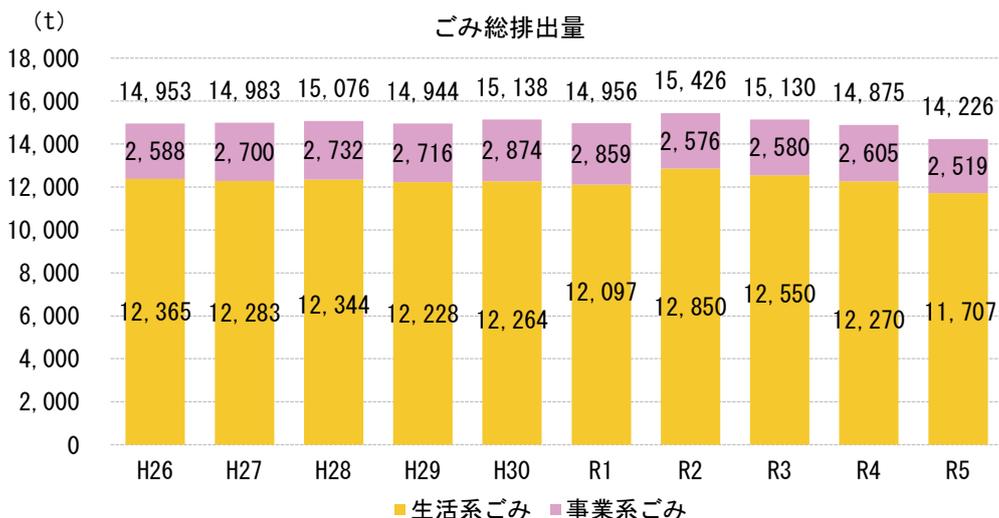
白岡市では、家庭ごみを6分別により収集していましたが、平成24年（2012年）10月から新たに8分別とし、収集・中間処理による資源物の回収を行っています。

リサイクル率をみると、国平均を上回り、県とほぼ同等の値で推移していましたが、平成28年度（2016年度）以降は減少傾向を示し、県平均を下回る値となっています。

■ごみ分別収集状況

分別	出し方	回数	ごみの種類
燃えるごみ	有料指定袋 燃えるごみ用（みどり色）	週2回	●台所ごみ ●資源にならない紙 ●プラスチック類 ●皮革・ゴム類 ●ペット用砂・油など
燃やせないごみ	有料指定袋 燃やせないごみ用（透明）	月1回	●金属類 ●おもちゃ・電話機 ●化粧品の容器
ガラス類	透明・半透明袋	月1回	●ガラス類 ●花瓶 ●瀬戸もの
有害ごみ	品目ごとに別々の透明・半透明袋	月1回	●水銀体温計・蛍光管 ●スプレー缶・カセットボンベ ●ガスライター（使い捨て・点火式） ●乾電池（ボタン電池含む） ●小型充電式電池 ●小型充電式電池内蔵品
ペットボトル	専用回収ネット	月2回	●飲料用のペットボトル ●PETボトルの法定識別マークがついたもの
飲食料用缶	透明・半透明袋	月2回	●ジュース・ビール缶 ●ペットフード缶 ●その他飲食用缶
古紙・布類	品目ごとにひもなどで結ぶ	月2回	●新聞紙 ●紙パック ●ダンボール ●雑誌 ●布類
粗大ごみ	収集申込み 直接持込み	随時 —	●エアコン・テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機の家電4品目は除く ●上記のほか、パソコン・バイク・ガスボンベ等も対象外

出典：蓮田白岡衛生組合ウェブサイト



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■ごみ排出量・リサイクル率の推移

## (2) 地球温暖化

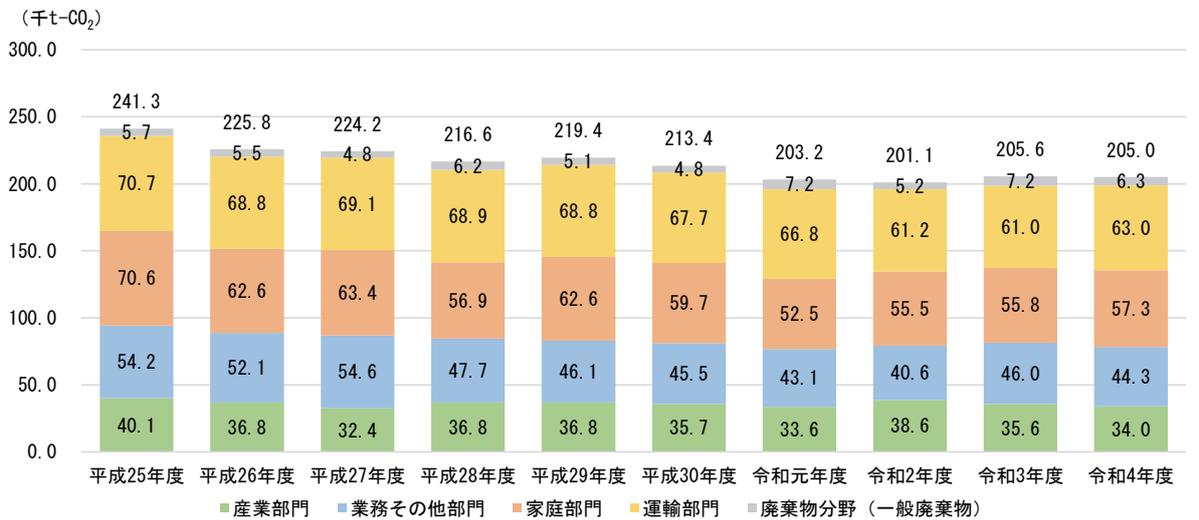
### ① 温室効果ガス排出量

令和4年度(2022年度)に白岡市から排出された二酸化炭素の排出量は205.0千t-CO<sub>2</sub>であり、令和2年度(2020年度)までは減少傾向にありましたが、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)はわずかに増加しています。

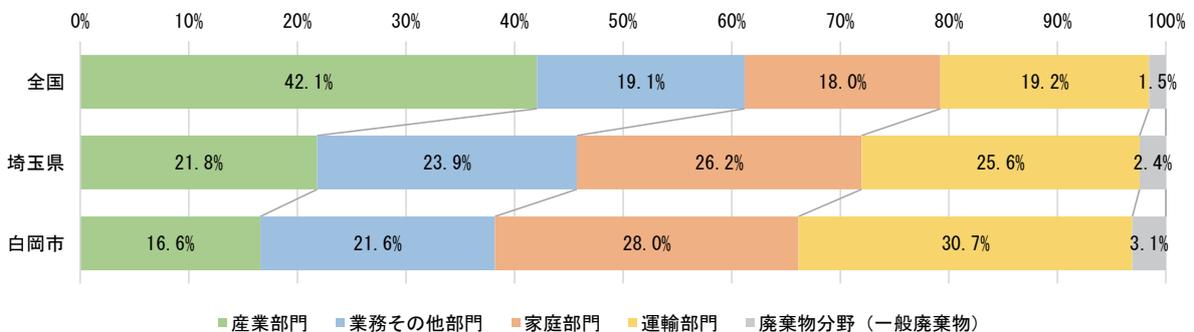
部門別では、運輸部門が30.7%と最も高くなっており、次いで家庭部門が28.0%、業務その他部門が21.6%、産業部門が16.6%、廃棄物分野(一般廃棄物)が3.1%となっています。

全国や埼玉県と比較すると、産業部門及び業務その他部門の割合が低く、家庭部門及び運輸部門の割合が高くなっています。

温室効果ガスの排出量については、令和3年10月22日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画で、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比で46%削減することを目標としています。白岡市の排出量は平成25年度(2013年度)の241.3千t-CO<sub>2</sub>と比較すると令和4年度(2022年度)で15.0%の減少となっています。



### ■ 二酸化炭素排出量の推移



### ■ 令和4年度(2022年度)における部門別二酸化炭素排出量(全国、埼玉県、白岡市)

## ②再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、自然から得られるエネルギーのうち、現在の技術水準では利用困難なものや法令・土地用途などによる制約があるものを除いた、利用可能とみなせる潜在的な量を意味します。

環境省の再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」によると、白岡市が持つ導入ポテンシャルは、電気が277490.368MWh/年、熱が234519.369GJ/年とされており、地域の再生可能エネルギーを有効に活用することで、化石燃料に由来するエネルギーよりも温室効果ガスの大幅な削減が期待できます。

■再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	-	153.447	MW
	土地系	-	45.584	MW
	合計	-	199.031	MW
風力	陸上風力	-	-	MW
中小水力	河川部	-	-	MW
	農業用水路	-	-	MW
	合計	-	-	MW
地熱	合計	0.664	0.078	MW
再生可能エネルギー（電気）合計		0.664	199.109	MW
		-	277490.368	MWh/年
地中熱		-	1984381.390	GJ/年
太陽熱		-	360817.979	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		-	2345199.369	GJ/年
木質バイオマス	発生量（森林由来分）	0.018	-	千m <sup>3</sup> /年
	発熱量（発生量ベース）	131.781	-	GJ/年

出典：再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」（環境省）

③白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金（令和7年度（2025年度）現在）

白岡市では、創エネ・省エネ機器の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自ら居住する市内に所在する「既存住宅」に、創エネ・省エネ機器を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■補助対象機器要件及び補助金額

補助対象機器	要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）からの認証を受けたもの又は同等以上の性能や品質が確認されているもの</li> <li>太陽光パネルの定格出力が10kW未満のもの</li> <li>設置場所が既存住宅であること</li> </ul>	3万円
住宅用LED照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の照明を2か所以上LED照明に交換すること</li> <li>照度が2,000ルーメン以上であり、スタンドライト及び電球タイプではないもの</li> <li>設置場所が既存住宅であること</li> </ul>	費用の2分1以内、上限5千円
定置用リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができるもの</li> <li>JIS規格、IEC規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの</li> </ul>	3万円
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV等（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車）に搭載された電池から家庭に電力を供給する設備であり、非常用電源として使用できるもの</li> </ul>	3万円
EV・PH（E）V	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助対象機器として登録されている四輪以上の車両であるもの</li> </ul>	5万円

※補助対象機器は未使用品であり、上記の要件を満たしている必要がある

※住宅用太陽光発電システムを付帯設備（納屋、カーポート等）に設置する場合は、新築住宅でも補助対象となる

出典：白岡市ウェブサイト

## 資料5. 環境に関する市民・事業者アンケート調査

### 1. 環境に関する市民アンケート調査

#### (1) 調査概要

##### ■調査対象

調査対象地域	白岡市全域
調査対象	市内在住の市民
サンプル数	1,500票
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配送・郵送回収+web アンケート方式
調査期間	令和6年7月31日~8月23日
調査結果(回収数)	480票(郵送:348+web:132)/1,500票 【前回(R2):427票/1,000票】
調査結果(回収率)	32.0% 【前回(R2):42.7%】

##### ■調査内容(設問項目)

<p><b>(1) 属性</b></p> <p>性別、年齢、居住地区</p> <p><b>(2) 回答者の生活を取り巻く環境について</b></p> <p>問1 居住する地域を中心とした環境の快適さ</p> <p>問2 白岡市において気にかかる環境問題</p> <p>問3 白岡市の自然を守るために進めるべき取組</p> <p>問4 リサイクルや省エネルギーについての関心</p> <p>問5 リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組</p> <p>問6 リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由</p> <p>問7 リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組</p> <p>問8 SDGsの認知度</p> <p><b>(3) 環境づくりへの参加や役割について</b></p> <p>問9 参加してみたい自主的な環境づくり活動</p> <p>問10 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由</p> <p>問11 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと</p> <p>問12 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担</p> <p><b>(4) 市の環境行政の在り方について</b></p> <p>問13 環境基本計画の施策の効果</p> <p>問14 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策</p> <p>問15 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況</p> <p>問16 環境基本条例及び環境基本計画の認知度</p> <p><b>(5) 地球温暖化対策について</b></p> <p>問17 省エネ家電(冷蔵庫、テレビ、エアコン)の導入状況</p> <p>問18 再エネ設備(太陽光発電、蓄電池、太陽熱温水器、高効率給湯器)の導入状況</p> <p>問19 次世代自動車(ハイブリッド車、PHV・EV、FCV)への買い替えの意向</p> <p>問20 家庭の電気やガス等のエネルギー使用状況</p> <p>問21 市で実施している補助メニューの認知度</p> <p><b>(6) 自由記述</b></p>
---

※グラフ、表の値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が100%にならない場合がある。

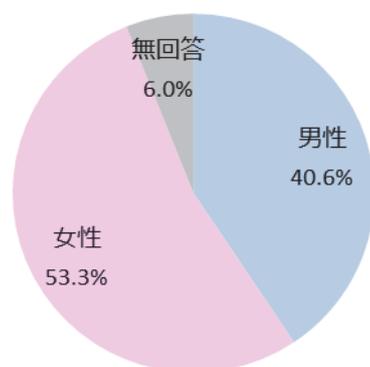
## (2) 集計結果

### ①属性

#### ●性別【単独回答】

- 今回から選択肢に無回答を追加した。
- 回答者は男性が 40.6%、女性が 53.3%と女性が若干多くなっている。

※令和 6 年 7 月 1 日時点の白岡市の人口では、男性 49.6%、女性 50.4%であった。

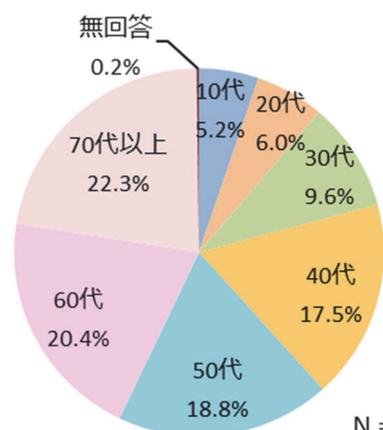


N = 480

#### ●年齢【単独回答】

- 回答人数の構成比は、70代以上が 22.3%と最も多く、次いで 60代が 20.4%、50代が 18.8%と 50代以上が全体の 50%以上を占めている。

※送付は令和 6 年 7 月 1 日時点での年齢別人口構成比を踏まえ実施した。

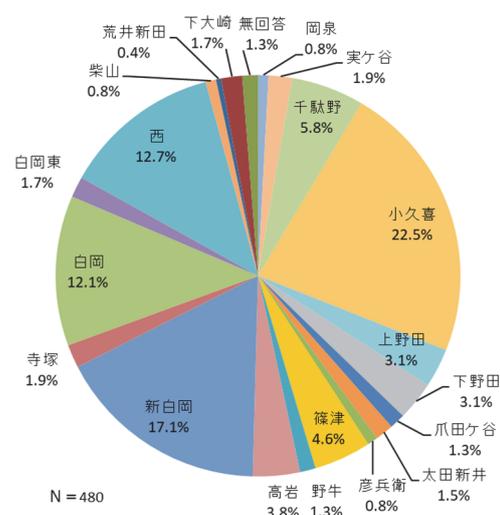


N = 480

#### ●居住地区（大字別）【単独回答】

- 回答人数の構成比は、大字別では、小久喜地区が 22.5%と最も多く、次いで新白岡地区が 17.1%、西地区が 12.7%となっている。

※送付は令和 6 年 7 月 1 日時点での居住地区別人口構成比を踏まえ実施した。



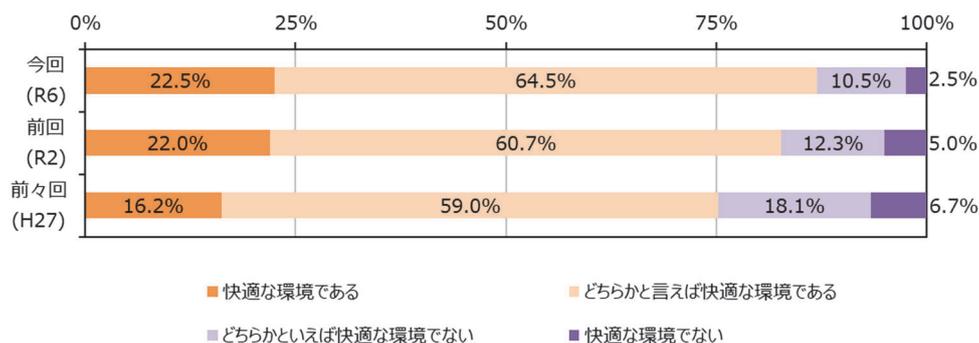
N = 480

## ②回答者の生活を取り巻く環境について

### ●問1 居住する地域を中心とした環境の快適さ【単独回答】

- ・「快適な環境である」が22.5%、「どちらかと言えば、快適な環境である」が64.5%と80%以上の市民が身近な環境を快適であると感じている。
- ・前回、前々回と比較すると、「快適な環境である」「どちらかと言えば、快適な環境である」が年々増加している。

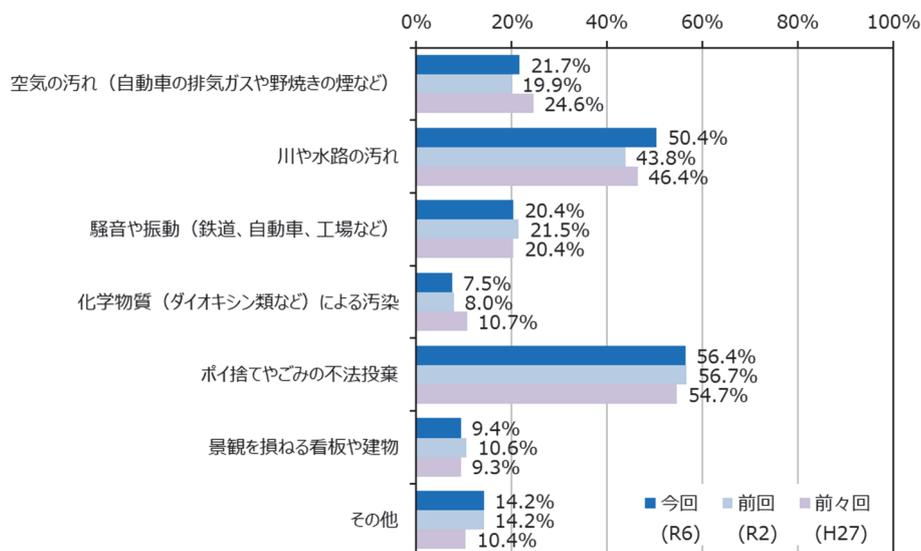
※経年比較の場合は、無回答を除いた比率で表示している。(以降同様)



有効回答者数：今回476 前回422 前々回315

### ●問2 白岡市において気にかかる環境問題【複数回答】

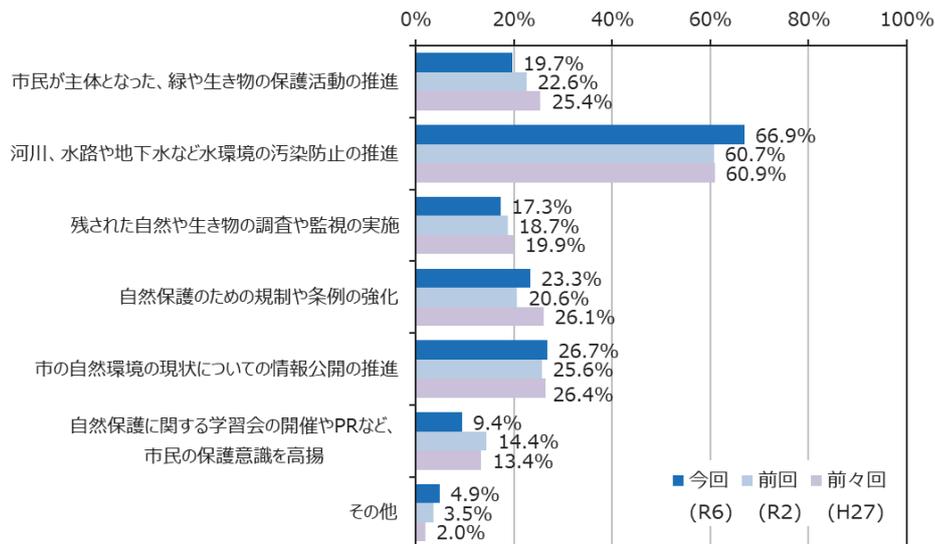
- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」が56.4%と最も多く、次いで「川や水路の汚れ」が50.4%、「空気の汚れ」が21.7%、「騒音や振動」が20.4%となった。
- ・「その他」の回答としては、街路樹や側溝の管理不足などが挙げられた。
- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」は、前回と比較するとわずかに減少しているが、50%以上の市民が気にかけている。「川や水路の汚れ」、「空気の汚れ」は、前回までは減少傾向にあったが、今回は増加した。



有効回答者数：今回466 前回386 前々回289

●問3 白岡市の自然を守るために進めるべき取組【複数回答（2つまで）】

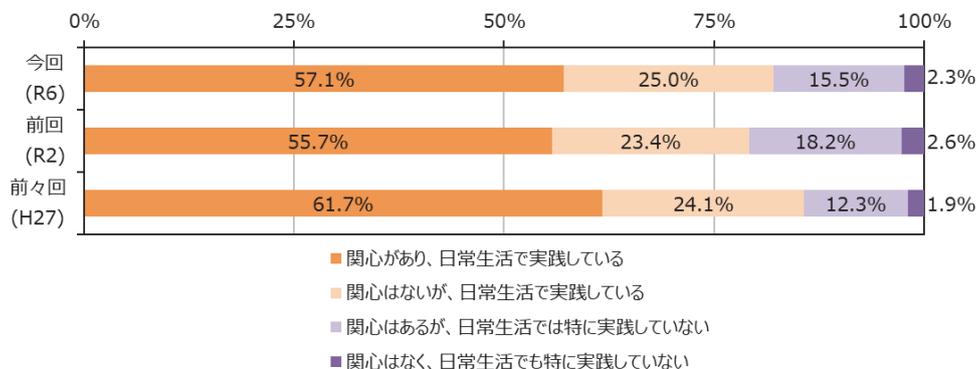
- ・「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が66.9%と特に関心が高い。「その他」としては、街路樹や耕作放棄地、雑草などの管理についての意見があった。
- ・問2と連動し、「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が増加傾向にある。他の項目は全体的に減少傾向にあるが、特に「自然保護に関する学習会の開催やPRなど、市民の保護意識を高揚」することに関しては大幅に減少している。



有効回答者数：今回468 前回402 前々回307

●問4 リサイクルや省エネルギーについての関心【単独回答】

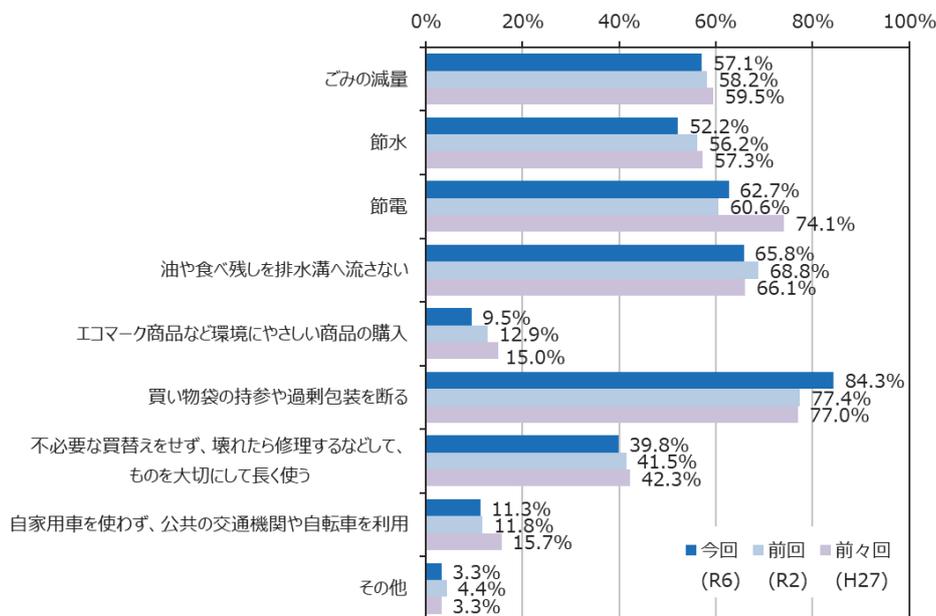
- ・「関心があり、日常生活で実践している」が57.1%、「関心はないが、日常生活で実践している」が25.0%と80%以上の市民がリサイクルの取組を実施していた。
- ・前回までは、「関心があり、日常生活で実践している」「関心はないが、日常生活で実践している」と回答した市民の割合は減少傾向にあったが、今回は増加した。



有効回答者数：今回476 前回418 前々回316

### ●問5 リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組【複数回答】

- ・「買い物袋の持参や過剰包装を断る」が84.3%と最も多く、次いで「油や食べ残しを排水溝へ流さない」が65.8%、「節電」が62.7%となった。
- ・全体的に減少傾向にあるが、令和2年7月の買い物袋有料化の影響もあり、「買い物袋の持参や過剰包装を断る」は前回、前々回よりも多くの市民が取り組んでいる。

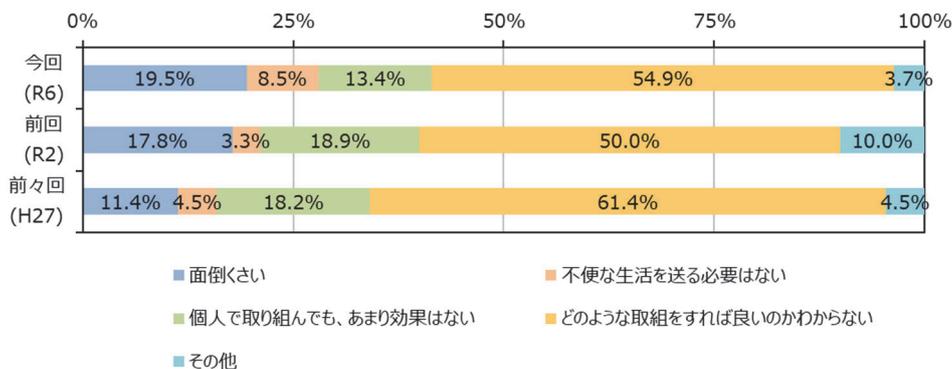


有効回答者数：今回389 前回340 前々回274

### ●問6 リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由【単独回答】

※問4で「関心はあるが、日常生活では特に実践していない」、「関心はなく、日常生活でも特に実践していない」と回答した場合のみ

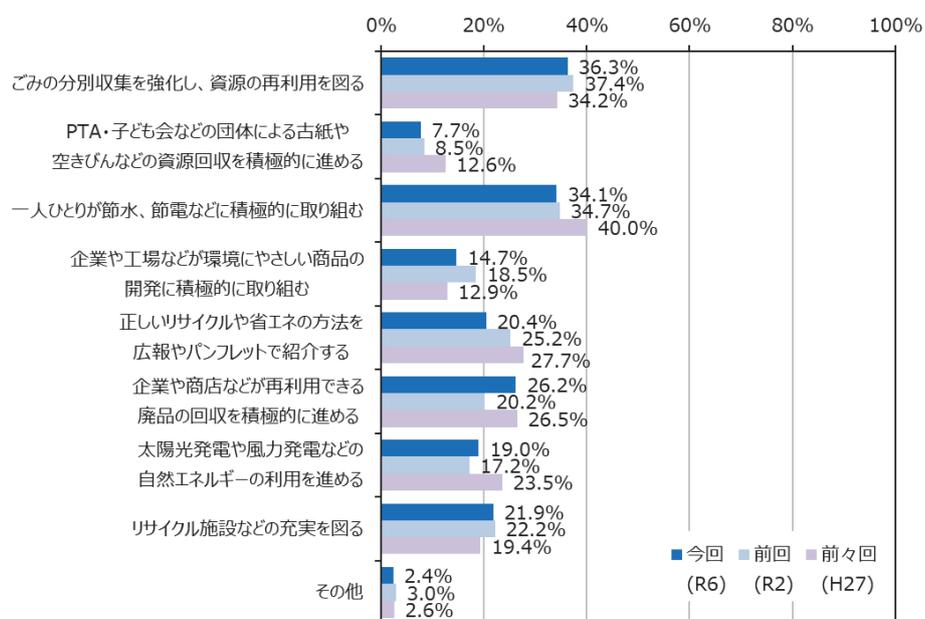
- ・「どのような取組をすれば良いかわからない」が54.9%で最も多くなった。
- ・「どのような取組をすれば良いかわからない」が3回のアンケートを通じて50%以上を占めている。加えて、「面倒くさい」、「不便な生活を送る必要はない」という否定的な意見が増加していることから、リサイクル・省エネルギーで得られるメリットなどの情報提供や大きな負担とならないような取組の検討が重要である。



有効回答者数：今回82 前回90 前々回44

●問7 リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組【複数回答（2つまで）】

- ・「ごみの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が36.3%と最も多く、次いで「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」が34.1%、「企業や商店などが再利用できる廃品の回収を積極的に進める」が26.2%となった。
- ・増減を繰り返している項目が多いが、「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」と、「正しいリサイクルや省エネの方法を広報やパンフレットで紹介する」は減少傾向にある。

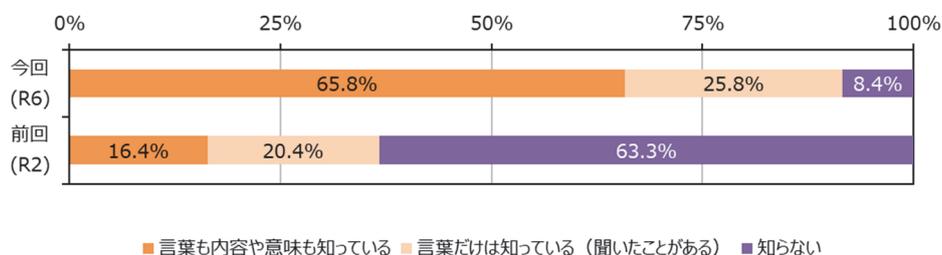


有効回答者数：今回416 前回401 前々回310

●問8 SDGsの認知度【単独回答】

- ・「言葉も内容や意味も知っている」が65.8%、「言葉だけは知っている（聞いたことがある）」が25.8%と、90%以上の市民がSDGsを認知していた。
- ・「言葉も内容や意味も知っている」が前回の約4倍に増加した。メディアなどでも取り上げられていることから、認知度が大幅に上昇したと考えられる。

※前々回は未実施

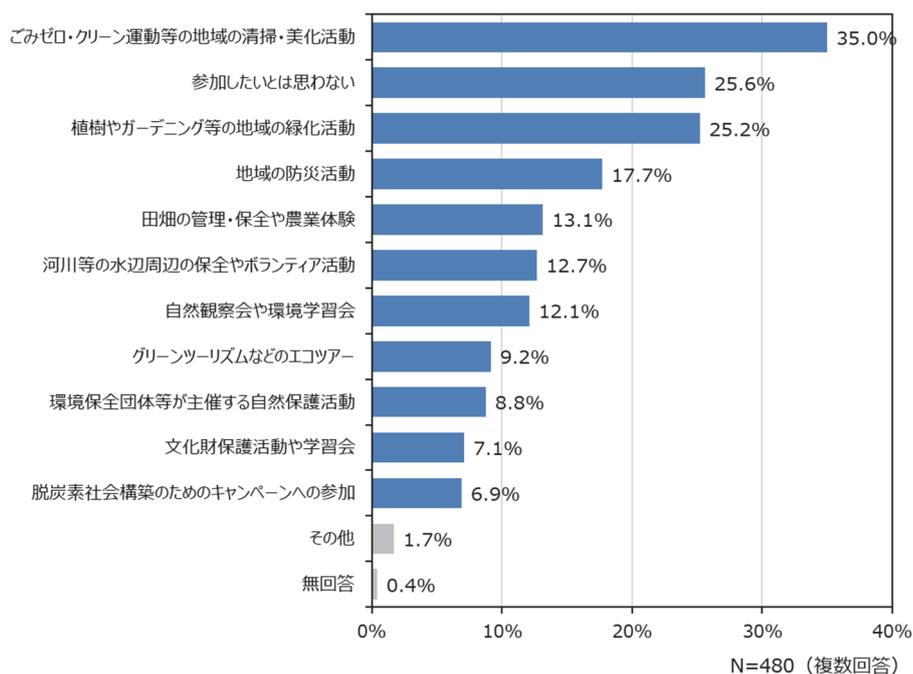


有効回答者数：今回476 前回422

### ③環境づくりへの参加や役割について

#### ●問9 参加してみたい自主的な環境づくり活動【複数回答】

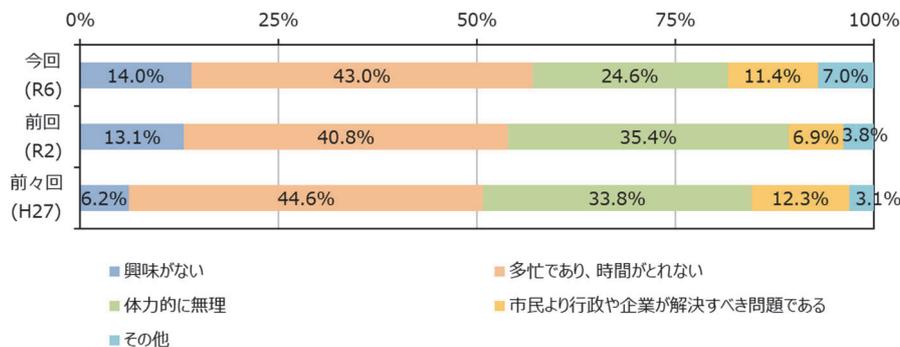
- ・「ごみゼロ・クリーン活動等の地域の清掃・美化活動」が35.0%と最も多く、次いで「植樹やガーデニング等の地域の緑化活動」が25.2%、「地域の防災活動」が17.7%と、地域に根付いた活動の得票率が高くなった。
- ・一方で、「文化財保護活動や学習会」、「脱炭素社会構築のためのキャンペーンへの参加」といった活動は得票率が低く、また、「参加したいとは思わない」も25.6%あり、環境づくり活動への参加を促す必要がある。



#### ●問10 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由【単独回答】

※問9で「参加したいとは思わない」と回答した場合のみ

- ・「多忙であり時間が取れない」が43.0%と最も多く、次いで「体力的に無理」が24.6%となった。
- ・「興味がない」の割合が増加傾向にあり、市民に求める活動の周知や内容の検討が必要である。

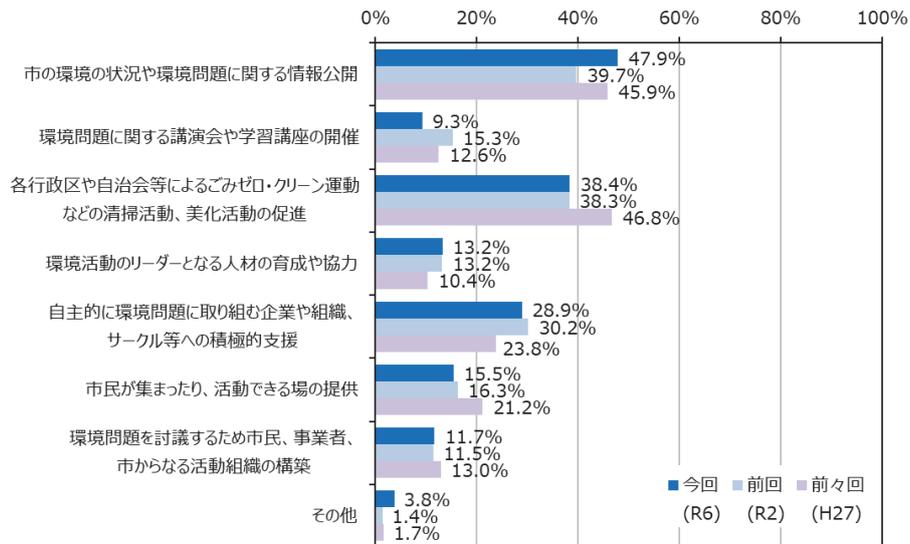


有効回答者数：今回114 前回130 前々回65

●問 11 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【複数回答（2 つまで）】

- ・「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」が 45.2%と最も多く、次いで「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動・美化活動の促進」が 36.3%、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織・サークル等への積極的支援」が 27.3%となった。
- ・増減を繰り返している項目が多いが、「市民が集まったり、活動できる場の提供」は一貫して減少傾向にある。



有効回答者数：今回453 前回295 前々回231

●問 12 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担【単独回答】

- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が最も多く 41.3%、次いで「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が 40.2%となった。
- ・今回は「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」の割合が上がっており、市への期待が高まっている。



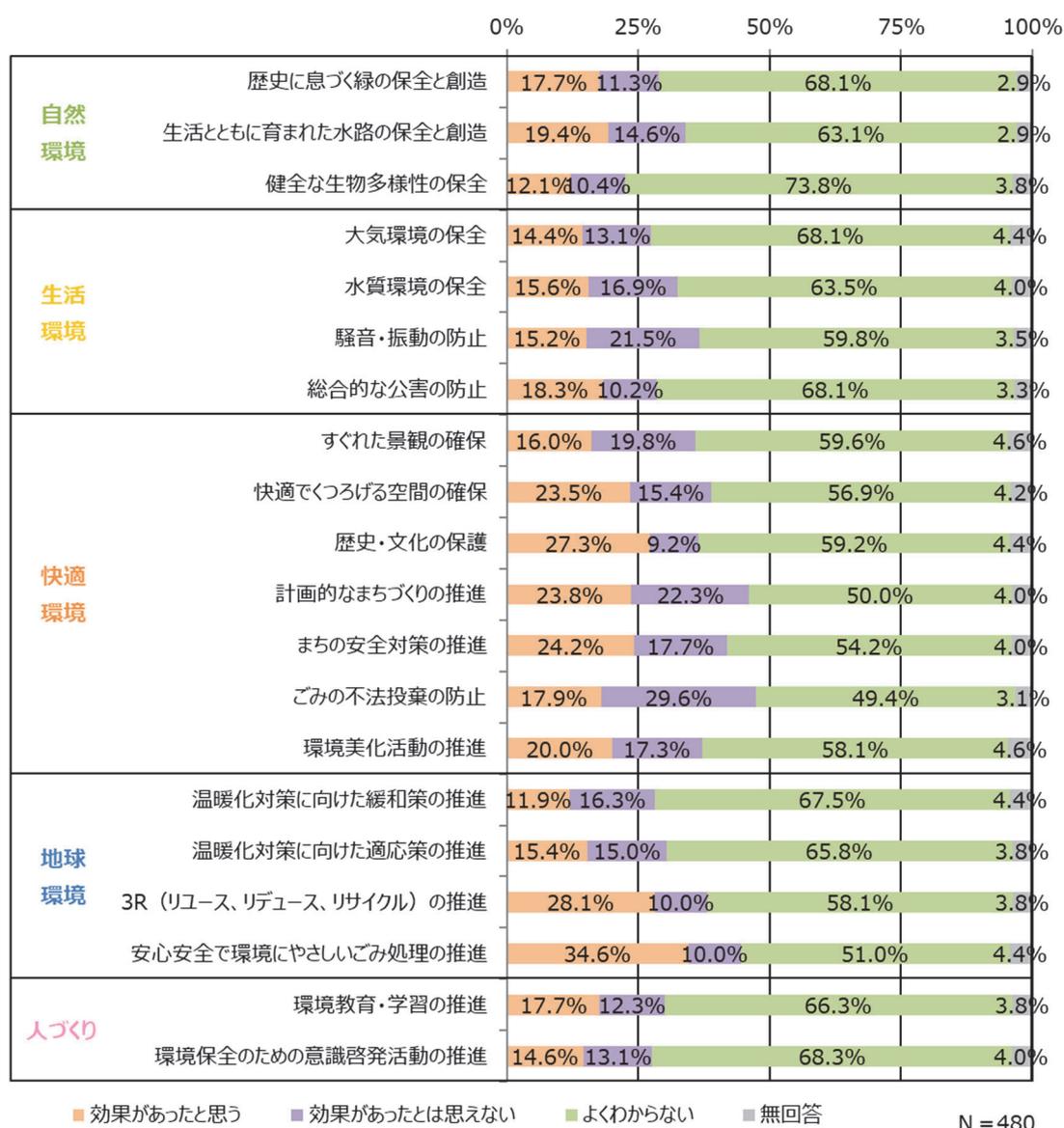
- 市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する
- 市民や事業者が主体となって環境を守るための活動を行い、市はその支援をする
- 環境を破壊している個人や事業者が責任を持って環境を守る
- 市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる
- その他

有効回答者数：今回470 前回416 前々回310

## ④市の環境行政の在り方について

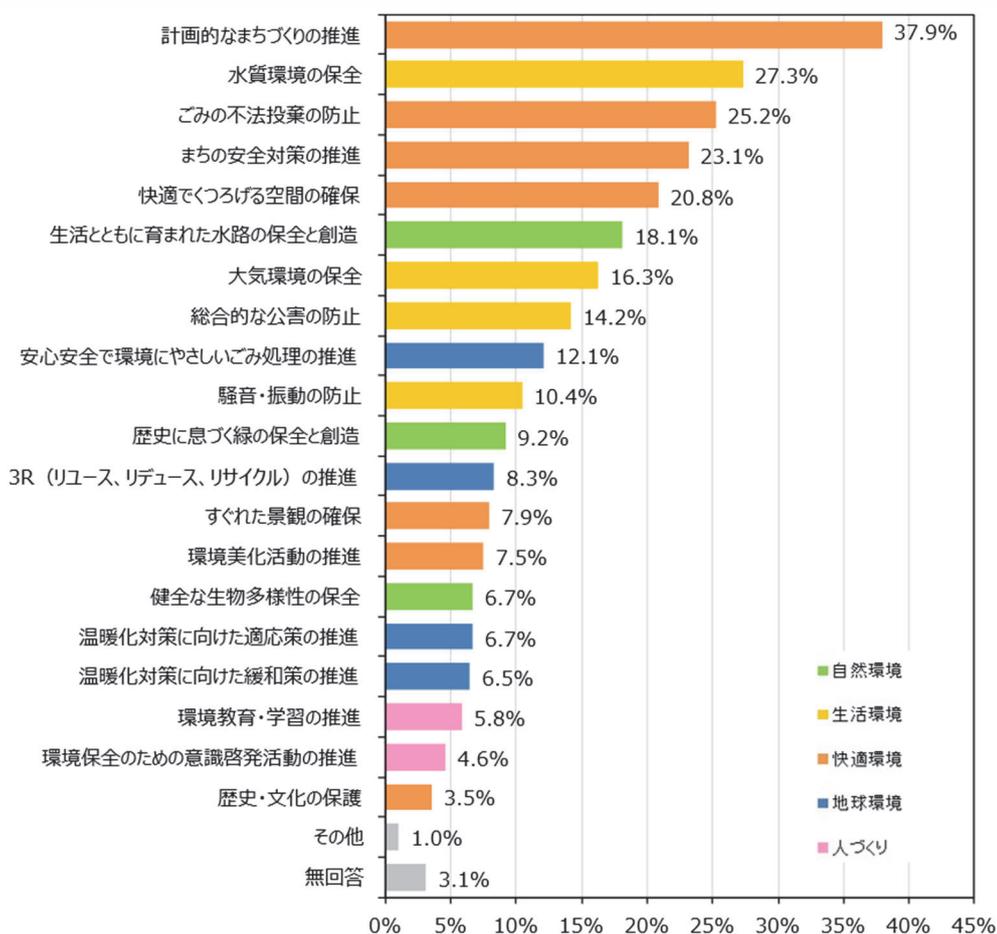
## ●問 13 環境基本計画の施策の効果【単独回答】

- 全ての項目で「よくわからない」が50%以上となっており、施策の効果に関する情報の周知が課題となっている。
- 「安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進」、「3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進」、「歴史・文化の保護」に関しては、「効果があったと思う」と回答した割合が、「効果があったとは思えない」よりも20%近く高く、効果を実感している市民が多かった。
- 一方、「水質環境の保全」、「すぐれた景観の確保」、「温暖化対策に向けた緩和策の推進」、「騒音・振動の防止」、「ごみの不法投棄の防止」については「効果があったとは思えない」と回答した割合の方が「効果があったと思う」と回答した割合よりも高くなっていた。



●問 14 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策【複数回答（3つまで）】

- 「計画的なまちづくりの推進」が 37.9%と最も多く、次いで「水環境の保全」が 27.3%、「ごみの不法投棄の防止」が 25.2%、「まちの安全対策の推進」が 23.1%となった。
- 上位 5 施策中 4 施策は快適環境に関する施策となっており、市民の快適な生活に向けた施策が求められている。
- また、「水質環境の保全」、「生活とともに育まれた水路の保全と創造」が上位にあり、水質環境に関して市民の問題意識の高さがうかがえる。
- 一方で、地球環境、人づくりに関する施策について軒並み下位にあり、この分野に関する施策の周知や市民の関心の向上が課題となる。

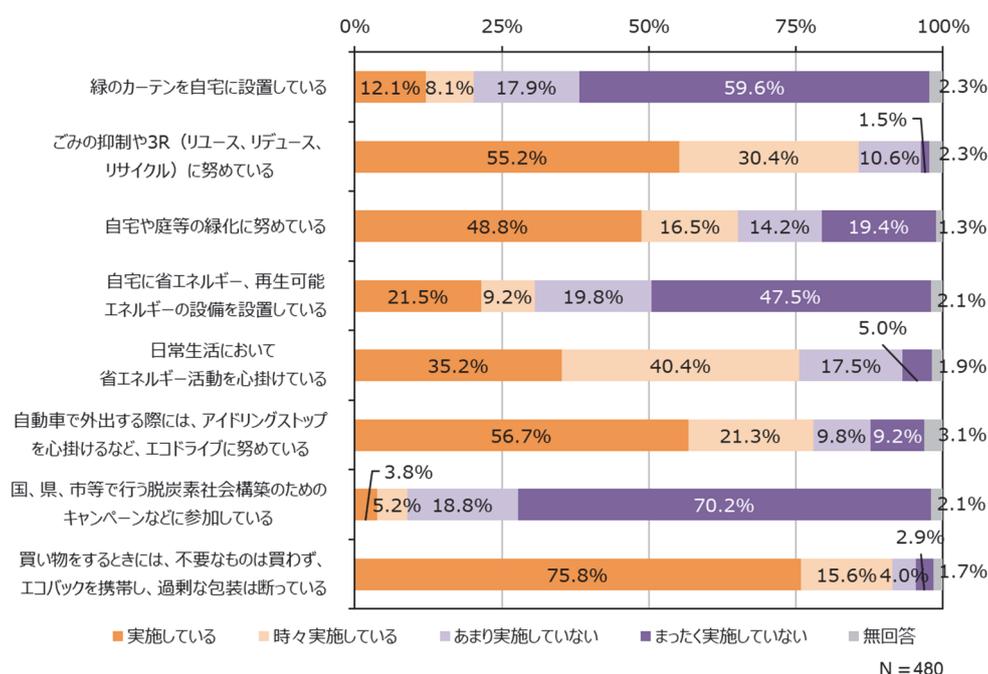


N=480（複数回答）

●問 15 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況【単独回答】

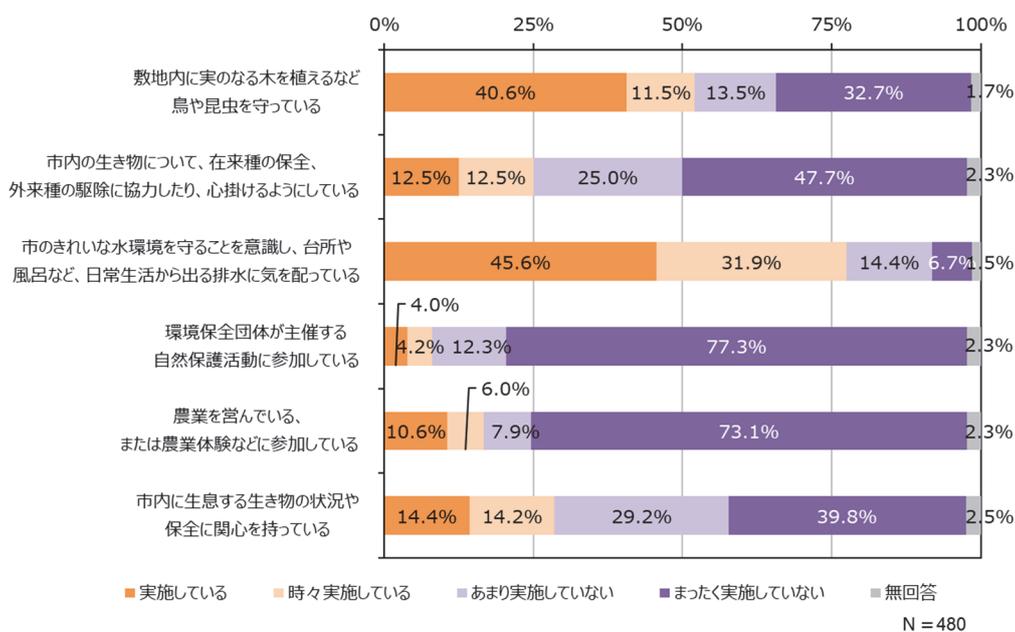
I. 脱炭素社会の実現

- ・「買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバックを携帯し、過剰な包装は断っている」では、「実施している」の回答率が75.8%であり、最も多くの市民が取り組んでいた。
- ・また、「自動車で外出する際には、アイドリングストップを心掛けるなど、エコドライブに努めている」や「ごみの抑制や3Rに努めている」、「自宅や庭等の緑化に努めている」のような取り組みやすい取組は実施している市民の割合が高くなっていった。
- ・一方で、「緑のカーテンを自宅に設置している」や「自宅に省エネルギー、再生可能エネルギーの設備を設置している」といった金銭的負担を伴う取組や、「国、県、市等で行う脱炭素社会構築のためのキャンペーンなどに参加している」のような時間的負担が伴う取組については「全く実施していない」の割合が高く、メリットの周知などが課題となる。



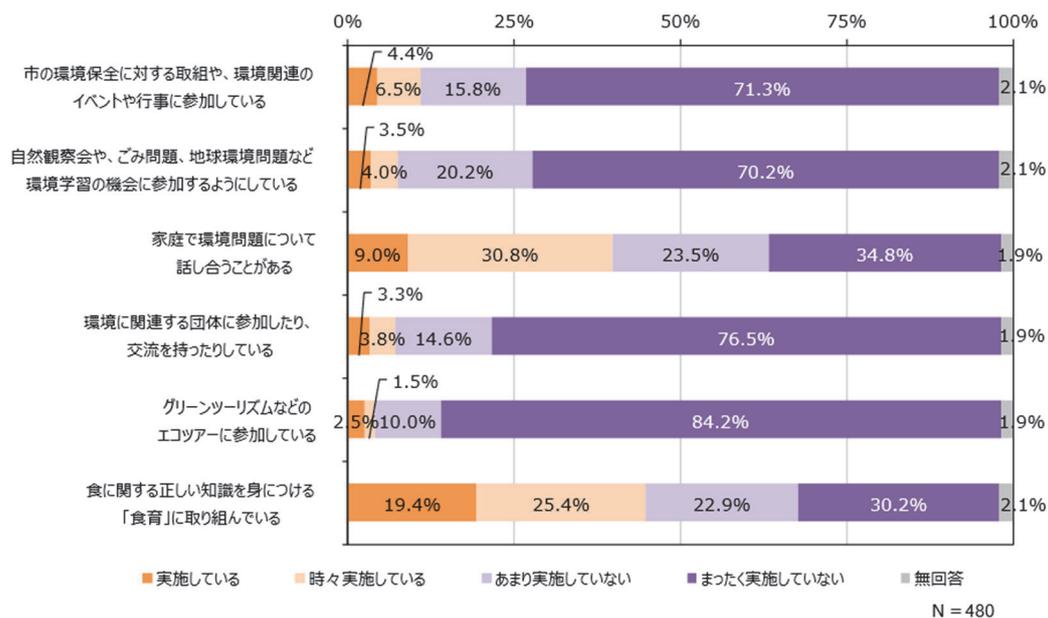
## II. 生物多様性の保全・創出

- ・「市のきれいな水環境を守ることを意識し、台所や風呂など、日常生活から出る排水に気を配っている」では、「実施している」の回答率が45.6%と最も高く、「時々実施している」と合わせて75%の市民が取り組んでおり、水環境への意識の高さがうかがえる。
- ・一方で、「環境保全団体が主催する自然保護活動に参加している」などの時間的な負担がかかる取組については「全く実施していない」の割合が高くなっていった。



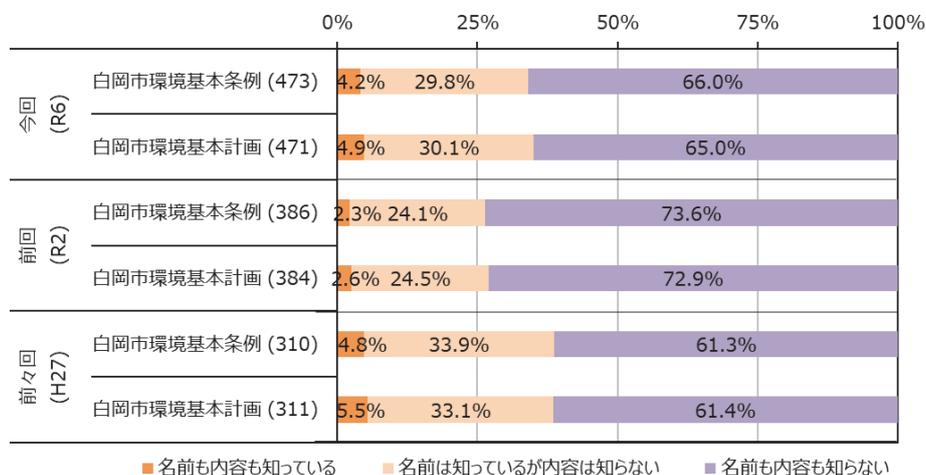
## III. 環境を学び行動する市民の増加

- ・「食に関する正しい知識を身につける「食育」に取り組んでいる」と「家庭で環境問題について話し合うことがある」を除き、全体的に「全く実施していない」の割合が高く、家庭以外での環境を学ぶ機会の創出が課題となる。



●問 16 白岡市の環境基本条例や環境基本計画の認知度【単独回答】

- ・環境基本条例、環境基本計画のどちらも、60%以上の市民が「名前も内容も知らない」と回答しており、情報の周知が課題となる。
- ・過去3回において認知度に大きな変化は見られなかった。

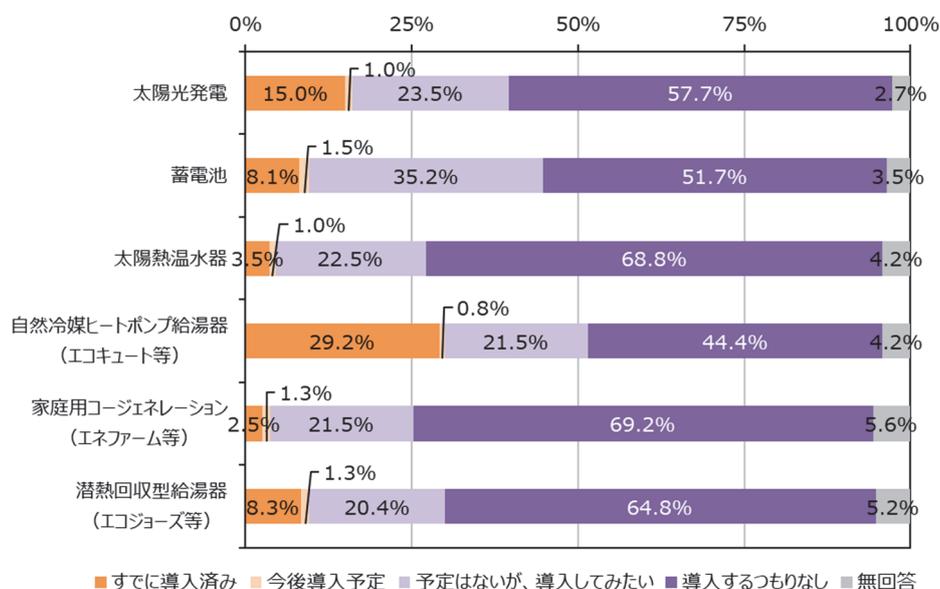


( ) 内数値：有効回答者数

⑤地球温暖化対策について

●問 18 再エネ設備の導入状況【単独回答】

- ・約30%の市民が「自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）」を導入しているが、その他の設備の導入率は10%以下となっていた。
- ・どの設備についても、20%以上の市民が「予定はないが、導入してみたい」と回答しており、この層に補助制度などの周知を行うことが課題となる。



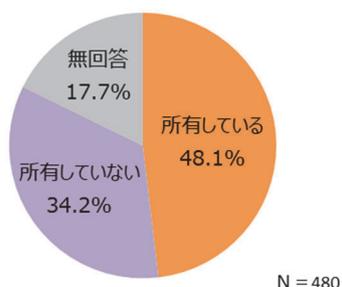
N = 480

●問 19 次世代自動車（ハイブリッド車、PHV・EV、FCV）への買い替えの意向

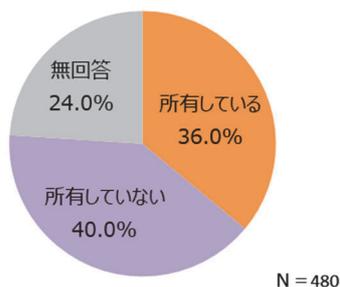
I. 所有状況【単独回答】

- ・ガソリン・ディーゼル車、ハイブリッド車の所有率は比較的高かったが、電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の所有率は非常に低くなっていた。
- ・次世代型自動車の普及に向けては、購入補助や、充電・充てんインフラの整備が課題となる。

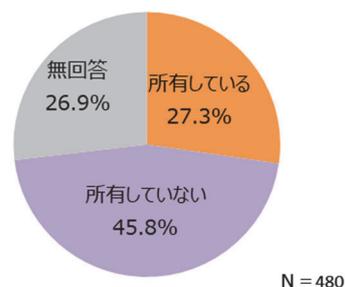
【ガソリン・ディーゼル車（普通）】



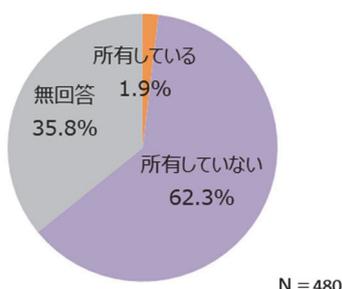
【ガソリン・ディーゼル車（軽）】



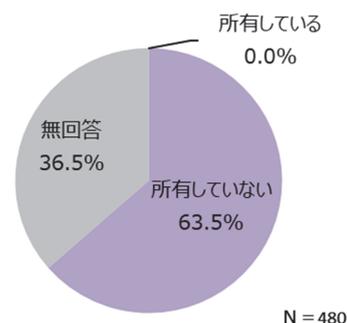
【ハイブリッド車】



【PHV・EV（電気自動車）】



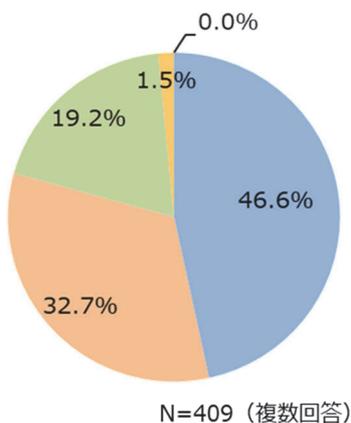
【燃料電池自動車】



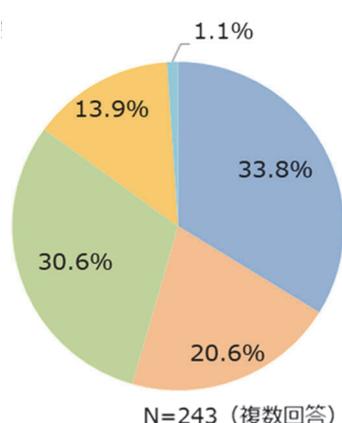
II. 現在の保有台数と将来の予定台数【複数回答】

- ・現在の保有台数では約80%がガソリン・ディーゼル車であるのに対し、将来の保有台数ではハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の割合が増加しており、これらの次世代自動車への買い替えが進むと推測される。

【現在の保有台数】



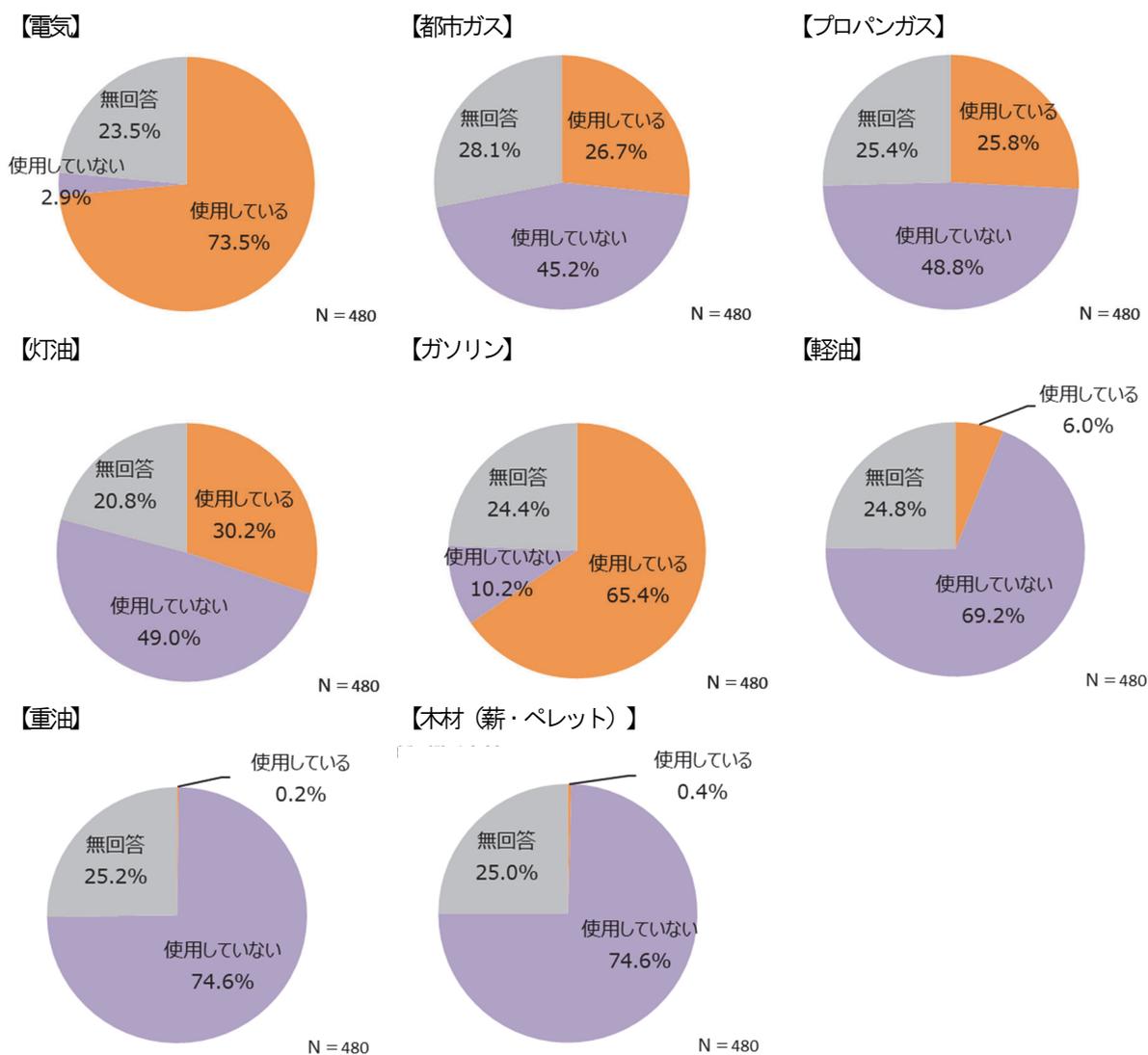
【将来の保有台数】



## ●問 20 家庭の電気やガス等のエネルギー使用状況【単独回答】

## I. 家庭のエネルギー使用状況

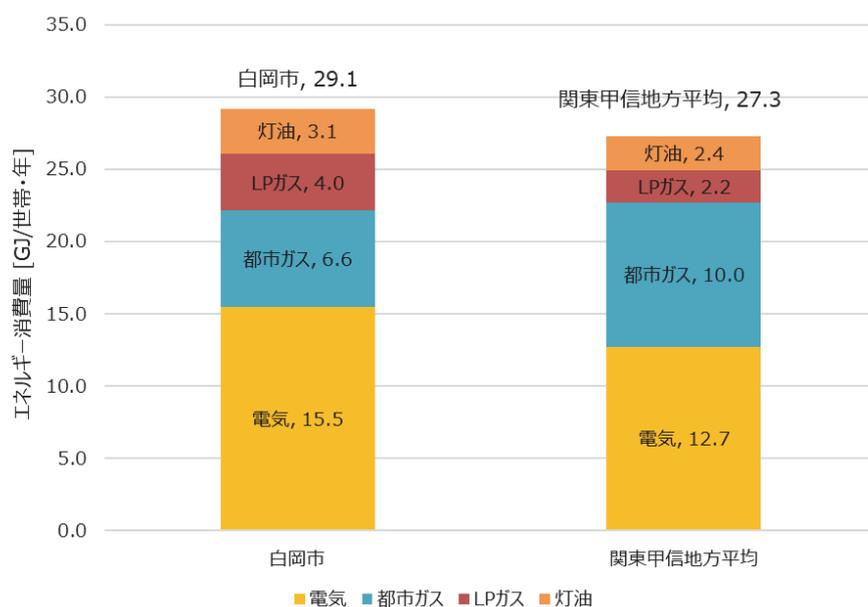
- ・電気、ガソリンの使用率が高く、ガスについては市の一部が都市ガスの供給エリアとなっているため、都市ガスの利用者とプロパンガスの利用者が混在していた。



## II. エネルギー使用状況

- 電気については関東地方平均よりも使用量が多く、節電の取組強化が課題となる。
- また、エネルギー消費量を GJ 換算すると、関東地方平均よりもガス使用量が少なく、電化が進んでいると推察される。

エネルギー種	白岡市平均	関東地方平均値※1	単位
電気	4,296	3,531	kWh
都市ガス	166	250	m <sup>3</sup>
プロパンガス	39	22	m <sup>3</sup>
灯油	84	65	L
ガソリン	557	299	L
軽油	21	14	L

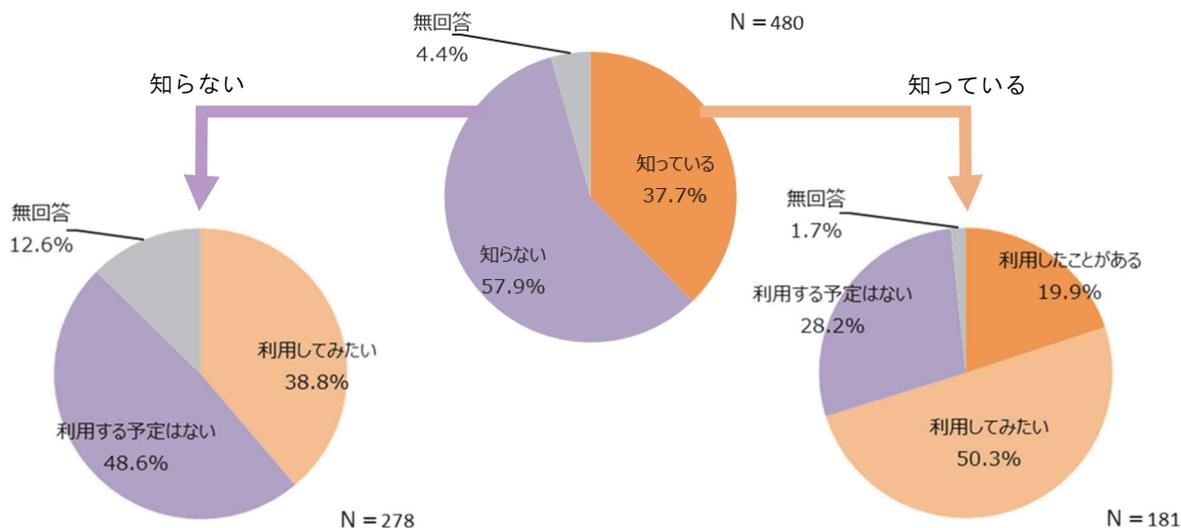


※1：環境省「令和3年度家庭部門のCO2排出実態統計調査 資料編（確報値）」p.39～40

●問 21 市で実施している補助メニューの認知度【単独回答】

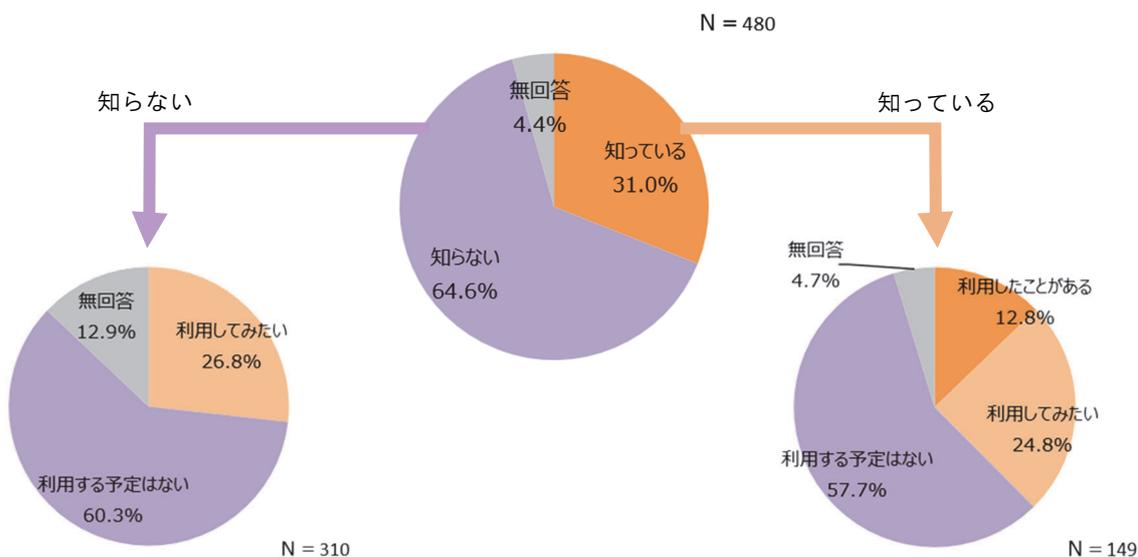
I. 白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置補助金

- ・白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置補助金について「知っている」と回答した割合は37.7%であり、うち、「利用したことがある」と回答した市民は19.9%に当たる36人であった。
- ・「利用してみたい」と回答した市民は、合計で199人であった。



II. 重点対策加速化事業 太陽光発電設備等設置費補助金

- ・重点対策加速化事業の太陽光発電設備等設置費補助金について「知っている」と回答した割合は31.0%であり、うち、「利用したことがある」と回答した市民は12.8%に当たる19人であった。
- ・「利用してみたい」と回答した市民は、合計で120人であった。



## 2. 環境に関する事業者アンケート調査

### (1) 調査概要

#### ■調査対象

調査対象地域	白岡市全域
調査対象	市内に事業所を構える企業・商店等
サンプル数	150票
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配送・郵送回収+web アンケート方式
調査期間	令和6年7月31日~8月23日
調査結果(回収数)	55票(郵送:50+web:5)/150票【前回(R2):51票/150票】
調査結果(回収率)	36.6%【前回(R2):34.0%】

#### ■調査内容(設問項目)

##### (1) 属性

業種、事業形態、従業員数

##### (2) 事業所における環境問題への取組状況について

- 問1 事業所から出る廃棄物の処理状況
- 問2 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況
- 問3 リサイクルを実施する上での問題点
- 問4 事業所における省エネルギー化の進捗状況
- 問5 省エネルギー化を実施する上での問題点
- 問6 現在、実施している環境保全対策
- 問7 今後、実施を予定している環境保全対策
- 問8 SDGsの認識

##### (3) 事業所の環境保全に対する考え方について

- 問9 環境保全に対する企業の役割
- 問10 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題
- 問11 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

##### (4) 環境づくりへの参加や役割について

- 問12 参加してみたい自主的な環境づくり活動
- 問13 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- 問14 市民や事業者が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- 問15 脱炭素化の取組を推進する上で、市に期待する施策
- 問16 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

##### (5) 市の環境行政の在り方について

- 問17 環境基本条例及び環境基本計画の認知度
- 問18 環境基本計画の取組の効果
- 問19 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

##### (6) 地球温暖化対策について

- 問20 省エネ機器や設備の導入状況
- 問21 再エネ設備の導入状況
- 問22 次世代自動車(ハイブリッド車、PHV・EV、FCV)への買い替えの意向
- 問23 事業所の電気やガス等のエネルギー使用状況

##### (7) 自由記述

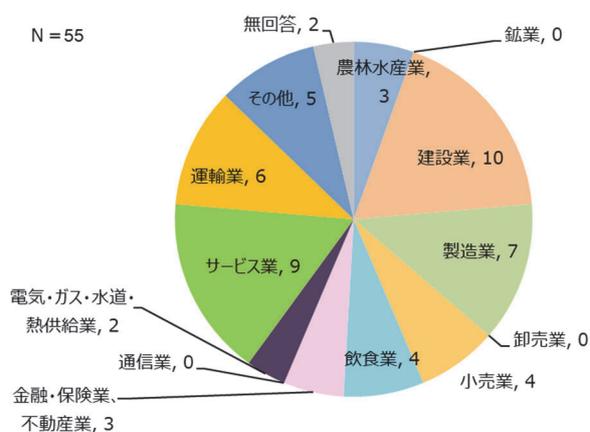
※グラフ、表の値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が100%にならない場合がある。

## (2) 集計結果

### ①属性

#### ●業種【単独回答】

- 回答事業者は建設業が 10 事業者と最も多く、サービス業が 9 事業者、製造業が 7 事業者となった。
- 鉱業、卸売業、通信業からは回答を得ることができなかった。



#### ●事業形態【単独回答】

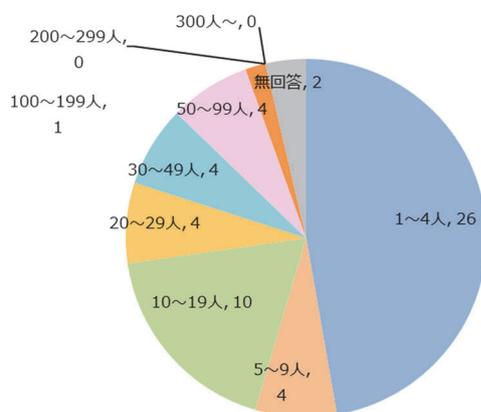
- 業態別では、事務所が最も多く 18 事業者、次いで店舗が 12 事業者、工場が 9 事業者となった。
- その他としては、自宅事業所や保育園、スポーツ施設が挙げられた。



N = 55

#### ●従業員数【単独回答】

- 従業員数では、5 人未満の零細企業が 26 事業者と約 50%を占めており、次いで 10 人以上 20 人未満が 10 事業者となった。
- 200 人以上の事業者からは回答を得ることができなかった。



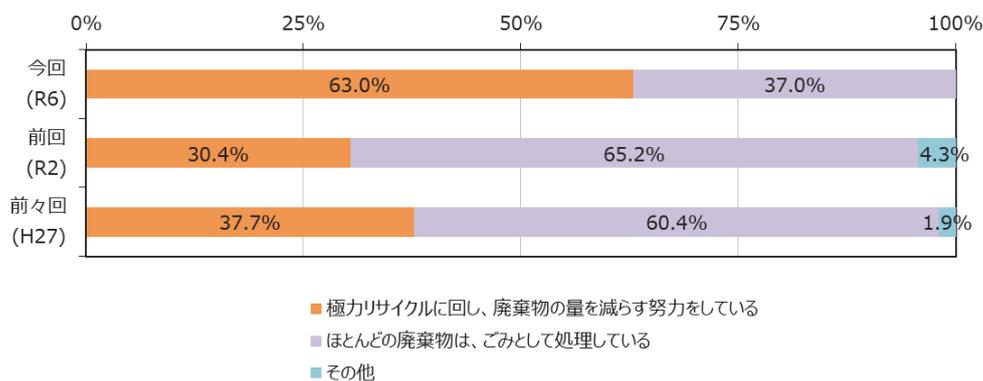
N = 55

②事業所における環境問題への取組状況について

●問 1 事業所から出る廃棄物の処理状況【単独回答】

- ・63.0%の事業者が「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」と回答した。
- ・前回、前々回と比較すると、「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」と回答した事業者が大きく増加した。

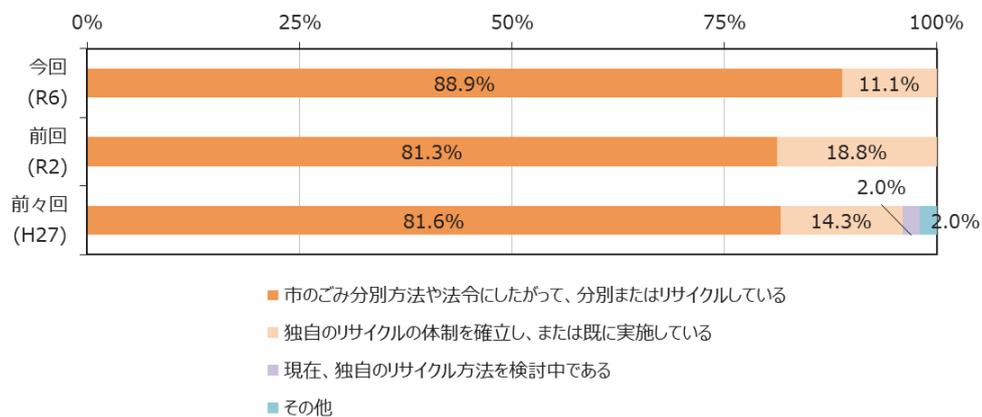
※経年比較の場合は、無回答を除いた比率で表示している。(以降同様)



有効回答者数：今回54 前回46 前々回53

●問 2 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況【単独回答】

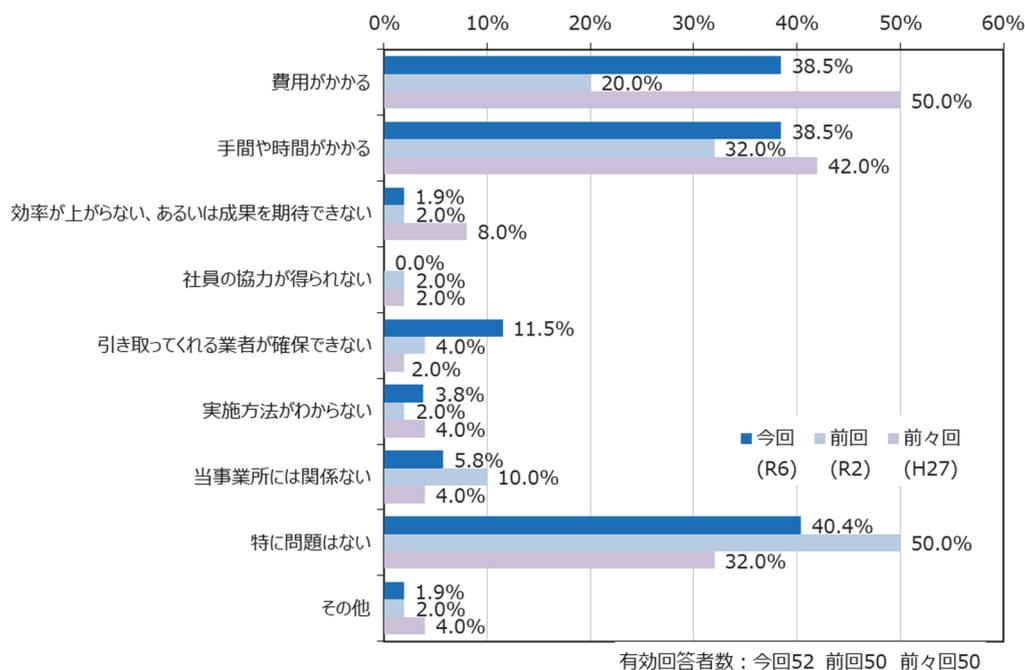
- ・前回と同様に、全ての事業者が何らかのリサイクル体制を構築している。



有効回答者数：今回54 前回48 前々回49

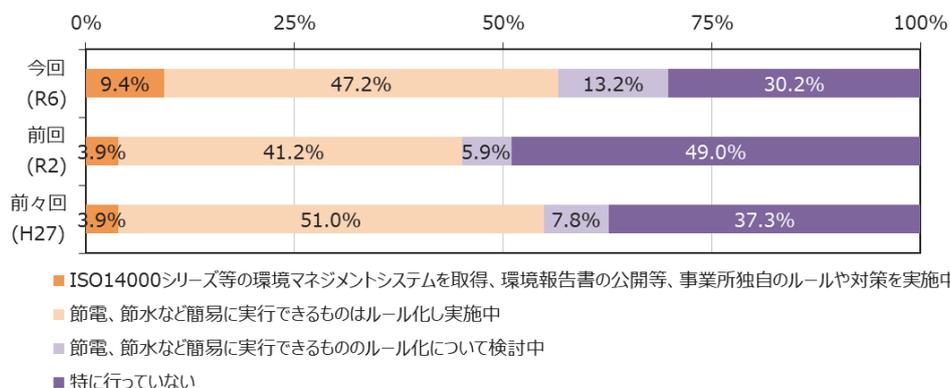
### ●問3 リサイクルを実施する上での問題点【複数回答】

- ・リサイクルを実施する上での問題点は、40.4%の事業者が「特に問題はない」と回答したが、問題点としては「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が多く挙げられていた。
- ・前回から「特に問題はない」が減少し、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が増加した。



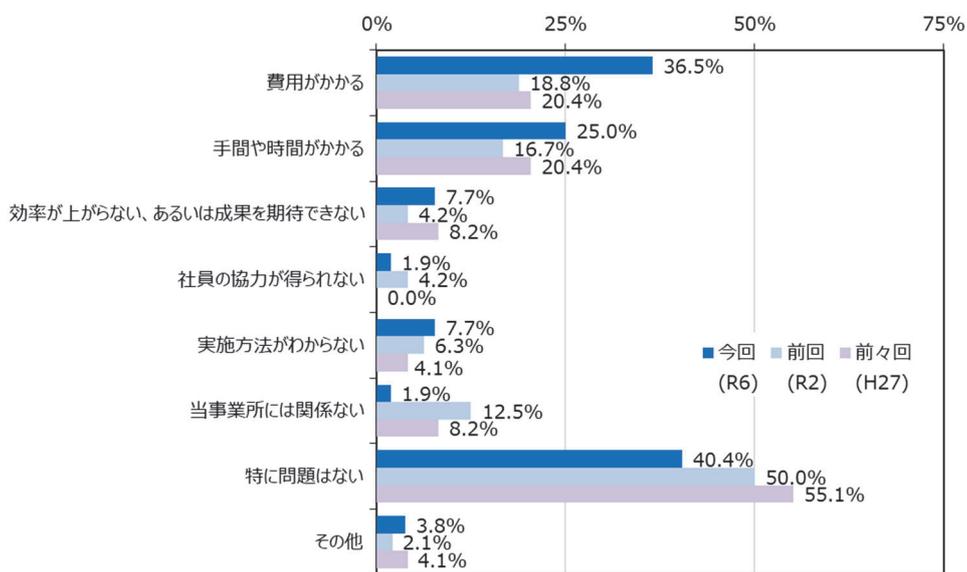
### ●問4 事業所における省エネルギー化の進捗状況【単独回答】

- ・9.4%の事業者が「ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムを取得、環境報告書の公開等、事業所独自のルールや対策を実施中」と回答した。
- ・また、47.2%の事業者が「節水や節電などをルール化し実施中」と回答した。
- ・前回から「ISO14000 シリーズ等の環境マネジメントシステムを取得、環境報告書の公開等、事業所独自のルールや対策を実施中」と回答した事業者が増加したが、事業者全体に占める割合は少ない。



●問5 省エネルギー化を実施する上での問題点【複数回答】

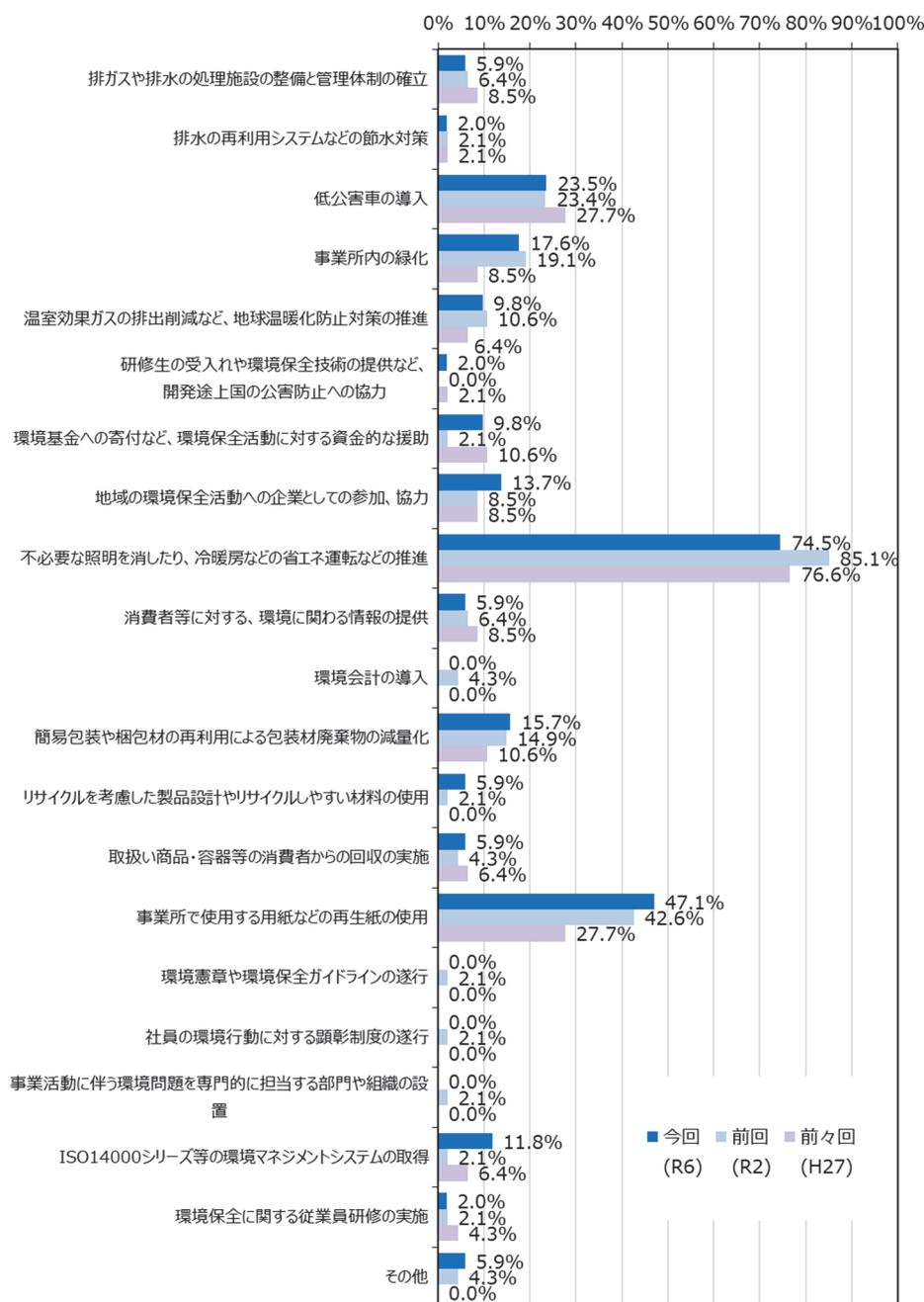
- 省エネルギーを実施する上での問題点は、40.4%の事業者が「特に問題はない」と回答しているが、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」ことが問題点となっている。
- 前回から「特に問題はない」が減少し、「費用が掛かる」、「手間や時間がかかる」が増加した。



有効回答者数：今回52 前回48 前々回49

●問6 現在、実施している環境保全対策【複数回答】

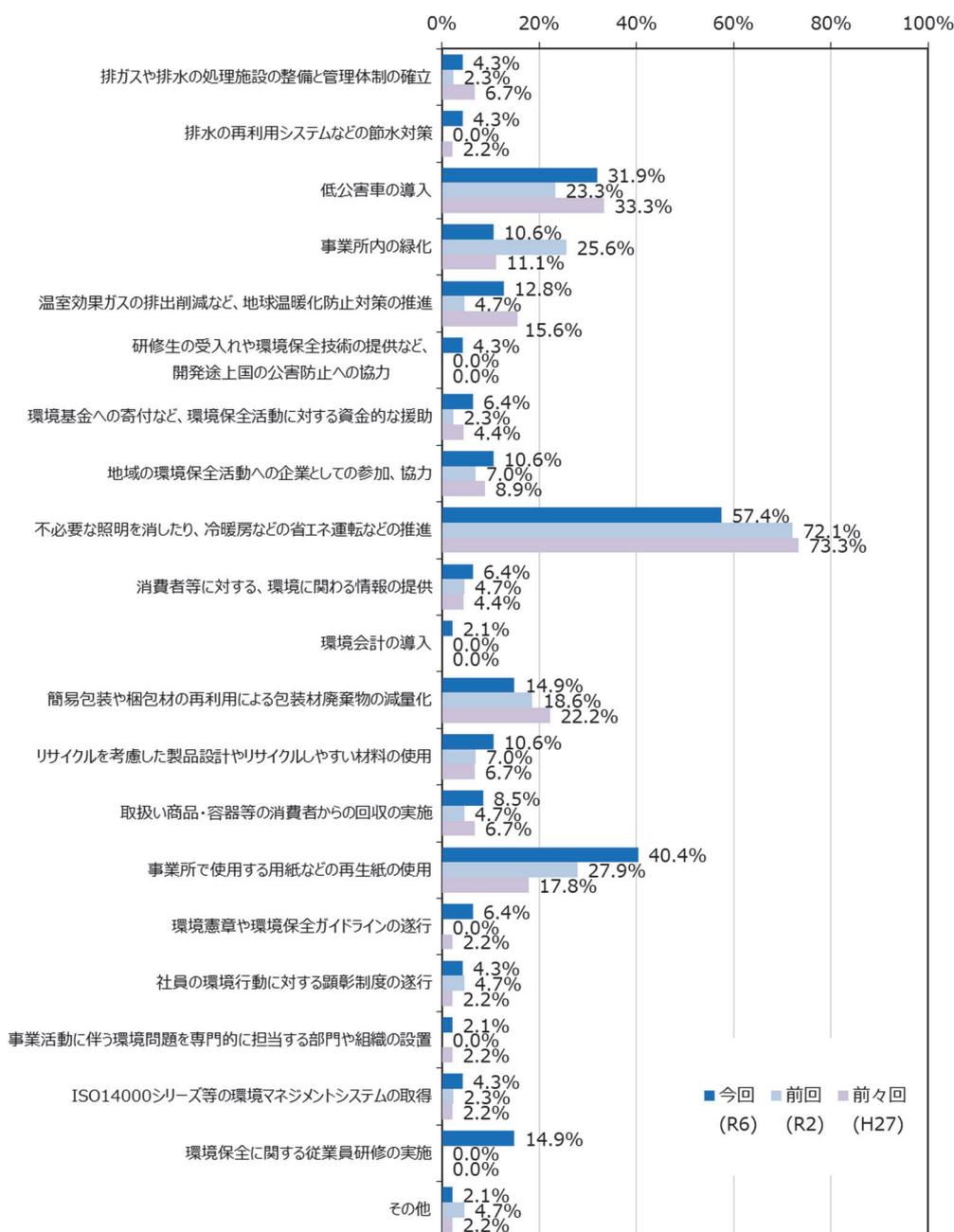
- ・「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が74.5%と最も多く、次いで「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」が47.1%となっており、ハードルが低い取組が多くの上業者で行われていた。
- ・一方で、「環境会計の導入」、「環境憲章や環境保全ガイドラインの遂行」、「事業活動に伴う環境問題を専門的に担当する部門や組織の設置」などの専門知識が必要な取組を行っている事業者は見られなかった。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」に取り組む事業者が増加し、「ISO14000シリーズ等の環境マネジメントシステムの取得」については大幅に増加した。



有効回答者数：今回51 前回47 前々回47

●問7 現在、実施している環境保全対策【複数回答】

- ・問6と同様に、「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」や、「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」などハードルが低い取組が多くなっていた。
- ・また、「環境会計の導入」、「環境憲章や環境保全ガイドラインの遂行」、「事業活動に伴う環境問題を専門的に担当する部門や組織の設置」などの専門知識が必要な取組を予定している事業者は少なく、行政の支援や事業者間でのノウハウの共有が期待される。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」や、「環境保全に関する従業員研修の実施」を行う事業者は増加したが、「低公害車の導入」と回答した事業者に関しては、前々回と比較して増加しておらず、より導入促進を行うには補助金の適用が考えられる。

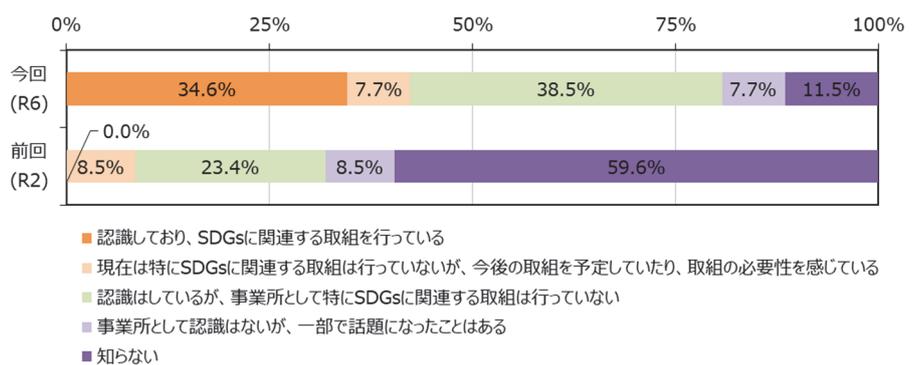


有効回答者数：今回47 前回43 前々回45

### ●問8 SDGsの認知度【単独回答】

- 34.6%の事業者が「認識しており、SDGsに関連する取組を行っている」と回答しており、何らかのSDGsに関する取組を実施していた。
- 一方で38.5%の事業者が、「認知しているが特にSDGsに関する取組は行っていない」と回答しており、環境経営やそのメリットなどの普及啓発が課題となる。
- 前は「認識しており、SDGsに関連する取組を行っている」と回答した事業者はいなかったが、今回は約35%の事業者が回答しており、取組を行う事業者が急速に増加している。

※前々回は未実施

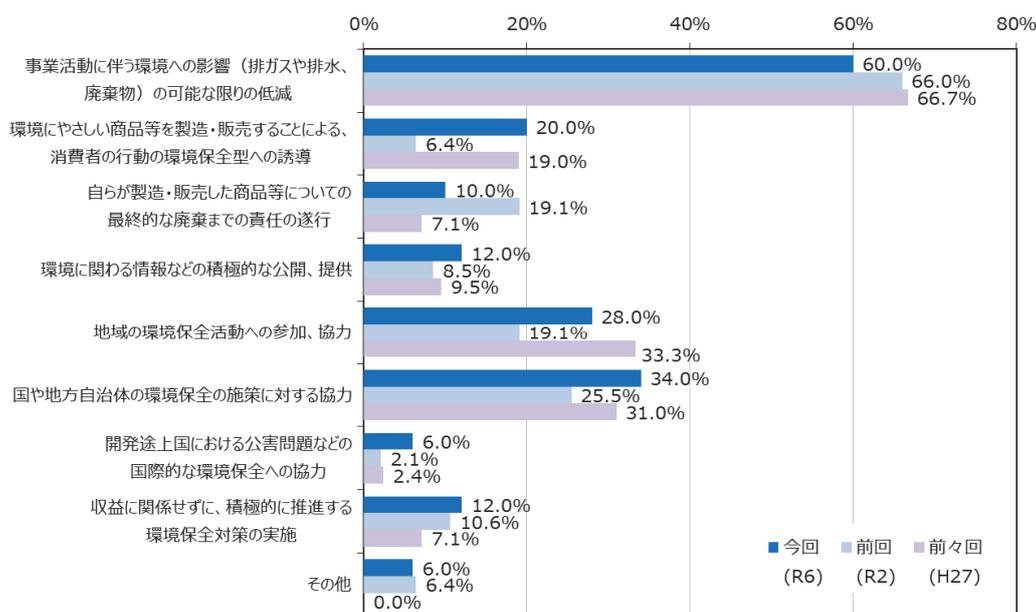


有効回答者数：今回52 前回47

### ③事業所の環境保全に対する考え方について

#### ●問9 環境保全に対する企業の役割【複数回答】

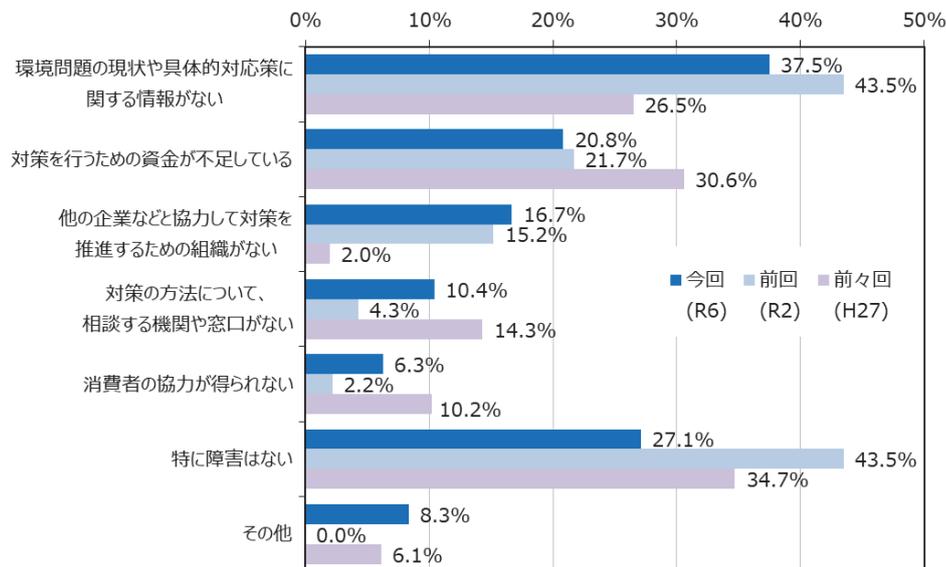
- 「事業活動に伴う環境への影響（排ガスや排水、廃棄物）の可能な限りの低減」について60.0%の事業者が企業の役割と認識している。
- 「収益に関係せず、積極的に環境保全対策の実施」と回答した事業者が年々増加しており、環境問題の自分事化が事業者に広がっている。



有効回答者数：今回50 前回47 前々回42

●問 10 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題【単独回答】

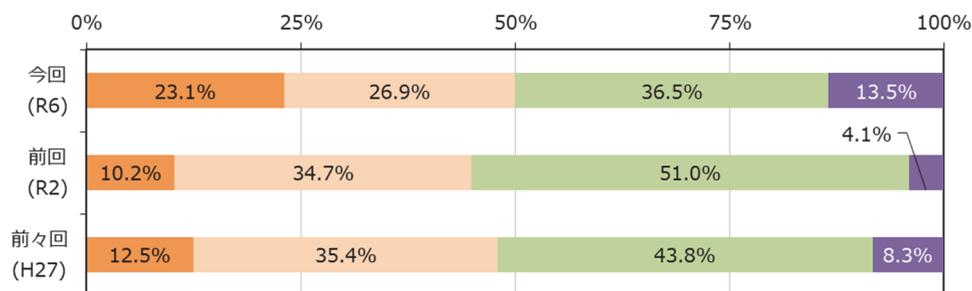
- ・「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」と回答している事業者が37.5%と最も多く、「対策を行うための資金が不足している」と回答している事業者もある程度存在しており、これらのギャップを行政が支援していくことが求められている。
- ・前回と比較し、「特に障害はない」と回答する事業者が大幅に減少した。



有効回答者数：今回48 前回46 前々回49

●問 11 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢【単独回答】

- ・23.1%の事業者が、「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるようになったりしてもかまわない」と回答したが、残りの事業者は金銭的な負担が増えることに抵抗感を示している。
- ・「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるようになったりしてもかまわない」と回答している事業者が増加しているが、「金銭的な負担や規制が増えたり不自由さを感じるなら今の環境のままで構わない」という否定的な意見も増加しており、二極化が進んでいる。



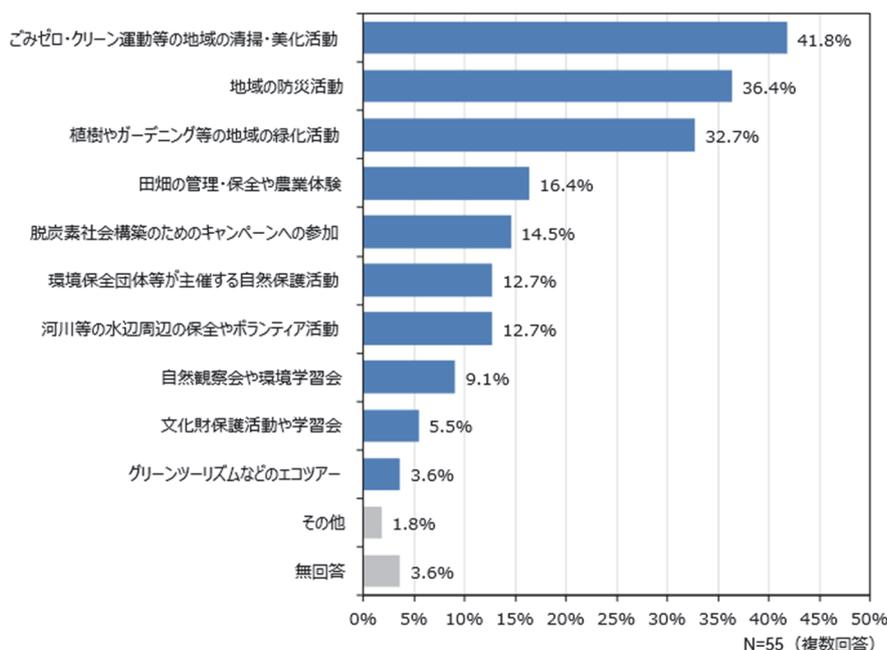
- 今の環境を改善できるなら、金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになってかまわない
- 規制などにより不自由さを感じることはかまわないが、今の環境を改善するために金銭的な負担などが多少でも増えることには抵抗がある
- 今の規制の範囲で、環境の改善を進めるべきである
- 金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになるくらいなら、今の環境でもかまわない

有効回答者数：今回52 前回49 前々回48

## ④環境づくりへの参加について

## ●問 12 参加してみたい自主的な環境づくり活動【単独回答】

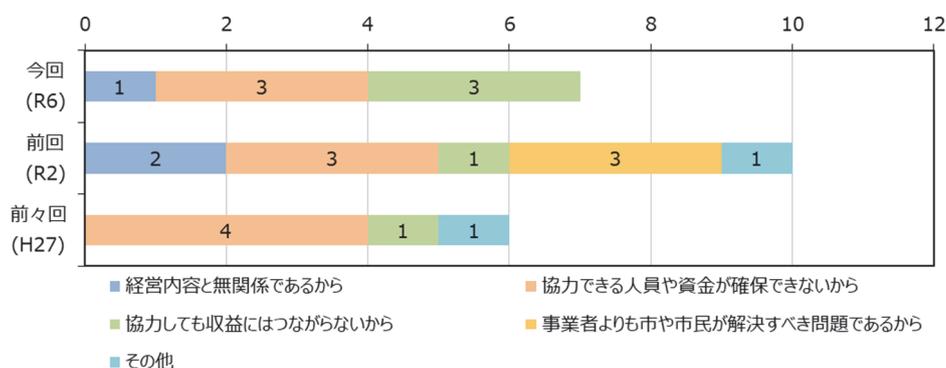
- ・市民と同様に、「ごみゼロ・クリーン運動等の地域の清掃・美化活動」、「地域の防災活動」、「植樹やガーデニング等の地域の緑化活動」といった地域に関連した環境づくり活動が求められている傾向が得られた。
- ・地域の市民のみならず、事業者を交えた環境づくり活動が求められている。



## ●問 13 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由【単独回答】

※問 12 で「参加したいと思わない」と回答した場合のみ

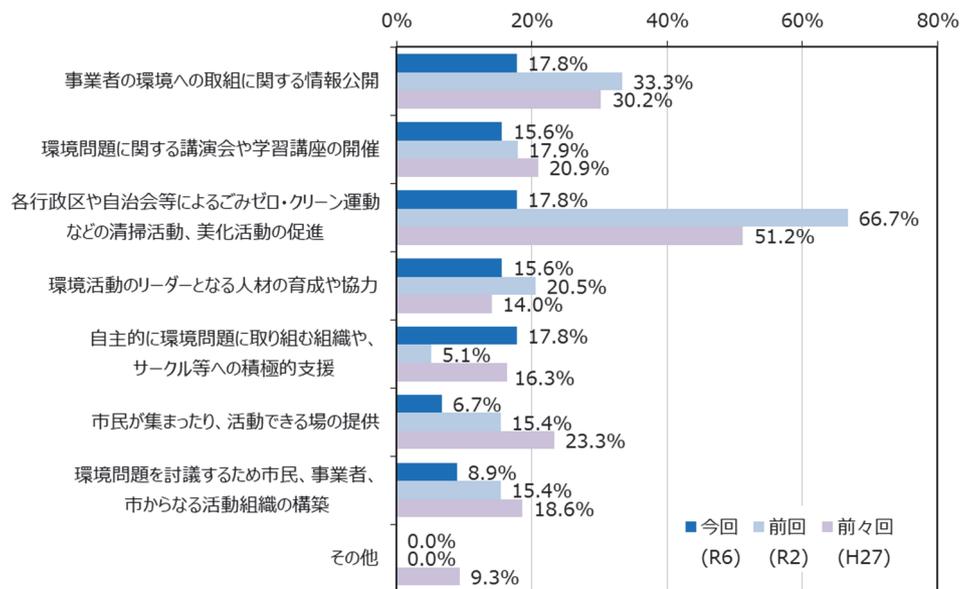
- ・参加したくない理由については、約 60%の事業者が経営内容との関係や収益につながらないことを理由としていた。
- ・「参加したくない」と回答した事業者数が少ないため、参加したくない理由は年によって異なるが、人員や資金の確保が主な課題と考えられる。



有効回答者数：今回7 前回10 前々回6

●問 14 市民や事業者が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと【単独回答】

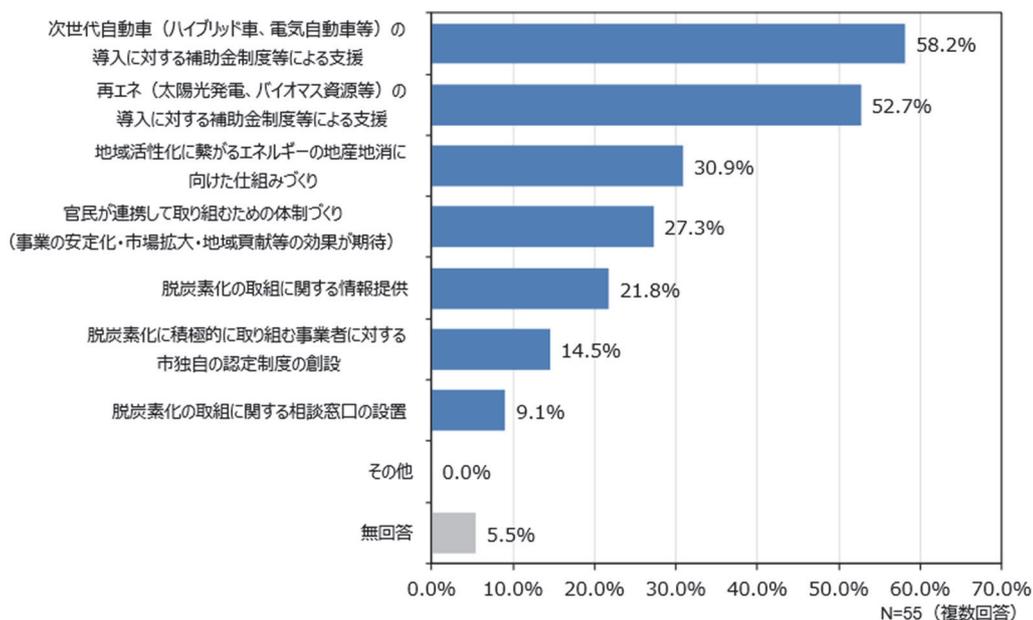
- どの選択肢も一定以上の要望があり、情報公開や支援事業等を幅広く取り組んでいくことが求められている。
- 「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」については、前回から大幅に減少した。



有効回答者数：今回45 前回39 前々回43

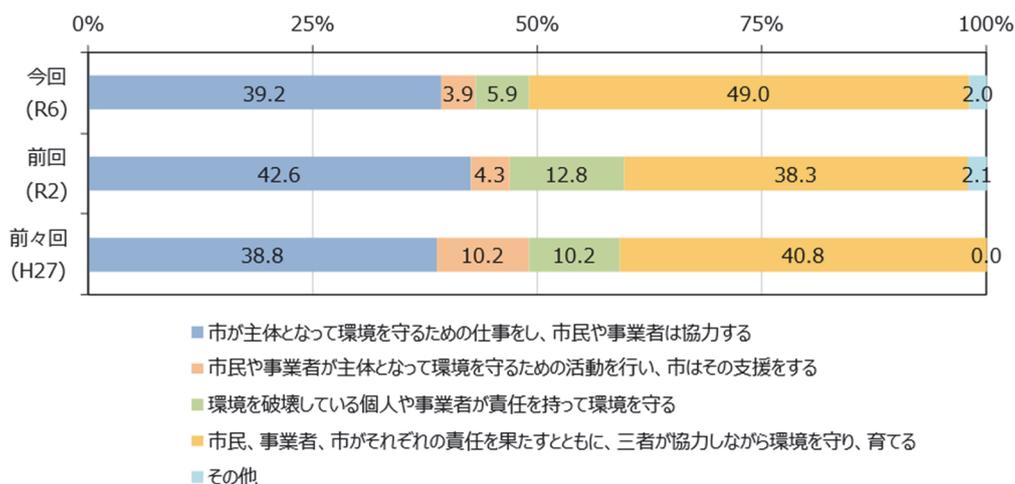
●問 15 脱炭素化の取組を推進する上で、市に期待する施策【複数回答（3つまで）】

- 市民と同様に、「次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）の導入に対する補助金制度等による支援」、「再エネ（太陽光発電、バイオマス資源等）の導入に対する補助金制度等による支援」といった補助制度の導入が期待されている。



●問 16 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担【単独回答】

- ・49.0%の事業者が「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」と回答した。
- ・また、「市が主体となって環境を守るための仕事をし、事業者と市民は協力する」も多くなっており、環境を守り改善していく上で三者の協力が重要となる。
- ・過去3回とも、三者の協力が求められており、各主体が取り組んでいく必要があるとの認識が広がっていることが伺える。

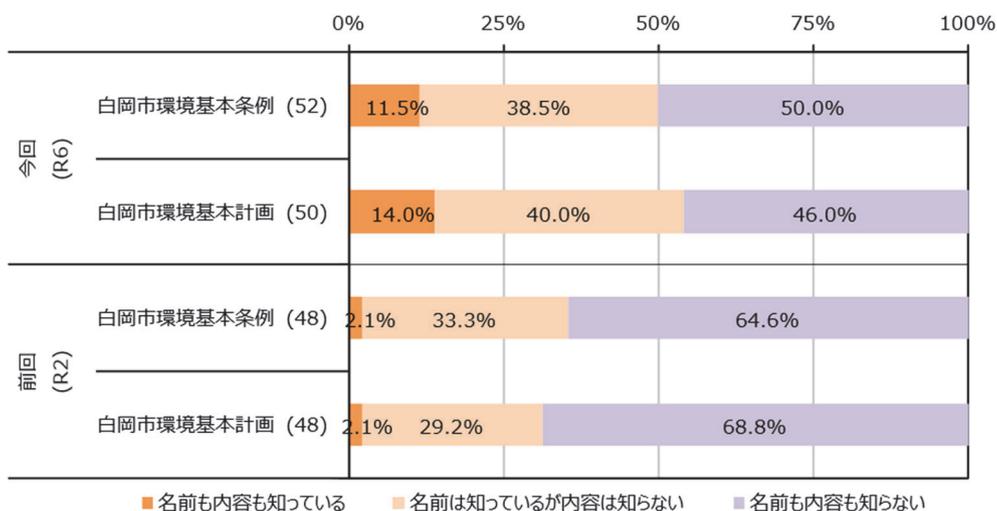


有効回答者数：今回 51 前回 47 前々回 49

⑤市の環境行政の在り方について

●問 17 白岡市の環境基本条例や環境基本計画の認知度【単独回答】

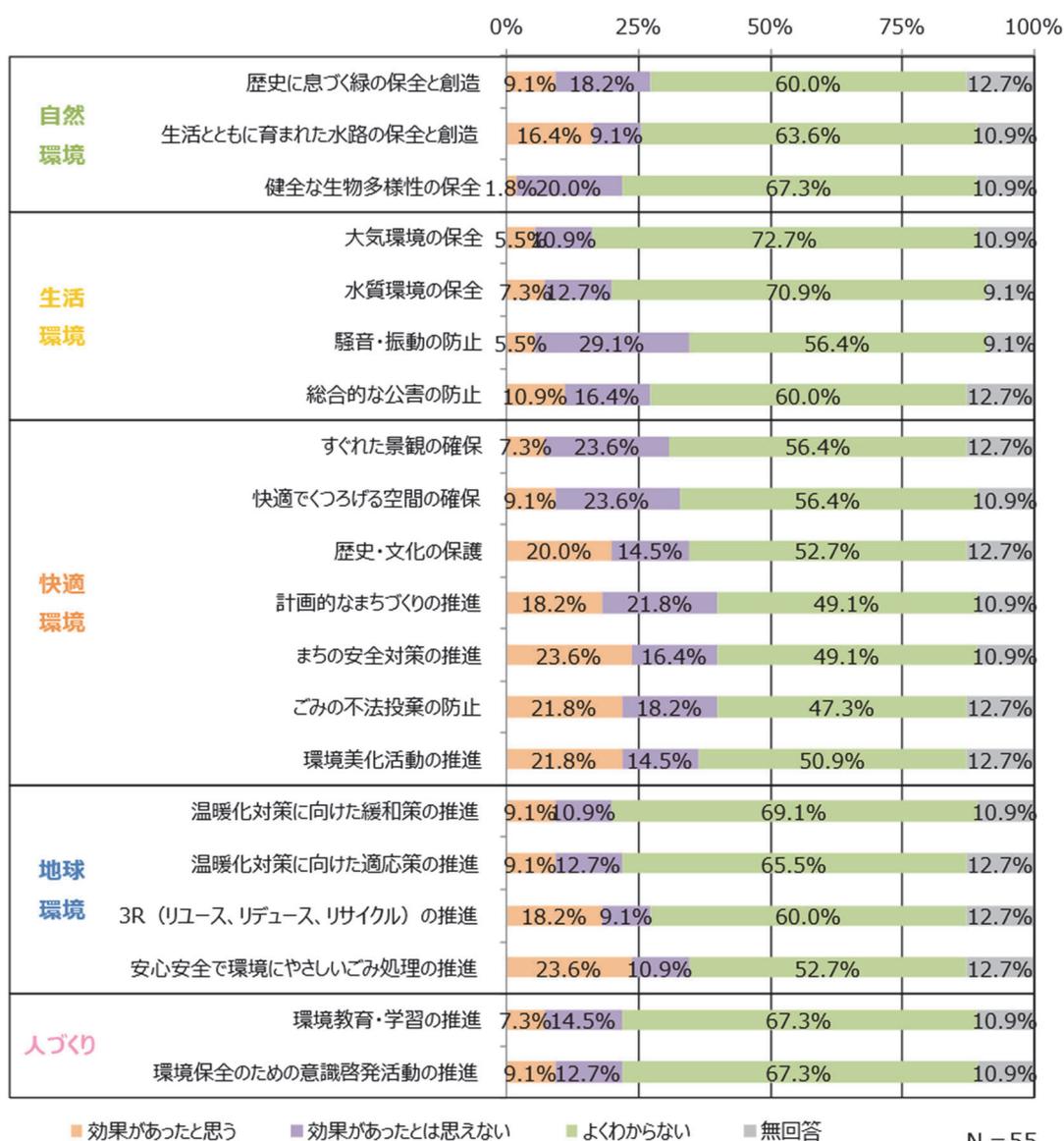
- ・市民アンケートと比較し、「名前知っているが内容は知らない」と回答した事業者の割合が高いが、「名前も内容も知っている」は市民と同程度であり、施策等の具体的な内容に関する情報発信が課題となる。
- ・前回と比較し、「名前も内容も知っている」と回答した事業者の割合が増加している。



( ) 内数値：有効回答者数

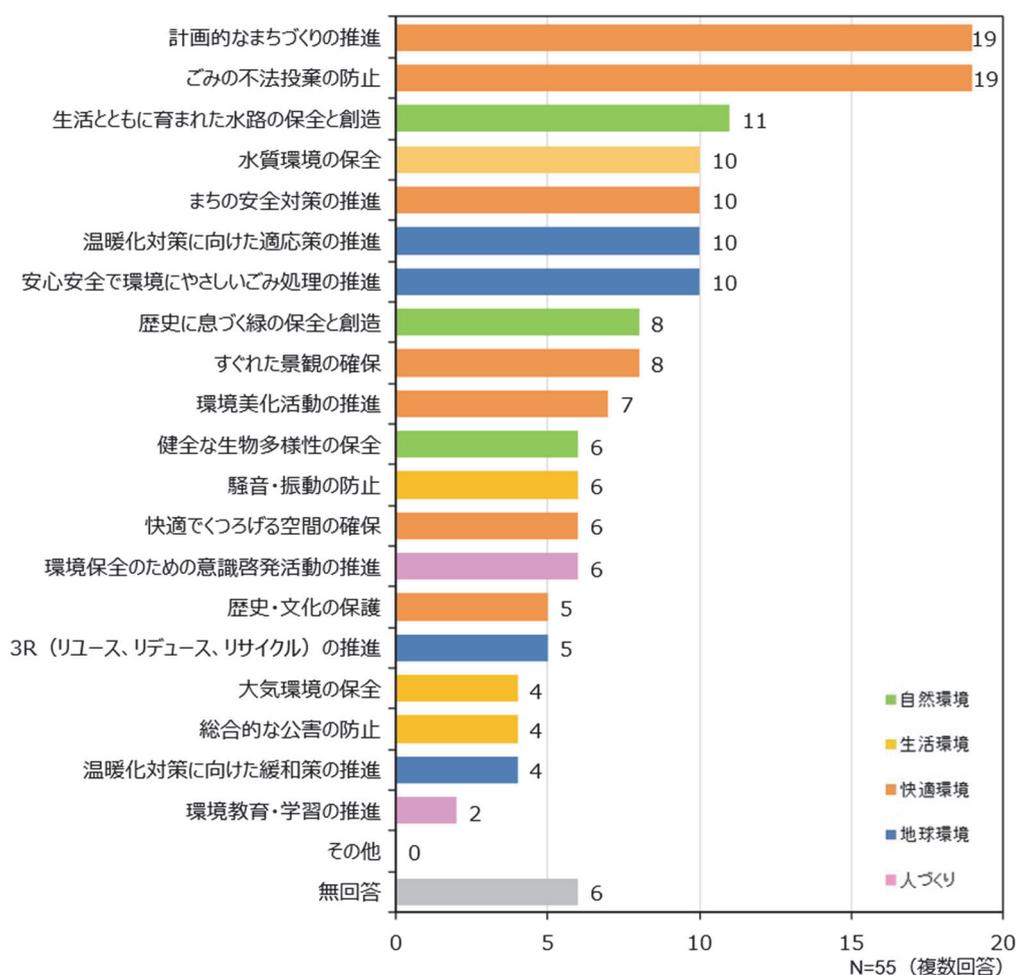
●問 18 環境基本計画の取組の効果【単独回答】

- ほとんどの項目で「よくわからない」が50%近く占めており、施策の効果に関する情報の周知が課題となる。
- 「3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進」、「まちの安全対策の推進」、「歴史・文化の保護」、「環境美化活動の推進」に関しては、「効果があったと思う」と回答した割合が、「効果があったとは思えない」よりも高かった。
- 一方、「騒音・振動の防止」、「すぐれた景観の確保」、「健全な生物多様性の保全」、「快適でくつろげる空間の確保」については「効果があったとは思えない」と回答した割合の方が「効果があったと思う」と回答した割合より15%以上多い。



●問 19 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策【複数回答（3つまで）】

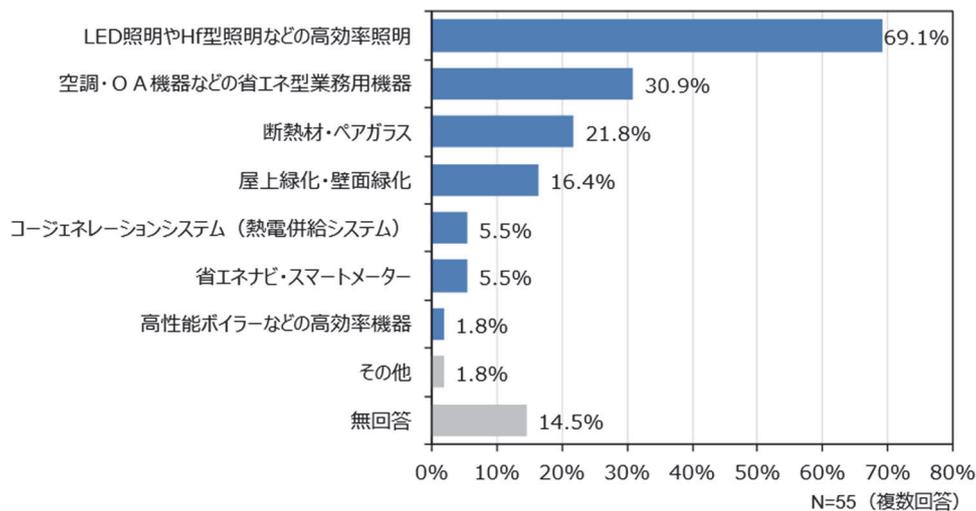
- ・「計画的なまちづくりの推進」が最も多く、次いで「ごみの不法投棄の防止」、「生活とともに育まれた水路の保全と創造」となった。
- ・市民と同様に上位には快適環境や水環境に関する施策が多いが、「温暖化に向けた緩和策の推進」や「安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進」といった事業継続に関わる地球環境に関心が高い。
- ・一方で、緩和策や大気環境の保全、人づくりに関する施策について下位となっており、これらの分野に関する施策の周知や事業者の関心の向上が課題となる。



⑥地球温暖化対策について

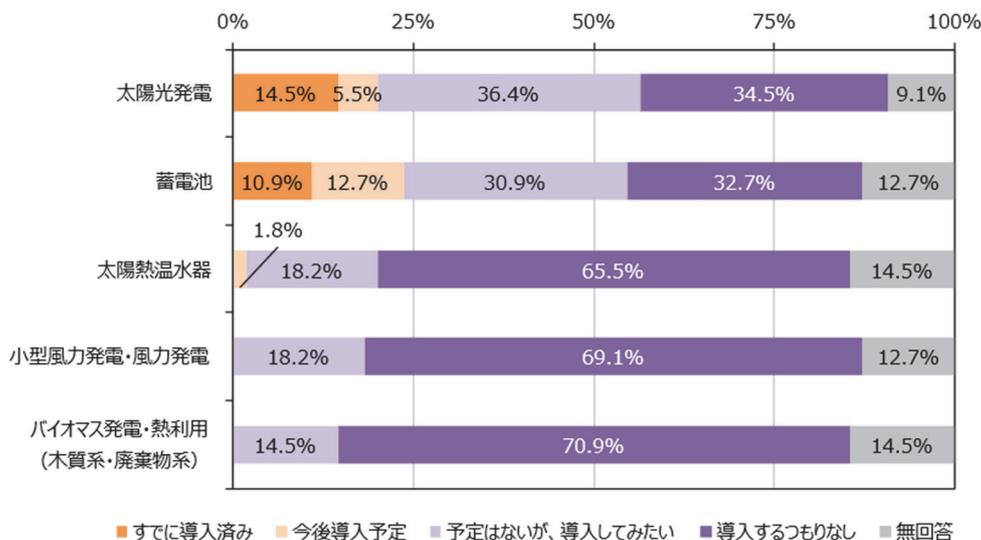
●問 20 省エネ機器や設備の導入状況【複数回答】

- ・「LED 照明やHf 型照明などの高効率照明」は 69.1%、「空調・OA 機器などの省エネ型業務用機器」は 30.9%の事業者が設置している。
- ・また、「高性能ボイラーなどの高効率機器」や「コージェネレーション（熱電併給システム）」といったエネルギー消費量の多い業種業態向けの設備も少ないながらも導入されている。



●問 21 再エネ設備の導入状況【単独回答】

- ・14.5%の事業者が太陽光発電を、10.9%の事業者が蓄電池を導入していたが、その他の設備の導入率は 0%となっていた。
- ・太陽光発電、蓄電池は 30.9%の事業者が導入検討の意思を示しており、この層に補助制度などの周知を行うことが課題となる。



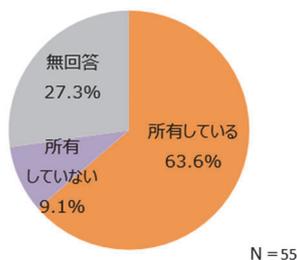
N = 55

## ●問 22 次世代自動車（ハイブリッド車、PHV・EV、FCV）への買い替えの意向

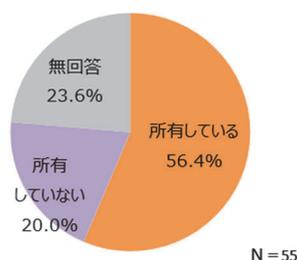
### I. 所有状況【単独回答】

- ・ガソリン・ディーゼル車、ハイブリッド車の所有率は比較的高いが、産業用次世代自動車の普及の遅れもあり、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の所有率は非常に低い。

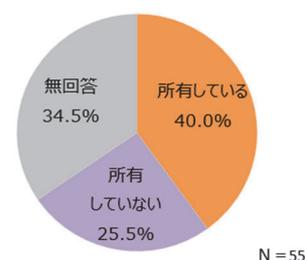
【ガソリン・ディーゼル車（普通）】



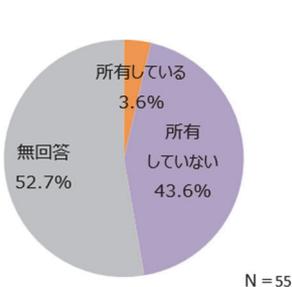
【ガソリン・ディーゼル車（軽）】



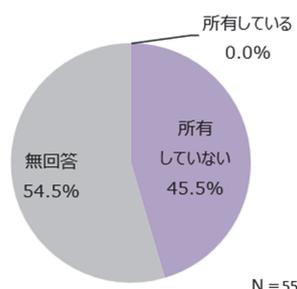
【ハイブリッド車】



【PHV・EV（電気自動車）】



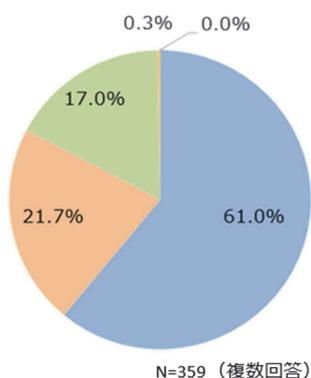
【燃料電池自動車】



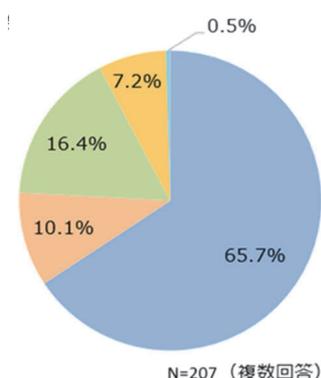
### II. 現在の保有台数と将来の予定台数【複数回答】

- ・現在の保有台数では約80%がガソリン・ディーゼル車であるのに対し、将来の保有台数ではハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の割合が増加しており、これらの次世代自動車への買い替えが進むと推測される。

【現在の保有台数】



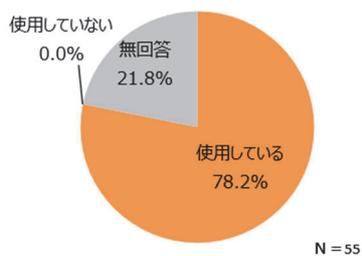
【将来の保有台数】



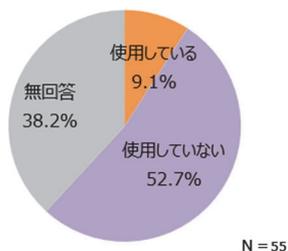
●問 23 事業所の電気やガス等のエネルギー使用状況【単独回答】

- ・電気、ガソリンの使用率が高く、ガスについては市の一部が都市ガスの供給エリアとなっているため、都市ガスの利用者とプロパンガスの利用者が混在している。
- ・また、灯油の利用者も30%近く存在している。

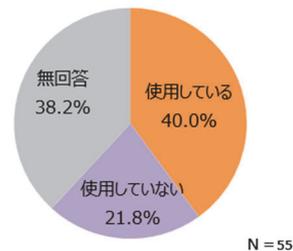
【電気】



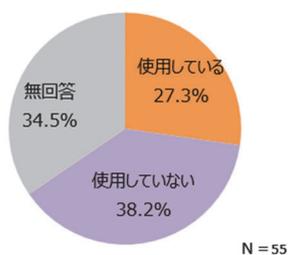
【都市ガス】



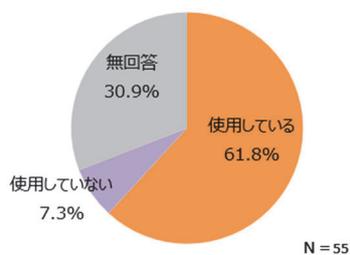
【プロパンガス】



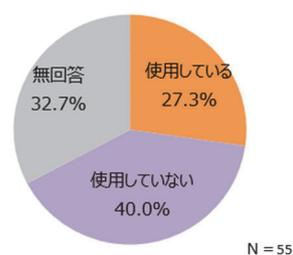
【灯油】



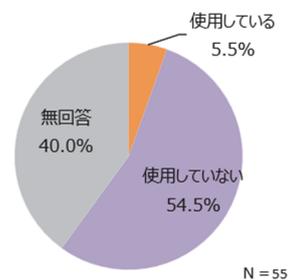
【ガソリン】



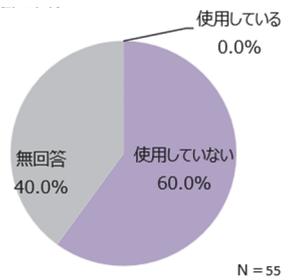
【軽油】



【重油】



【木材（薪・ペレット）】



## 資料6. 白岡市環境基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第7条）

##### 第2節 環境基本計画（第8条・第9条）

##### 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等（第10条—第23条）

##### 第4節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力（第24条）

##### 第5節 地球環境の保全及び国際協力（第25条）

#### 第3章 環境審議会（第26条—第33条）

#### 第4章 補則（第34条）

### 附則

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

(1) 環境の保全及び創造は、市民が現在及び将来にわたり健康で文化的な生活を営むため、恵み豊かで良好な環境の恩恵を受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたり維持継承されるよう適切に推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力及び浄化能力を超えることのないように、すべての者が環境への負荷の低減を図り、持続的な発展が可能となる循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

(3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識及び協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、白岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な処置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第14条 市は、環境の保全及び創造に資するため、次に掲げる事業の推進に当たっては、適正な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

(3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(市民等との協働)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全及び国際協力)

第 25 条 市は、地球環境の保全及び創造について、国際的な認識や協力のもとに国及び埼玉県その他の関係機関と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、白岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の長が推薦した者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(関係者の協力要請)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、生活経済部環境課において処理する。

2 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(令4条例28・一部改正)

第4章 補則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第3章及び附則第3項(別表に環境審議会の部を加える改正規定に限る。)の規定は、平成22年10月1日から施行する。

(白岡町公害防止条例の廃止)

2 白岡町公害防止条例(昭和52年白岡町条例第16号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成24年3月29日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(令和4年12月21日条例第28号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料 7. 用語集

### 【あ行】

#### ●ISO14001 認証

環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

#### ●アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を止めること。大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年（1996年）から「アイドリング・ストップ運動」を開始した。

#### ●IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により昭和63年（1988年）11月に設置されたもの。

#### ●EMS（エネルギーマネジメントシステム）

企業や家庭におけるエネルギーの使用状況を可視化し、最適化することで、コスト削減や環境負荷の低減を実現するシステム。オフィスビルや商業施設などの建物を対象とした「BEMS（B=Building）」や住宅を対象とした「HEMS（H=Home）」がある。

#### ●石綿（アスベスト）

天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。

#### ●一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

#### ●ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。

#### ●ウォームビズ

地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を20℃にし、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすいビジネススタイルのこと。

#### ●AIM（アジア太平洋統合評価モデル）

気候変動とその影響、さらにそれに対する政策対応を評価するための統合評価モデル。特にアジア太平洋地域を対象としており、環境、経済、エネルギー、土地利用などの多様な分野を統合的に分析するためのシミュレーションモデル。

#### ●エコアクション21

中小事業者等でも取り組みやすい環境経営のシステムとして、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

#### ●エコ建材

製造時に人の健康を害する汚染・有害物質を多量に発生しないことや、廃棄時や燃焼時に人や動植物を害する汚染・有害物質を大気や土壌中に発生しないこと、特に問題となっているフロン等の地球環境阻害要因物質を使用していないこと、使用時に人の健康を害する汚染・有害物質を発生させないことなどの条件が備わっている建材。

#### ●エコツアー

エコ（エコロジー）、ツアー（旅行）を合わせた言葉。自然観察や体験をしながらしくみを学び、生き物や自然環境の保護活動に参加し、貴重な遺跡を守るなど自然や地球を大切にする旅行のこと。

#### ●エコドライブ

環境にやさしい自動車の使用方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

**●エコライフ DAY&WEEK**

家庭からの二酸化炭素排出量の削減を目的とした県民運動。

**●SDGs (Sustainable Development Goals)**

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で採択された国際目標のこと。平成 28 年 (2016 年) ~ 令和 12 年 (2030 年) までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されている。

**●FCV (Fuel Cell Vehicle)**

水素と酸素の化学反応から電力を取り出し、得られた電力をモーターへと送り動力として利用する燃料電池自動車。

**●温室効果ガス**

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三ぶっ化窒素の 7 種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

**【か行】****●カーボンクレジット**

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減または吸収した実績を「クレジット」と呼ばれる取引可能な形に数値化したものを指す。企業や組織が自らの温室効果ガス排出量削減義務を果たす際に、排出削減量が不足する場合、他者が保有するカーボンクレジットを購入して相殺する仕組みとして利用される。通常、1 クレジットは 1t の二酸化炭素排出削減に相当する。

**●カーボンニュートラル**

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させ、合計を実質的にゼロにすること。ここでの温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」は、いずれも人為的なものを指す。

**●CNLNG (カーボンニュートラル LNG)**

天然ガスの採掘から燃焼までの工程で発生する二酸化炭素を、森林保護や再生可能エネルギー導入事業で創出されたカーボンクレジットで相殺することにより、二酸化炭素排出量を実質ゼロとみなせる液化天然ガス (LNG)。

**●街区公園**

都市公園法に基づいて設置される都市公園の一種で、主に公園から半径 250m 以内に居住する人々が利用できることを目的としている。標準的な面積は 0.25ha で、地域住民が気軽に訪れることができる公園としての役割を果たす。

**●外来種**

海外から日本国内に持ち込まれた、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種。

**●合併処理浄化槽**

し尿と台所や風呂からでる雑排水を併せて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/8 に減らすことができる。

**●川の国応援団**

埼玉県内各地において河川の清掃や環境教育などに取り組む団体であり、令和 7 年 12 月現在、NPO、自治会、企業、学校など 788 団体が登録されている。

**●環境基準**

環境基本法により、国が定める「大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

**●環境基本計画**

環境基本法の第 15 条に基づき、(1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

### ●環境基本法

平成5年(1993年)に制定された(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている法律。

### ●環境パトロール

市で行っている、市内全域の定期的な環境監視活動と、不法投棄ごみの撤去及び回収。

### ●環境マネジメントサイクル

管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実施(Do)し、その結果を内部で点検・評価(Check)し、不都合な点を見直し(Action)した上でさらに、もとの計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

### ●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続き。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。

### ●気候危機

2020年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」において初めて記載された。白書では、平成10年(1998年)から平成29年(2017年)までの世界における気候関連災害の被害額は2兆2450億ドル(約240兆円)で、その前の20年間の2.5倍に上り、現状を「単なる『気候変動』ではなく、全ての生き物の生存基盤を揺るがす『気候危機』」と、これまでの白書より強い文言で説明している。

### ●気候変動適応計画

都道府県や市区町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。

### ●気候変動枠組条約締約国会議

平成4年(1992年)、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が平成7年(1995年)から毎年開催されている。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席している。

### ●京都議定書

平成9年(1997年)12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの間に先進締結国全体で平成2年(1990年)比5%以上(日本6%、アメリカ7%、EU8%)削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。平成20年(2013年)以降は令和2年(2020年)までの8年間を第二約束期間とし、排出量を平成2年(1990年)の水準から少なくとも18%削減することとしたが、日本は第二約束期間には参加せず、自主的に設定した令和2年(2020年)の削減目標に向け、温室効果ガスの排出削減努力を続けていくこととした。

### ●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28℃にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

### ●グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小規模な移動サービス(車両も含めた総称)。環境負荷が少なく、狭い路地でも通行が可能で、高齢者の移動手段や観光客の周遊への活用が期待される。

### ●グリーンツーリズム

農山村の生活や農作業の体験など農山村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

**●下水道整備率**

公共下水道供用開始区域内の人口に対する水洗化されている人口の割合。

**●光害対策ガイドライン**

光害対策を推進するために、平成10年（1998年）3月に環境省が策定したガイドライン。光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施する上での関係者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説している。

**●光化学オキシダント**

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生するオゾンなどの酸化物の総称。

**●光化学スモッグ**

光化学オキシダントが大気中で生成し、気象条件によって地表での光化学オキシダント濃度が高くなる現象。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。

**●コージェネレーション**

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じた廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用することができ、電気と熱で無駄なく燃料を利用することができれば、燃料が本来持っているエネルギーを高い効率で利用することができる。

**●コンポスト**

家庭から出る生ごみや落ち葉などの有機物を微生物の働きで発酵・分解し、堆肥に変える仕組みやそのための容器。

**【さ行】****●再生可能エネルギー**

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

**●埼玉県プラごみゼロウィーク**

県土に占める河川の流域面積の割合が日本一の「川の国」である埼玉県において、海洋プラスチックごみ問題に対応するため、県民にプラスチックごみの問題を身近な問題として捉え、プラスチックごみの排出抑制と自然界に排出されてしまったプラスチックごみの回収の積極的な取り組みを促進するための運動。

**●在来種**

ある地域に古くから存在する生物種やその系統。

**●里山林**

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。

**●事業系ごみ**

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

### ●次世代自動車

低公害車と同類の言葉で、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車などが含まれる。

### ●自治体排出量カルテ

環境相が提供している都道府県や市区町村の二酸化炭素排出量のデータをわかりやすく可視化した資料。

### ●循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年（2000年）に循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。

### ●総合振興計画

地域の持続的な発展を目指すために策定される計画で、特に地方自治体を中心となって地域資源を活かした振興策を盛り込む。

### ●都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示したもの。長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするための計画。

### ●生活系ごみ

家庭や個人の生活に伴って発生する廃棄物

### ●生活排水処理率

地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽などの処理施設によって処理されている人口の割合。

### ●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。

### ●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

### ●ZEF（Net Zero Energy Factory）

工場のスマート化による省エネと再エネ導入による創エネにより、製造環境に必要な年間の一次エネルギー（加工されていない状態で供給されるエネルギー（石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱など））の収支をゼロにした建物収支をゼロにすることを目指した工場。

### ●ZEB（Net Zero Energy Building）

省エネと創エネによって建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにした建物。

### ●ZEH（Net Zero Energy House）

省エネと創エネによって住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにした住宅。

### ●絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物のこと。埼玉県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した埼玉県レッドデータブック動物編、植物編を発行している。

### ●ゼロカーボンシティ

令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。

### 【た行】

### ●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。ほかの化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などに伴って発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

### ●大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するために、昭和37年（1962年）制定の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して、昭和43年（1968年）に制定された法律。国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、（1）工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、（2）有害大気汚染物質対策の推進、（3）自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

### ●多自然型工法

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、とする自然環境に配慮した河川工事。

### ●脱炭素社会

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロとした社会。

### ●単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。

### ●地球温暖化

近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）すること。これにより海面上昇、かんばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

### ●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が「地球温暖化対策法」に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

### ●地球温暖化対策実行計画

温室効果ガスの排出を減らすために、自治体などが作る具体的な行動計画。地方公共団体実行計画は大きく分けて、「事務事業編」と「区域施策編」の2つから構成されている。「事務事業編」は地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減などに関する計画であり、「区域施策編」は区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である。

### ●低公害車

次世代自動車と同類の言葉で、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

### ●デコ活

脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を推進するための新しい国民運動。

### ●デング熱

デングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症。発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。ウイルスに感染した患者を蚊（日本ではヒトスジシマカ）が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することでウイルスが感染する。国内において温暖化やヒートアイランドなどの影響によりヒトスジシマカの分布が北上しており、将来、デング熱の流行のリスクがある地域が拡大していくことが懸念されている。日本では2014年に約70年ぶりの国内感染が報告された。

### ●天然記念物

日本にとって学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物などが対象となっており、文化財保護法に基づく国による指定のほか、都道府県や市町村の条例に基づく指定もある。

### ●透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

### ●特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、飼育等(飼育、栽培、保管及び運搬)、輸入、野外へ放つ・植える及びまくことなどが禁止されている。

### ●都市公園

都市公園法に基づき都道府県や市町村が整備・管理する公園。都市住民の憩いやレクリエーション、健康増進、景観形成、環境保全、防災などを目的に設置される。

#### 【な行】

### ●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

### ●日平均値の年間 2%除外値

大気汚染物質の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標のひとつ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

### ●日平均値の年間 98%値

大気汚染物質の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

### ●ネット・ゼロ (Net Zero)

正味や実質などの意味を持つ「Net」と排出量ゼロの「Zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネによる温室効果ガスの排出量と、植林や森林保全活動などの取り組みによる吸収量のバランスを取り、正味の排出量をゼロにすること。カーボンニュートラルとほぼ同義であるが、サプライチェーンを含めるかどうかなどの違いがある。

### ●農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水の総称。

### ●ノーカーデー

主に地方自治体などで行う、交通渋滞緩和並びに大気汚染抑制を目的とし、公共交通機関の利用を促すキャンペーン。一定の月日・曜日・または期間を定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかける。

#### 【は行】

### ●ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法(1968)では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質(カドミウム、フッ素等)」と定義している。

### ●パリ協定

2015年に採択された国際的な気候変動対策の枠組み。地球の平均気温上昇を産業革命前から「2℃より十分低く、できれば1.5℃未満」に抑えることを目指す合意であり、すべての締結国が対象となっている。

### ●BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

**●ppm**

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとってつくられた単位。%（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

**●PFAS**

主に炭素とフッ素からなる化学物質（有機フッ素化合物）のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のこと。1万種類以上の物質があるとされており、溶剤や界面活性剤など幅広い用途で使用されている。

**●ビオトープ**

ドイツから日本に紹介されたもので、「復元された野生生物の生息空間」という意味。都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したもの。

**●微小粒子状物質（PM2.5）**

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子。

**●V2H（Vehicle to Home）**

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）に蓄えられた電力を家庭用に活用する技術。電気自動車を移動手段としてだけでなく、災害時や停電時などに家庭用電源として使うことも可能。

**●浮遊粒子状物質**

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ （ミクロン： $1\mu\text{m}$ は、1mmの1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。

**●ふるさとの森**

もともとは「緑豊かな住みよい環境づくりに寄与する貴重な山林」として、埼玉県が保全を目的に指定していた山林。平成23年（2011年）3月に埼玉県による指定期間が満了を迎え、引き続き白岡市が、「市の『ふるさとの森』」として指定している。

**●ポケットパーク**

再開発事業等で狭小の余剰区間を利用した小さな公園のこと。

**【ま行】****●町ぐるみん白岡**

地域ぐるみ町ぐるみで子どもの育ちを支えることを目的として平成23年（2011年）に設立された。子ども達の健全な成長の支援や、地域の教育・子育て関係団体の連絡調整役となって活動の活性化を支援したり、子育て中の親へ学習機会を提供したりしながら、家庭・地域・学校などの関係の円滑化を図る。

**●緑のネットワーク**

緑の道・幹線道路の街路樹等が相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

**●モーダルシフト**

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を、環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。少ない人員で大量の荷物を運べるため、人員や時間の削減、環境負荷の低減といった効果が期待される。

**【ら行】****●REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）**

令和32年（2050年）カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー活用の普及加速を目的として、日本全土を対象として再生可能エネルギー（太陽光・風力・中小水力・地熱・地中熱・太陽熱）発電設備の導入ポテンシャル・導入状況を見える化したサイト。

**●RE100（Renewable Energy 100%）**

再生可能エネルギーを100%使用して発電された電力。



## 第2次白岡市環境基本計画【改訂版】

---

発 行 令和8年3月

発 行 者 白岡市

編 集 白岡市 生活経済部 環境課

〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野 432 番地

T E L : 0480-92-1111

E-mail : [kankyou@city.shiraoka.lg.jp](mailto:kankyou@city.shiraoka.lg.jp)

H P : <https://www.city.shiraoka.lg.jp/>

---